地研年報

第24号

誦	說							
	基礎的自治	会における	災害弱者	の援護	対策に関	する研究		
	*****		••••••		… 岩田	俊二・中井	加代子	(1)
	租税分野に	おけるマイ	ナンバー	制度の	問題点			
	ーみえ	ライフイノ	ベーショ	ン総合	特区の事	例を考慮して	_	
						大畑	智史	(73)
研	アノート							
	三重県内各市	市の「自立	支援型」	地域ケ	ア会議の	実施について		
	- 各市(の「介護保	:険事業計	画」の	分析 -			
						武田	誠一	(95)

2018年度地域問題研究所活動記録

地域問題研究所概要 地域問題研究所活動日誌 地域問題研究所刊行物 研究活動

2019年9月

三重短期大学地域問題研究所

基礎的自治会における災害弱者の援護対策に関する研究

岩田 俊二・中井 加代子

Ι 研究の目的

災害弱者の援護体制には緊急時要援護者避難対策制度があるが、これには多くの問題や課題があり十分な援護体制には程遠い。本研究は実効性ある災害弱者の援護体制の確立に向けて基礎的資料にすべく、自主防災組織の基礎的単位になると思われる基礎的な自治会を単位として 幾つかの自治会を取り上げ、災害弱者の実態やその援護にかかる問題点を明らかにし、共通する問題点は何かを検討した。

Ⅱ 研究の方法

1 調査対象の自治会

調査対象の自治会は三重県津市栗真町屋町根上り、同桜橋1丁目、同香良洲町浜浦、三重県 尾鷲市古江町、静岡県焼津市石津地区港第14自治会である。焼津市港第14自治会については その中の第5町内会を詳しく調べた。

津市の三つの自治会は自主防災組織の活動が活発として市危機管理課の推薦で調査対象として選定した。尾鷲市古江町は過去に土砂崩れ災害を被災し尾鷲市の中でもいち早く自主防災組織が中心になって防災避難計画を作った自治会なので同じく選定した。焼津市石津地区は市危機管理課が遠州難に近く津波の危険が高いため自主防災組織活動が活発であるとして推薦した地区なので同じく選定した。

2 自治会ごとの調査内容

	·	三重県津市		三重県	静岡県焼津市
調査内容	栗真町屋町根 上り	桜橋1丁目	香良洲町 浜浦	尾鷲市 古江町	石津地区港第 14 自治会第 5 町内会
全戸対象アンケート 調査	2013 年 7~9 月実施	同左	同左	_	2014 年 3 月~9 月実施
現地集落環境調査	2013 年 8 月 実施	同左	同左	2017年 2月実施	2016 年 9 月実施
避難シュミレーショ ンのワークショップ	2015 年 9 月実施	同左	同左	_	2016 年 9 月実施
市役所危機管理課ヒ アリング		_	_	2017年 2月実施	_
2005 年 2010 年国調 小地域集計結果分析	2018 年 7月実施	同左	同左	同左	同左

調査は①自治会全戸に対する防災に関するアンケート調査、②防災の観点から集落環境についての現地調査、③避難のシュミレーションを行う代表者によるワークショップ、④自主防災組織による防災計画の概要を市からヒアリング、⑤国勢調査小地域集計結果による当該自治会を含めた町丁別データによる社会的経済的な側面からの防災体制の分析を行った。これらの調査は一律に調査対象の全自治会に行ったのではなく、上の表に示すように自治会ごとに調査内容が異なる。

Ⅲ 津市香良洲町浜浦、桜橋1丁目、栗真町屋町根上り自治会

1 本章の目的

津市香良洲町浜浦、桜橋 1 丁目、栗真町屋町根上りの 3 つの自治会 (図 3-1) を対象とするアンケート調査 (2013 年) では、要援護者の避難について種々、課題を把握することができた。次には、緊急時にいかに避難を現実化するかという点が課題であり、そのための計画づくりが必要と思われる。そこで、その計画づくりに資するために緊急時の要援護者避難のシュミレーションを行う自治会ワークショップを開催し (2015 年)、このシュミレーションの結果から要援護者避難を実施するうえでの問題点、整備すべき点を明確化する。

2 各自治会の地域状況

(1) 香良洲町浜浦(図 3-15~3-16 参照)

浜浦は香良洲町のほぼ中央、香良洲小学校等の公共施設ゾーンの北側に位置している。自治会の戸数は 432 戸である。浜浦には戦前、海軍航空隊基地があったが、戦後は畑地帯となっていた。昭和 40 年代以降、いわゆる隠居家の地区として形成され自治会としては新しい。地区は昭和 40 年代以前には畑地帯であったことから、道路幅員は 2~3m のものが多く、基本的に狭い。また、道路沿いには電柱やブロック塀が多くあり、地震時に倒壊し避難の障害になる可能性もある。標高地形は 4m 以下であり、想定津波浸水沈度(2~5m)以下である。指定避難所は松ぽっくり作業所、香良洲小学校、サンデンタル香良洲であるが、津波避難は数 km 離れた地区外の高茶屋公民館となっている。最近、香良洲町内に高さ 10m ほどの津波避難公園が造成されているが、災害時の援護等で逃げ遅れた者のためで一般用ではない。

(2) 桜橋1丁目(図3-13~3-14参照)

桜橋 1 丁目自治会は橋内地区にあり、西は国道 23 号、東は南立誠小学校、南は安濃川に接している。自治会の戸数は 380 戸である。津駅や県庁等業務地区に近いため、アパート・マンション等の借家が多くある。地区に接している安濃川は津波が遡上する可能性がある。地区内の道路幅員はほとんどが 3m 以下であり、道路沿いに電柱やブロック塀が多くあり地震時に倒壊し道路を塞ぐ可能性がある。標高地形は低く、想定津波浸水沈度 2~3m 以下である。老朽家屋は少なく、マンション等 3 階以上の建物が 10 軒ほどある。この地区に隣接して指定避難場所の南立誠小学校があるが、津波避難場所は 1km 程離れた偕楽公園である。

(3) 栗真町屋町根上り (図 3-10~3-12 参照)

栗真町屋町根上りは旧伊勢街道沿いの古くからの市街地である栗真町屋町地区の南部に位置し、東端は伊勢湾に接する。自治会の戸数は 90 戸である。地区内の道路は幅員 3m 以下が多く、ブロック塀や老朽家屋も多いため地震時には倒壊し道路を塞ぐ可能性がある。標高地形は低く、想定津波浸水沈度 (2~5m) 以下である。津波避難場所は県文化センターとなっているが、遠くかつ志登茂川を江戸橋で渡らなければならず実際的ではない。要援護者等は三重大学に避難することとなっているが、避難訓練では要援護者が高層階に避難するのが難しい実態である。



図 3-1 津市における対象自治会の位置図

3 ワークショップの方法

- (1) ワークショップの参加者 防災組織関係者 5~6名
- (2) 災害弱者避難のシュミレーションの前提条件
 - ① 避難を支援する人材は現状において考える。
 - ② 避難の際の車イス等運搬機材は十分に整備されているものと想定する。

- ③ 避難の際には車両の利用も考慮する。
- ④ 避難場所は指定の場所以外でも実際的な場所があればそこを想定する。
- (3) 避難シュミレーションの進め方

ワークショップでは避難シュミレーションを次の指示書により行った。

- ① 千分の一程度の白地図の上で、グループで討議しながら、作業をして下さい。
 別紙の指示書にしたがってまず、大体で結構ですから要接護者がいると思われるお家をマーク(■)してください。次に、各要接護者に対して接護に駈けつけられそうな人がいる家をマーク(●)してください。
- ② 要援護者を援護しながら徒歩で避難する場合、徒歩ルート (⇒) と徒歩の限界を記入 してください。限界は避難場所等を想定しますが、そこに到達できない場合の体力的、 精神的限界地点を記入してください。
- ③ 要援護者を援護しながら車いす等の移動手段で避難する場合、避難ルート(⇒)と移動の限界を記入してください。
- ④ 避難用車両を使うと想定した場合、その車両の待機場所を記入してください。 待機場所は集合して乗る場合と、個人で乗る場合が考えられます。
- ⑤ 避難用車両を使って避難する場合の、避難ルート (⇒) と避難の限界点(避難所を想定できますが、そこに到達できない場合も考えられますので、その場合の到達地点)を記入してください。

4 ワークショップの実施

2015年9月2日 桜橋 1 丁目自治会館にて開催 自治会長が応接、ただし事前に指示書に沿って自治会の人たちとシュミレーションマップを作成済み。

同9月4日

香良洲町浜浦自治会館にて開催 前自治会長他数名が参加。

同9月4日

栗真町屋町根上り自治会館にて開催 自治会長他3名参加。

5 避難シュミレーションに関連する自治会別アンケート結果(2013年実施)の再確認

2013年に香良洲町浜浦、桜橋1丁目、栗真町屋町根上りの全戸対象で、各戸の地震・津波対策の実情、災害時に要援護が必要な人の有無とその人の援護方法等についてアンケート調査を実施した(「災害弱者アンケートから見た援護対策の課題―津市香良洲浜浦、桜橋1丁目、栗真根上り自治会の事例―」、『地研年報第20号』、三重短期大学地域問題研究所、2015年11月、pp1-60参照)。アンケート調査結果の主要な点を下記に示す。

- ① 「災害弱者への手助け」では「介助して安全な場所まで避難」を行う手助けは3地区全体で約1割の人が回答(表3-1、図3-2)。
- ② 「災害時援護が必要な人がいる」は3地区全体で約3割が回答(表3.2、図3.3)。
- ③ 「災害時援護が必要な人がいる」の人数に比較し、「介助して安全な場所まで避難」を行う

積極的な手助けの意志のある人は少ない。

- ④ 一方的に「期待する介助人の属性」は「隣近所」の人が一番多い(表 3-3、図 3-4)。
- ⑤ 結局、「災害時援護が必要な人がいる」場合、「災害時援護が必要な人が避難場所まで逃げられるかどうか」については、「逃げられない」が「逃げられる」よりも若干多い。援護を期待しつつも、実際は不可能との判断が多い(表 3-4、図 3-5)。
- ⑥ 「逃げられないとする場合の理由」は「災害弱者の体力が続かない」が最大である(表 3-5、図 3-6)。

表 3-1 アンケート調査結果--災害時の災害弱者への手助け

問18 災害	時の災害	弱者への	手助け(マ	ルチ回答)		- :				
	安否確	避難の		介助して	要介護	自主防	一時的	自分自	わからな	その他	
	認	声掛け	況や避	安全な	者へ連	災組織	な保護	身は手	l l		Λ÷ι
	·		難状況	場所ま	絡	や行政	や預かり	助けでき			合計
			を教える	で避難		に連絡		ない			
香良洲	63	77	39	35	29	32	16	28	9	1	329
E RAII	19.1%	23.4%	11.9%	10.6%	8.8%	9.7%	4.9%	8.5%	2.7%	0.3%	100.0%
桜橋1丁目	55	83	42	44	21	34	8	31	13	6	337
1×1A) □	16.3%	24.6%	12.5%	13.1%	6.2%	10.1%	2.4%	9.2%	3.9%	1.8%	100.0%
栗真根上り	29	35	13	17	10	12	7	16	5	2	146
未央似エッ	19.9%	24.0%	8.9%	11.6%	6.8%	8.2%	4.8%	11.0%	3.4%	1.4%	100.0%
合計	147	195	94	96	60	78	31	75	27	9	812
ПВІ	18.1%	24.0%	11.6%	11.8%	7.4%	9.6%	3.8%	9.2%	3.3%	1.1%	100.0%

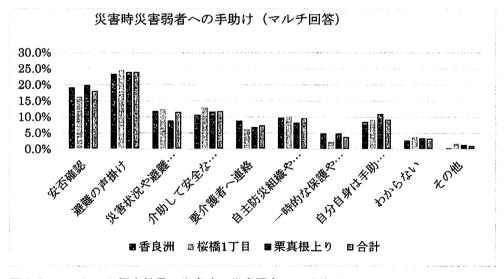


図 3-2 アンケート調査結果--災害時の災害弱者への手助け

表 3-2 アンケート調査結果--災害時援護の必要な人の有無

	いる	いない	無回答	合計
香良洲 -	36	84	3	123
百及加	29.3%	68.3%	2.4%	100.0%
桜橋1丁目	30	104	0	134
なる。」日	22.4%	77.6%	0.0%	100.0%
栗真根上り	24	38	3	65
未具化工り	36.9%	58.5%	4.6%	100.0%
合計	90	226	6	322
	28.0%	70.2%	1.9%	100.0%

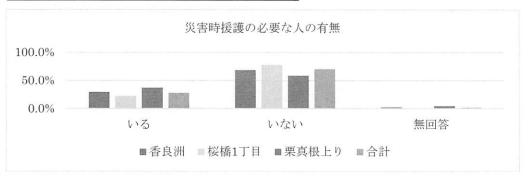


図 3-3 アンケート調査結果--災害時援護の必要な人の有無

表 3-3 アンケート調査結果--介助人の属性

問20-6 :	介助人の原	属性						
	隣近所 の人 (昼・夜)	自治会 の人 (昼・夜)	自主防 災組織 の人 (昼・夜)	消防団 (昼・夜)	民生委 員(昼· 夜)	その他	無回答	合計
香良洲	6	0	0	0	0	4	26	36
百及加	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	72.2%	100.0%
桜橋1丁目	8	3	2	1	3	2	11	30
7女1尚!] 日	26.7%	10.0%	6.7%	3.3%	10.0%	6.7%	36.7%	100.0%
栗真根上り	5	1	1	0	1	5	0	13
未具依エッ	38.5%	7.7%	7.7%	0.0%	7.7%	38.5%	0.0%	100.0%
合計	19	4	3	1	4	11	37	79
	24.1%	5.1%	3.8%	1.3%	5.1%	13.9%	46.8%	100.0%

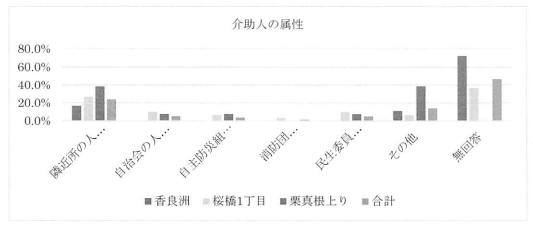


図 3-4 アンケート調査結果--介助人の属性

表 3-4 アンケート調査結果一災害時援護の必要な人が一時避難場所・避難場所まで逃げられるか

問20-12 災害時援護の必要な人が一時避難場所・避難場所まで逃げられるか

	逃げられ る	逃げられ ない	無回答	合計
香良洲	11	11	14	36
省及州	30.6%	30.6%	38.9%	100.0%
桜橋1丁目	10	14	6	30
1女1尚1] 日	33.3%	46.7%	20.0%	100.0%
栗真根上り	10	8	0	18
未具似エッ	55.6%	44.4%	0.0%	100.0%
合計	31	33	20	84
	36.9%	39.3%	23.8%	100.0%

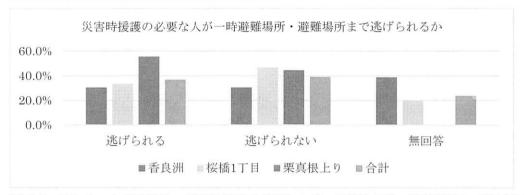


図 3-5 アンケート調査結果--災害時援護の必要な人が一時避難場所・避難場所まで逃げられるか

表 3-5 アンケート調査結果--災害時援護の必要な人が逃げられない理由

問20-13 災害時援護の必要な人が逃げられない理由(マルチ回答)

	災害弱 者の体 力が続 かない	災害弱 者が言う ことを聞 かない	介助者 がいな い	介助者 の体力 が続か ない	搬送の 機材が ない	避難路 が塞がれている 可能性 がある	交線がれて可が能ある。	避難場 所へやが限 としている	その他	合計
香良洲	8	1	0	4	3	3	2	2	1	24
省及州	33.3%	4.2%	0.0%	16.7%	12.5%	12.5%	8.3%	8.3%	4.2%	100.0%
桜橋1丁目	12	1	6	6	4	2	5	7	2	45
な作品「」日	26.7%	2.2%	13.3%	13.3%	8.9%	4.4%	11.1%	15.6%	4.4%	100.0%
栗真根上り	7	1	0	3	1	4	2	2	0	20
未具似エッ	35.0%	5.0%	0.0%	15.0%	5.0%	20.0%	10.0%	10.0%	0	100.0%
合計	27	3	6	13	8	9	9	11	3	89
	30.3%	3.4%	6.7%	14.6%	9.0%	10.1%	10.1%	12.4%	3.4%	100.0%

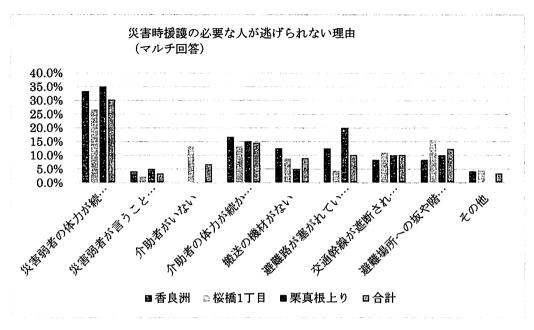


図 3-6 アンケート調査結果--災害時援護の必要な人が逃げられない理由

6 ワークショップの結果とその分析

(1) 災害弱者避難シュミレーションマップ

各自治会のワークショップによって要接護者のいる家、援護者のいる家、一時集合場所、避難方向、 組の範囲を表現した災害弱者避難シュミレーションマップは図 3·7~3·9 である。このマップを要援護者避難体制想定図と呼ぶこととする。

① 栗真町屋町根上り要援護者避難体制想定図 (図 3-7)

避難方向は南にある三重大学を目指している。班ごとに集団で避難を始める前に近所の集合 場所が想定されている。

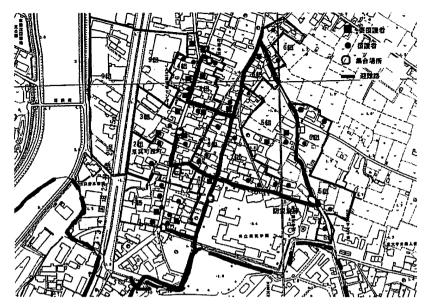


図 3-7 栗真町屋町根上り要援護者避難体制想定図

② 桜橋1丁目要援護者避難体制想定図 (図 3-8)

避難方向は南西の国道 23 号を渡り県庁方面、偕楽公園方面を目指している。マンション・アパートが多く、それらの要援護者や援護者の所在が不明となっている。



図 3-8 桜橋 1 丁目要援護者避難体制想定図

③ 香良洲町浜浦要援護者避難体制想定図 (図 3-9)

ワークショップでは要援護者のいる家は想定できたが、援護者のいる家は想定できなかった。

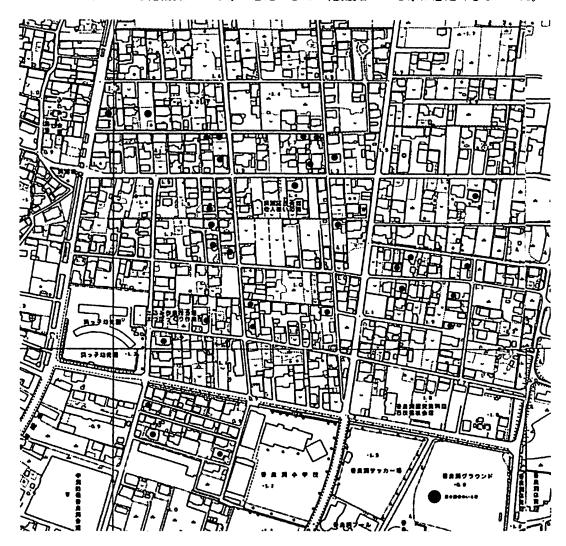


図 3-9 香良洲町浜浦要援護者避難体制想定図

(2) 分析

① 要援護者の期待と援護者の気持ちとの齟齬

要援護者は近所の人に援護を期待しているが、近所にいる援護者は積極的に要援護者を連れての避難までは考えていない。

② 自治会の置かれた地域状況による要援護者避難体制の差異

栗真町屋町根上りは古くからの自治会であり、自治会内の組を単位とした要援護者の避難体制を編成できているが、要援護者を含めて高齢者が多く、援護者も高齢化している。実際の避

難が機能するかどうか危惧がある。

桜橋1丁目は新旧住民の混在地区である。組を単位とした要援護者の避難体制を編成しており、避難の際にはアパートやマンションに居住している若い人の援護を期待している。若い人への避難体制の周知の必要があるが、彼らが実際に援護に参加するかどうかが予測できない。

香良洲町浜浦は隠居集落として昭和 40 年代前半に比較的新しく編成された自治会である。 自治会内には高齢者も多くいると思われるのに、要援護者の把握や援護体制の編成に消極的で あり、要援護者避難に問題がある。

③ 避難路閉塞の可能性

栗真町屋町根上りの幹線的な避難路になる旧伊勢街道沿いに老朽家屋、ブロック塀・石塀、電柱が多くあり、それらが震害で倒壊し道路を塞ぐ可能性があり、避難の困難性が予測される(図 3·10~12)。

桜橋1丁目の主要な避難路は集落の東西方向の道路であり、それらの道路沿いには電柱が多くある。震災時にこれらの電柱が倒壊し、避難路を塞ぐ可能性がある。当地区のブロック塀・石塀の配置を見ると、東西方向の主要な避難路沿いよりも宅地境界の南北方向に設置されている傾向があり、震災時に倒壊したとしても東西方向の主要な避難路に出ることは可能と思われる(図 3·13~14)。

香良洲町浜浦は集落内の道路は狭い場所もあるに関わらず、老朽家屋、ブロック塀・石塀の 設置は少なく、電柱の倒壊以外に震災時に道路が塞がる可能性は考えられない(図 3·15~16)。

④ 災害弱者の避難場所の問題

栗真町屋町根上りでは自治会内の一時集合場所から三重大学構内に向かうこととしている。 三重大学は海岸に近いため、津波からの避難としては建物上階に上ることになるが、災害弱者 を上階に運び上げることは大変な労力と予想され、援護者の体力との関係において困難な作業 となる。

桜橋 1 丁目では災害弱者を援護して、国道 23 号の西側で標高がやや高いところにある偕楽 公園の避難場所を目指すことになるが、当該自治会から遠く、災害弱者及び援護者の体力が続 かず、避難場所まで到達できない困難性も考えられる。自治会内にある中高層建物への避難も 検討すべきである。

香良洲町浜浦では津波避難の避難場所は髙茶屋公民館となっているが、災害弱者には遠すぎて避難できない。一方、香良洲地内に建築中の防災公園に避難する場合でも、香良洲の集落から海側に向かって避難を進めることになり、避難者に不安感を与え実際には利用しない恐れもある。

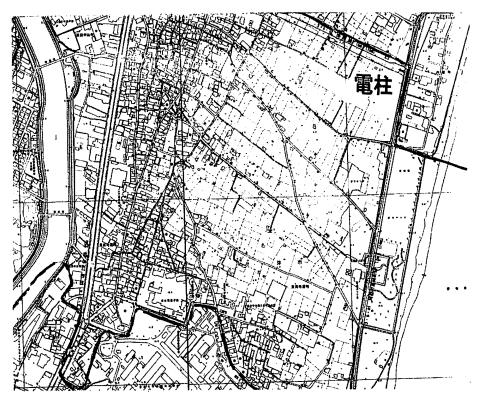


図 3-10 栗真町屋町根上り現地調査 電柱

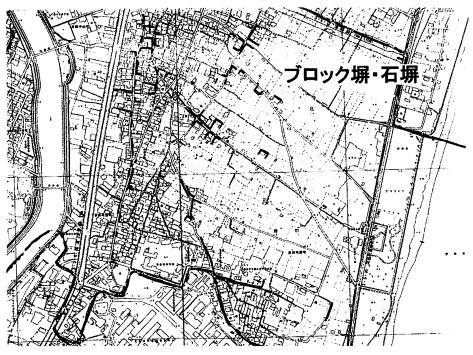


図 3-11 栗真町屋町根上り現地調査 プロック塀・石塀

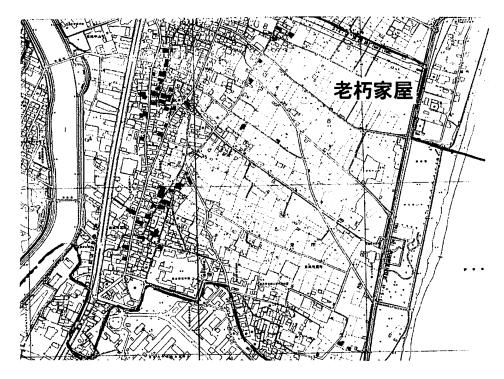


図 3-12 栗真町屋町根上り現地調査 老朽家屋

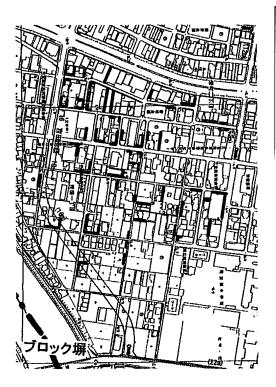


図 3-13 桜橋 1 丁目現地調査 ブロック塀・石塀 図 3-14 桜橋 1 丁目現地調査 電柱

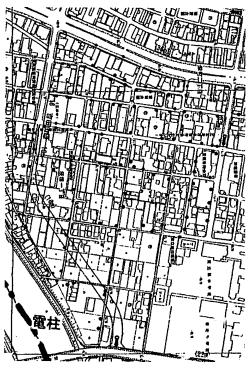




図 3-15 香良洲町浜浦現地調査 電柱

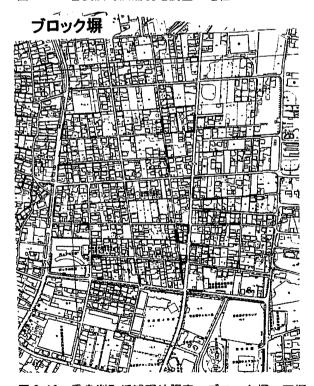


図 3-16 香良洲町浜浦現地調査 ブロック塀・石塀

Ⅳ 三重県尾鷲市の津波避難計画ー同市古江町を事例にー

三重県内でも津波や土砂災害に対する避難計画が進んでいるとされている尾鷲市の津波避難 対策について同市古江地区を例に紹介する。

三重県尾鷲市は甚大な津波被害が予想され、津波避難計画と津波避難対策が県内でも進んでいるとされている。古江町(図 4·1)を事例に同市の津波避難計画と津波避難対策を紹介する。

尾鷲市は平成 22 年度から単独事業の「住民主導型避難体制確立事業」を行っている。国主 導の地域防災計画での要援護者名簿作りは福祉部門や県警察と情報共有している。民生委員を 通して本人の同意を得ている。しかし、要援護者本人は歩いて避難できないので、名簿作りだ けでは限界がある。そこで、孤立地区で同事業のモデル事業を開始し、群馬大学の片田先生の 指導により住民を巻き込んだ防災教育中心の事業を始めた。市の周縁部の孤立地区において、 住民たちで避難行動の指針作りをするものである。

最初は平成 22 年度に古江地区で始めた。古江地区では土砂災害から高齢者や弱者をいかに 守るかをテーマとした。古江地区は高齢者率が高く、急傾斜地で集落内道路が狭い。同地区は 平成 26 年作成の土砂災害ハザードマップでは土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン) になっている。同地区は昭和 46 年の紀伊半島南部大水害で酷く被災した。死者 26 人、42 棟全壊、460 棟床下浸水、被害額 44 億円であった。同モデル事業では年間 5 回をめどに会議を開催し、 昭和 46 当時の災害時の避難が適切だったかどうかから検証を始めた (図 4・2)。 さらに、避難できる安全な場所を考える (図 4・3)。避難ルートの検証もする。防災避難の班体制として防災 隣組を 46 班組織した (図 4・4 (1) ~4・4 (3) 参照一班の括り、避難困難者がいる世帯、避難 支援者がいる世帯等が図示されている)。また、災害時避難にかかる市独自の住民全員名簿「防災隣保」(世帯 ID、住所氏名、年齢、性別、要援護かどうか、支援協力可能かどうか、運転免許有無、携帯電話、mail アドレスを掲載)を作成し、全員に周知している。

尾鷲市のこうした取り組み事例は内閣府が平成28年8月の台風第10号による小本川の氾濫を受けて設置した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」の2016年11月の第4回会議で発表された。

尾鷲市の同事業は平成 23 年度三木浦地区、24 年度早田地区、25 年度梶賀地区、26 年度須賀利地区、27 年度早田地区、28 年度港町、中井町で実施された。平成 22 年度の古江地区は土砂災害避難をテーマとしたが、平成 23 年度三木浦地区からは津波避難のルールづくりがテーマとなった。

平成 29 年度も継続して港町、中井町で実施した。港、中井町地区では津波避難施設等の建設や代替施設の建設・指定を行っている。代替施設とは船や避難ビル指定のことである。桜茶屋に国の3分の2補助で避難広場1,450㎡を整備した。収容者は1,450人である。また、中村山公園に尾鷲小学校から津波避難のために「命の架け橋」を架けた。尾鷲市街地には市人口の8~9割がいて、避難困難者も多い。桜茶屋と中村公園の広場で市街地の津波避難人口を収容する計画である。

尾鷲市全体の防災の取り組みとしては、平成29年度にウェブ版ハザードマップを作成した。 地域の自主防災組織、学校、会社を対象に防災講話を行い、尾鷲市の防災の取り組みを説明し ている。地域自主防災組織には地域防災力向上補助金(年額7万円上限)を交付している。平 成28年度は78団体のうち40団体総額280万円を交付した。地域住民のつながりを強めても らうことが狙いであり、防災意識の向上や備蓄品のために支出する。自主防災連絡協議会は紀 北町のハシガミテラス、防災倉庫、避難施設の見学と紀北町の同様の協議会との交流を行った。 その他、那智勝浦町の見学にも行った。

津波避難困難地区において、いわゆる災害弱者の接護体制を整備しておくことは重要である。 その接護体制が実際の災害時に機能するかどうかは地区集落の地形的条件や社会的条件にかかっている。尾鷲市古江地区は崖地に立地している集落であり、集落内道路は垂直方向にも水平方向にも狭く、階段状になっている。避難困難者を介助しての避難は抱えるか背負うしかない。しかし、海水面からは標高があるところどころの狭い空地に逃げられる(図 4-5)。避難距離は短いと思われるが、今回詳しくは調べられなかったが健常な避難援護者がどれだけいるかが問題である。



図 4-1 尾鷲市古江町の位置

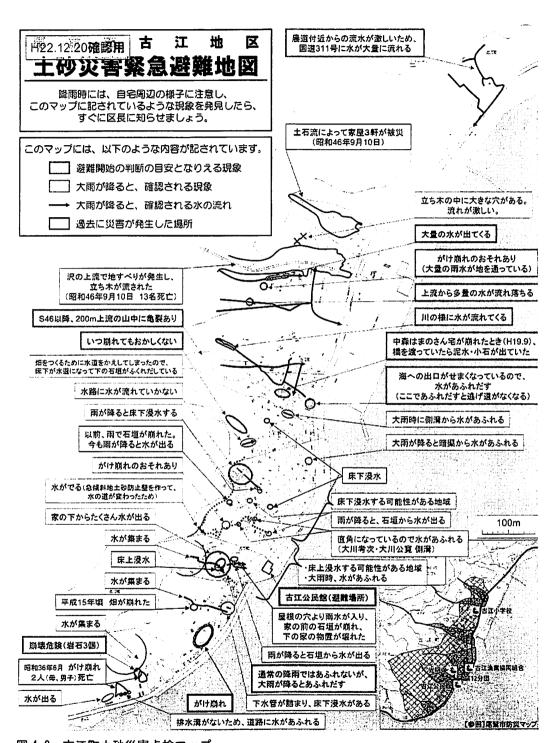


図 4-2 古江町土砂災害点検マップ

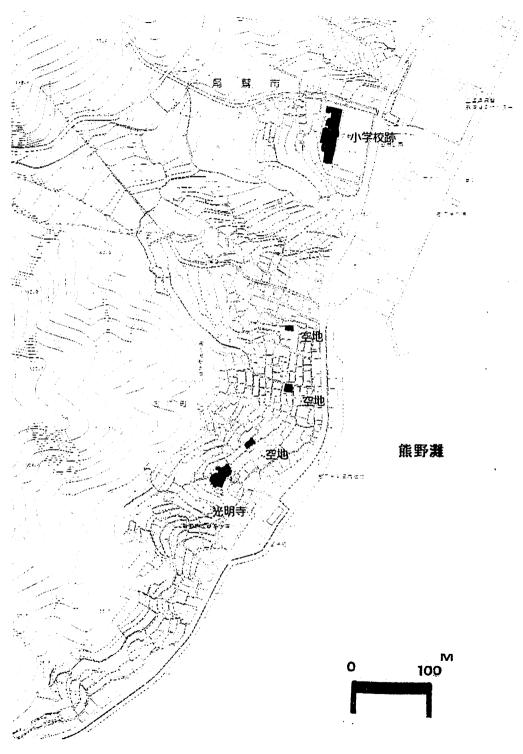


図 4-3 古江町指定避難場所位置図

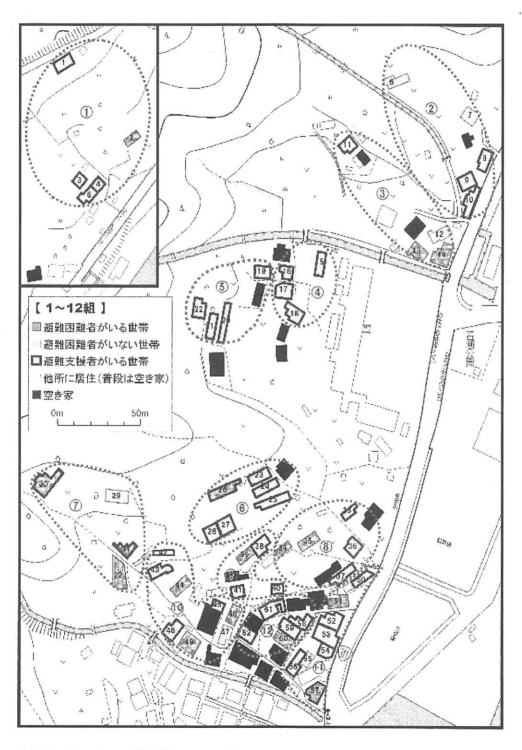


図 4-4 (1) 古江町防災隣組 (1~12 組)

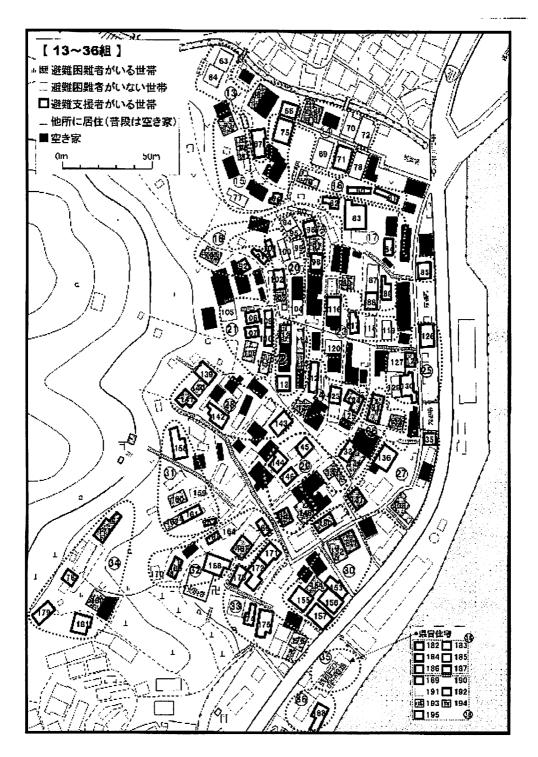


図 4-4 (2) 古江町防災隣組 (13~36 組)



図 4-4 (3) 古江町防災隣組 (37~46 組)



図 4-5 古江町指定避難場所への津波到達時間

V 静岡県焼津市港第14自治会及び同第5町内会

1 静岡県焼津市港第14自治会及び同第5町内会について

港第 14 自治会(図 5·1)は焼津駅から南に約 3km にある焼津市小川漁港近くにあり、大きな津波災害が予想され、自主防災組織や津波対策の整備が進んでいるとされている。自治会内には 12 の町内会(図 5·2)があり、各町会単位で津波等の防災対策をとっている。中でもかって漁業集落であった第 5 町会は遠州灘と木屋川に挟まれ、海と川からの津波に襲われる危険性があり(図 5·3)、高齢化率も高く空家も多くなっている。筆者が参加している NPO 法人弱者のための暮らし・まちづくり支援センターは平成 26 年 3 月~6 月にかけて第 5 町会を含めて港第 14 自治会に対して津波等災害に対する災害弱者援護についてのアンケート調査行った。ここではそのアンケート調査の結果を引用し見ていく^{注1}。

注 1) 特定非営利法人弱者のための暮らし・まちづくり支援センター、『災害弱者の防災対策に関するアンケート報告書』、2015 (平成 27) 年 6 月、pp115·152

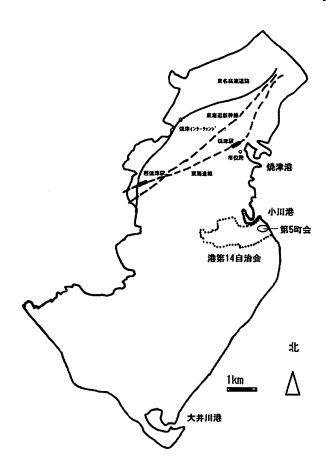


図 5-1 焼津市港第 14 自治会位置図

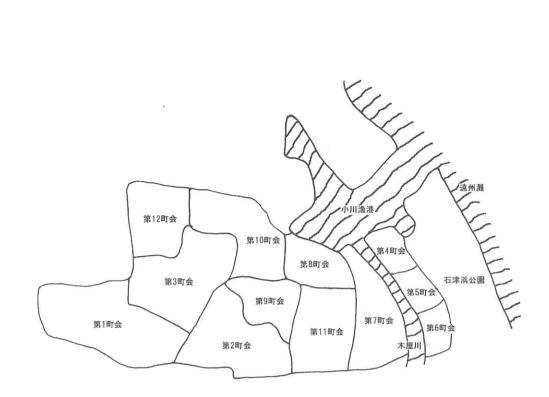


図 5-2 焼津市港第 14 自治会町内会区分図



図 5-3 焼津市石津地区津波浸水深図

2 静岡県焼津市港第14自治会町内会別アンケート結果

焼津市港第 14 自治会の中には 12 の町内会があり、アンケート結果を町内会別に集計した。 以下、アンケートの設問毎に結果を示す。

① 性別

性別をみると、全体では男性が6割弱、女性が4割強と、男性の方が若干多い。

町内会別にみると、第4町内会と第6町内会では、他の町内会と比べて、若干ではあるが女性の割合が高い。

表 5-1 性別

						全	体	第	1	第	2	第3		第	第4	
男性						824	57.7	125	63.1	124	62.3	49	57.0	29	46.0	
女性						604	42.3	73	36.9	75	37.7	37	43.0	34	54.0	
計						1428	100.0	198	100.0	199	100.0	86	100.0	63	100.0	
無回答	回答					22		2		3		0		0		
第	5	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12	
41	60.3	30	44.8	96	56.5	31	59.6	85	59.4	71	55.9	102	52.6	41	67.2	
27	39.7	37	55.2	74	43.5	21	40.4	58	40.6	56	44.1	92	47.4	20	32.8	
68	100.0	67	100.0	170	100.0	52	100.0	143	100.0	127	100.0	194	100.0	61	100.0	
1		0		5		2		4		2		3		0		

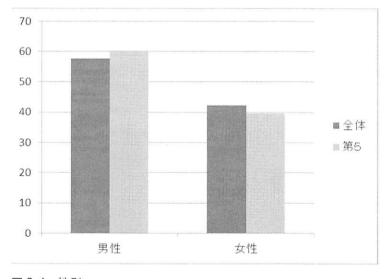


図 5-4 性別

② 年齢層

町内会別にみると、第6、第7、第8の各町内会では、70歳以上の割合が4割を超えている。第5町内会は40代以前の若い人が少ない。

表 5-2 年齢層

		SEA(F)				全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
20代						19	1.3	3	1.5	5	2.5	0	0.0	0	0.0
30代						89	6.2	17	8.5	22	11.2	6	7.0	2	3.2
40代						190	13.3	30	15.1	17	8.6	12	14.0	7	11.1
50代						272	19.0	41	20.6	46	23.4	18	20.9	10	15.9
60~64	1歳					169	11.8	20	10.1	24	12.2	9	10.5	12	19.0
65~69	歳					200	14.0	27	13.6	24	12.2	13	15.1	8	12.7
70~74	4歳					214	15.0	39	19.6	22	11.2	7	8.1	11	17.5
75歳以	上					275	19.3	22	11.1	37	18.8	21	24.4	13	20.6
計						1428	100.0	199	100.0	197	100.0	86	100.0	63	100.0
無回答	回答					22		1		5		0		0	
第	5	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	3.5	0	0.0	4	2.1	2	3.3
1	1.5	2	3.0	7	4.1	1	1.9	6	4.2	5	3.9	17	8.8	3	4.9
7	10.3	10	15.2	22	12.9	5	9.6	21	14.6	17	13.3	24	12.4	18	29.5
15	22.1	11	16.7	26	15.3	9	17.3	20	13.9	34	26.6	35	18.0	7	11.5
11	16.2	7	10.6	21	12.4	6	11.5	17	11.8	14	10.9	22	11.3	6	9.8
9	13.2	8	12.1	24	14.1	10	19.2	18	12.5	19	14.8	28	14.4	12	19.7
11	16.2	10	15.2	40	23.5	7	13.5	19	13.2	14	10.9	29	14.9	5	8.2
14	20.6	18	27.3	30	17.6	14	26.9	38	26.4	25	19.5	35	18.0	8	13.1
68	100.0	66	100.0	170	100.0	52	100.0	144	100.0	128	100.0	194	100.0	61	100.0
1		1		5		2		3		1		3		0	

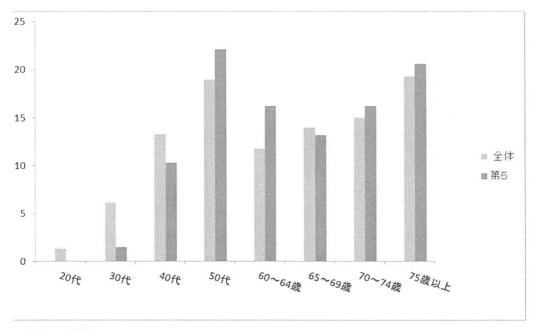


図 5-5 年齢層

③ 職業

が3割弱、パート・アルバイトが2割弱、自営業、主婦・主夫がどちらも1割と続く。 回答者の職業をみると、全体では無職が全体の1/3を占め、最も多い。次に会社員・公務員

比べ、若干多く、第5、第6、第8各町内会では、無職の割合がやや多い。 町内会別にみると、第1町内会では会社員・公務員、第8町内会では自営業が他の町内会に

表 5-3 職業

_		_		ហ	10		18	第	無回路	7	やの街	無職	主婦·主夫	ンート・	山宮紫	会社員	
	100.0	1.5	42.6	7.4	14.7	7.4	26.5	OI					*	ペート・アルバイ		·公務員	
_	66	ω	30	ر ت	15	ω	10	能						7			live Lies
	100.0	4.5	45.5	7.6	22.7	4.5	15.2	O									
ហ	170	7	62	20	22	23	36	淝									
	100.0	4.1	36.5	11.8	12.9	13.5	21.2	7									
ယ	51	_	22	2	ω	1	12	第8	27	1423	31	490	151	214	160	377	全
	100.0	2.0		3.9		21.6	23.5	œ		100.0				15.0			体
5	142	7	57	12	23	<u>-</u>	32	避	2	198	6	59	18	24	24	67	第
	100.0	4.9	40.1	8.5	16.2	7.7	22.5	9		100.0	3.0	29.8	9.1	12.1	12.1	33.8	1
_	128	0	41	16 1	23	15	33	能	6	196	51	63	20	26	24	58	第
	100.0	0.0	32.0	12.5	18.0	11.7	25.8	0		100.0	2.6	32.1	10.2	13.3	12.2	29.6	2
ω	194	_	58	27	32	23	53	細	0	86	0	32	7	12	<u></u>	24	第
	100.0	0.5	29.9	13.9	16.5	11.9	27.3	_		100.0	0.0	37.2	8.1				3
0	61	0	14	9 1	10	6	22	能	0	63	0	23	10	14	4	12	第
	100.0	0.0	23.0	14.8	16.4	9.8	36.1	2		100.0	0.0	36.5	15.9	22.2	6.3	19.0	4

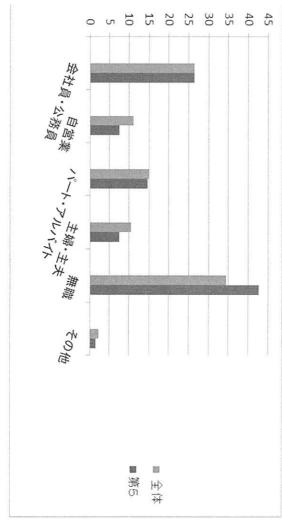


図 5-6 職業

④ 世帯構成

世帯構成をみると、全体では「夫婦と子ども」が3割と最も多く、次いで「夫婦のみ」2割、「夫婦と子どもと親」2割弱、「単身」1割強と続く。

町内会別にみると、第5と第8各町内会では「単身」、第9と第10各町内会では「夫婦のみ」の世帯が他の町内会と比べ若干多い。それに対して、第12町内会では「夫婦と子ども」世帯、第4町内会では「夫婦と我」世帯、第6、第12各町内会では「夫婦と子どもと親」世帯がやや多い。

表 5-4 世帯構成

						全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
単身						188	13.4	20	10.3	27	13.8	8	9.5	10	16.4
夫婦の	7					294	21.0	42	21.6	44	22.4	16	19.0	6	9.8
夫婦と	子ども					433	30.9	70	36.1	62	31.6	24	28.6	21	34.4
夫婦と	親					55	3.9	12	6.2	3	1.5	7	8.3	9	14.8
	子どもと	視				209	14.9	26	13.4	27	13.8	14	16.7	6	9.8
その他						223	15.9	24	12.4	33	16.8	15	17.9	9	14.8
計						1402	100.0	194	100.0	196	100.0	84	100.0	61	100.0
無回答	回答					48		6		6		2		2	
第	5	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
18	26.9	8	13.1	26	15.6	14	26.4	12	8.4	19	15.1	19	10.1	7	11.5
8	11.9	9	14.8	40	24.0	10	18.9	36	25.2	33	26.2	42	22.2	8	13.1
15	22.4	17	27.9	47	28.1	12	22.6	48	33.6	33	26.2	60	31.7	24	39.3
2	3.0	2	3.3	8	4.8	1	1.9	3	2.1	5	4.0	3	1.6	0	0.0
10	14.9	15	24.6	18	10.8	7	13.2	23	16.1	14	11.1	34	18.0	15	24.6
14	20.9	10	16.4	28	16.8	9	17.0	21	14.7	22	17.5	31	16.4	7	11.5
67	100.0	61	100.0	167	100.0	53	100.0	143	100.0	126	100.0	189	100.0	61	100.0
2		6		8		1		4		3		8		0	

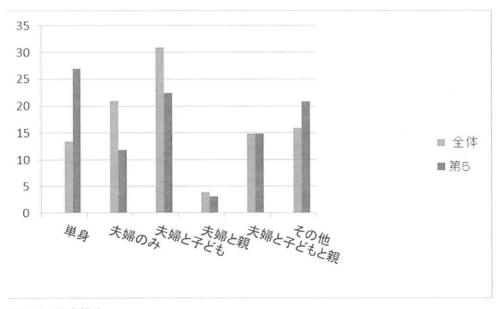


図 5-7 世帯構成

⑤ 世帯人員

世帯人数をみると、全体では2人世帯が3割で最も多く、次いで3人世帯が2割、4人世帯が2割弱と続く。

町内会別にみると、第5、第8各町内会では単身世帯、第7、第9各町内会では2人世帯が 多いのに第12町内会では4人以上の世帯が多い。

表 5-5 世帯人員

						全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
1人						187	13.1	21	10.6	26	13.2	7	8.1	10	15.9
2人						422	29.6	52	26.3	58	29.4	27	31.4	12	19.0
3人						315	22.1	55	27.8	39	19.8	20	23.3	19	30.2
4人						216	15.1	34	17.2	34	17.3	12	14.0	11	17.5
5人						152	10.7	17	8.6	22	11.2	10	11.6	5	7.9
6人以.	上					135	9.5	19	9.6	18	9.1	10	11.6	6	9.5
計						1427	100.0	198	100.0	197	100.0	86	100.0	63	100.0
無回答					23		2		5		0		0		
第	5	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
19	27.5	11	16.4	23	13.8	12	23.1	13	9.0	18	14.1	21	10.8	6	9.8
17	24.6	19	28.4	57	34.1	13	25.0	50	34.5	43	33.6	61	31.4	13	21.3
13	18.8	11	16.4	35	21.0	13	25.0	34	23.4	25	19.5	45	23.2	6	9.8
6	8.7	10	14.9	23	13.8	4	7.7	22	15.2	22	17.2	24	12.4	14	23.0
7	10.1	8	11.9	17	10.2	5	9.6	16	11.0	10	7.8	24	12.4	11	18.0
7	10.1	8	11.9	12	7.2	5	9.6	10	6.9	10	7.8	19	9.8	11	18.0
69	100.0	67	100.0	167	100.0	52	100.0	145	100.0	128	100.0	194	100.0	61	100.0
0		0		8		2		2		1		3		0	

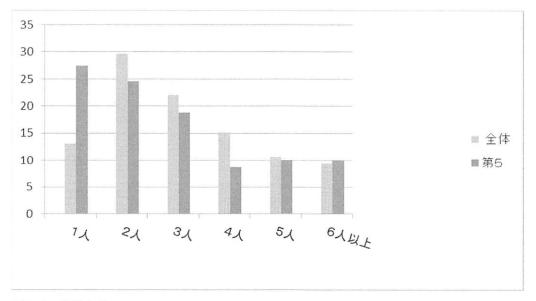


図 5-8 世帯人員

⑥ 住まい

住まいをみると、全体では持家一戸建てが9割を占める。次いで賃貸マンションが1割弱と 続く。

町内会別にみると、第6、第7、第8、第12各町内会では、ほぼ全戸が持家一戸建てであるのに対して、第2町内会と第9町内会では、賃貸マンションが1割前後と若干多い。

表 5-6 住まい

						全	体	第	1	第	2	第3		第	4				
一戸建	て(持家)				1296	90.6	180	90.9	168	84.4	79	91.9	57	90.5				
	て(借家					45	3.1	1	0.5	5	2.5	3	3.5	6	9.5				
社宅、						1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
アパートマンション(分譲)						4	0.3	1	0.5	1	0.5	0	0.0	0	0.0				
アパー	トマンショ	ン(賃	貸)			78	5.5	15	7.6	24	12.1	2	2.3						
その他					6	0.4	1	0.5	1	0.5	2	2.3	0	0.0					
計						1430	100.0	198	100.0	199	100.0	86	100.0	63	100.0				
無回答					20		2		3		0		0						
第	5	第	6	第	7	第8		第	9	第	10	第11		第12					
65	94.2	64	97.0	164	96.5	50	96.2	128	88.3	108	84.4	174	89.7	59	98.3				
4	5.8	2	3.0	4	2.4	2	3.8	3	2.1	8	6.3	7	3.6	0	0.0				
0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0				
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.8	1	0.5	0	0.0				
0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	0.0	14	9.7	10	7.8	12	6.2	0	0.0				
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.8	0	0.0	1	1.7				
69	100.0	66	100.0	170	100.0	52	100.0	145	100.0	128	100.0	194	100.0	60	100.0				
0		1		5		2		2		1		3		1					

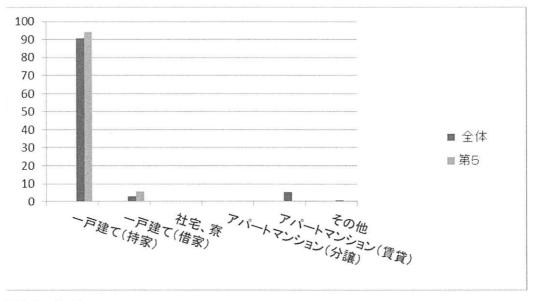


図 5-9 住まい

⑦ 自宅の築年数

築年数をみると、全体では新耐震基準による昭和56年6月以降が全体の2/3を占め、最も 多い。残りの1/3は旧耐震基準の昭和56年5月以前となっている。

町内会別にみると、第4、第5、第6、第7、第8各町内会では、旧耐震基準による家の割合がやや多いのに対して、第1町内会と第12町内会では新耐震基準による家が9割を超している。

表 5-7 自宅の築年数

						全	体	第	1	第2		第3		第	4
昭和56	年5月以	山前				448	31.6	12	6.1	68	34.7	8	9.4	35	55.6
昭和56	召和56年6月以降						64.1	182	91.9	120	61.2	75	88.2	26	41.3
わからない						62	4.4	4	2.0	8	4.1	2	2.4	2	3.2
計						1419	100.0	198	100.0	196	100.0	85	100.0	63	100.0
無回答	:					31		2		6		1		0	
第	5	第	6	第	7	第8		第9		第10		第11		第	12
33	48.5	33	50.8	81	47.9	25	48.1	45	31.5	43	33.9	61	31.6	4	6.7
31	45.6	30	46.2	83	49.1	23	44.2	90	62.9	72	56.7	122	63.2	55	91.7
4	5.9	2	3.1	5	3.0	4	7.7	8	5.6	12	9.4	10	5.2	1	1.7
68	100.0	65	100.0	169	100.0	52	100.0	143	100.0	127	100.0	193	100.0	60	100.0
1		2		6		2		4		2		4		1	

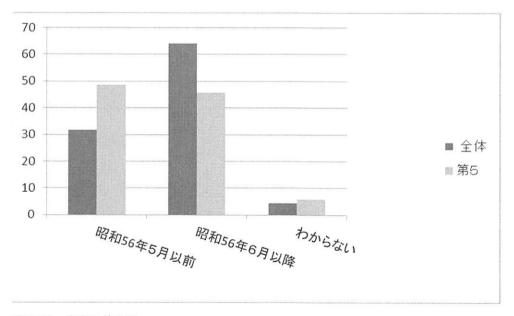


図 5-10 自宅の築年数

⑧ 普段の交通手段

日常における交通手段をみると、全体では自家用車の利用が8割弱と多く、次いで自転車の利用が3割、徒歩が3割弱と続く。

町内会別にみると、第 12 町内会では徒歩、第 8 町内会では徒歩と自転車の利用者が他の町内会と比べて若干多い。第 6 町内会では、自転車とあわせて、バス、タクシーの利用者が多い。 第 5 町内会ではバイク・原付が他よりも多い。

表 5-8 普段の交通手段 (マルチ回答)

				A HAD		全	体	第	1	第	2	第3		第	4
徒歩						407	28.4	51	25.5	60	30.2	21	24.4	16	25.4
自転車						438	30.6	55	27.5	60	30.2	30	34.9	19	30.2
バイク・	原付					105	7.3	17	8.5	16	8.0	5	5.8	3	4.8
自家用	車					1111	77.5	162	81.0	165	82.9	64	74.4	42	66.7
バス						155	10.8	15	7.5	16	8.0	11	12.8	3	4.8
タクシー	_					126	8.8	11	5.5	15	7.5	4	4.7	3	4.8
跌道						118	8.2	17	8.5	17	8.5	5	5.8	1	1.6
その他						12	0.8	2	1.0	2	1.0	0	0.0	0	0.0
dž						1433	172.5	200	165.0	199	176.4	86	162.8	63	138.1
無回答				17		0		3		0		0			
第	5	第6		第7		第8		第	9	第	10	第	11	第	12
16	23.2	22	33.3	47	27.8	19	35.8	47	32.4	40	31.5	45	23.1	23	37.7
20	29.0	25	37.9	50	29.6	22	41.5	49	33.8	36	28.3	53	27.2	19	31.1
10	14.5	3	4.5	17	10.1	4	7.5	9	6.2	8	6.3	8	4.1	5	8.2
44	63.8	45	68.2	130	76.9	37	69.8	112	77.2	102	80.3	158	81.0	50	82.0
7	10.1	12	18.2	28	16.6	7	13.2	17	11.7	12	9.4	20	10.3	7	11.5
7	10.1	9	13.6	21	12.4	5	9.4	16	11.0	17	13.4	13	6.7	5	8.2
3	4.3	7	10.6	17	10.1	4	7.5	15	10.3	11	8.7	14	7.2	7	11.5
0	0.0	1	1.5	2	1.2	1	1.9	0	0.0	0	0.0	4	2.1	0	0.0
69	155.1	66	187.9	169	184.6	53	186.8	145	182.8	127	178.0	195	161.5	61	190.2
0		1		6		1		2		2		2		0	

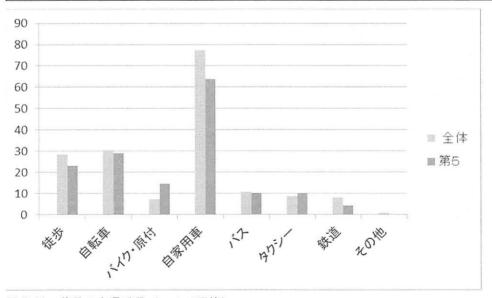


図 5-11 普段の交通手段(マルチ回答)

⑨ 大地震時の心配ごと

大地震時の心配ごとをみると、全体では「津波による被害」が9割強と最も多く、次いで「自 宅の倒壊」が6割、「家族との連絡」が5割、「ライフラインの供給停止」「火災の発生」「家具 類の転倒」がそれぞれ4割前後と続く。

町内会別にみると、第1町内会では「ライフラインの供給停止」と「火災の発生」、第4町内会では「洪水による被害」と「家族内の災害弱者」、第5町内会では「家族内の災害弱者」、第6町内会では「自宅の倒壊」、第7町内会では「地盤の液状化」、第9町内会では「火災の発生」「洪水による被害」「地盤の液状化」、第11町内会では「地盤の液状化」、第12町内会では「家族との連絡」「ライフラインの供給停止」に対する心配が、それぞれ他の町内会と比べて多い。第5町内会は全体に比べて「津波」「自宅の倒壊」「家具類の転倒」が多い。

表 5-9 大地震時の心配事 (マルチ回答)

						全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
津波に	よる被	害				1315	93.2	172	87.8	183	93.8	77	89.5	58	95.1
自宅の		_				869	61.6	101	51.5	125	64.1	47	54.7	40	65.6
建物か		ガラスの	D落下			317	22.5	43	21.9	49	25.1	21	24.4	12	19.7
家具類	の転倒	1			,	541	38.3	80	40.8	80	41.0	27	31.4	26	42.6
火災の	発生					576	40.8	90	45.9	87	44.6	32	37.2	22	36.1
地盤の	液状化	;				297	21.0	24	12.2	32	16.4	16	18.6	13	21.3
洪水に	よる被	害				379	26.9	39	19.9	45	23.1	23	26.7	24	39.3
がけ崩	れ					2	0.1	0	0.0	1	0.5	1	1.2	0	0.0
土石流	:				İ	6	0.4	0	0.0	1	0.5	2	2.3	0	0.0
ガスな	どの危	険物の	暴発			261	18.5	33	16.8	32	16.4	14	16.3	14	23.0
ライフラ	インの	供給停	止			585	41.5	100	51.0	85	43.6	34	39.5	25	41.0
家族と	の連絡				ļ	700	49.6	101	51.5	106	54.4	46	53.5	30	49.2
ペットの	こと				į	232	16.4	27	13.8	32	16.4	7.	8.1	8	13.1
家族内	の災害	弱者			j	216	15.3	30	15.3	18	9.2	12	14.0	13	21.3
特に不		L)			i	10	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	3.3
その他						11	0.8	0,	0.0	3	1.5	0	0.0	1	1.6
計					1	1411	447.7	196	428.6	195	450.8	86	417.4	61	472.1
無回答					i	39		4		7		0	İ	2	
第	5	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
66	95.7	63	94.0	154	92.2	46	92.0	136	96.5	118	94.4	188	96.9	54	90.0
44	63.8	54	80.6	108	64.7	33	66.0	83	58.9	79	63.2	126	64.9	29	48.3
18	26.1	16	23.9	36	21.6	9	18.0	33	23.4	34	27.2	41	21.1	5	8.3
30	43.5	28	41.8	65	38.9	20	40.0	53	37.6	47	37.6	66	34.0	19	31.7
25	36.2	27	40.3	64	38.3	18	36.0	70	49.6	48	38.4	71	36.6	22	36.7
9	13.0	8	11.9	56	33.5	13	26.0	40	28.4	23	18.4	58	29.9	5	8.3
18	26.1	10	14.9	57	34.1	14	28.0	53	37.6	31	24.8	58	29.9	7	11.7
0,	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
0	0.0	0	0.0	3	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
13	18.8	15	22.4	34	20.4	9	18.0	31	22.0	29	23.2	30	15.5	7	11.7
29	42.0	26	38.8	59	35.3	18	36.0	54	38.3	49	39.2	77	39.7	29	48.3
32	46.4	33	49.3	81	48.5	16	32.0	60	42.6	67	53.6	90	46.4	38	63.3
13	18.8	6	9.0	28	16.8	10	20.0	27	19.1	26	20.8	36	18.6	12	20.0
15	21.7	10	14.9	25	15.0	8	16.0	23	16.3	21	16.8	31	16.0	10	16.7
0,	0.0	0	0.0	0	0.0	2	4.0	3	2.1	2	1.6	0	0.0	1	1.7
1	1.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	2.8	2	1.6	0	0.0	0	0.0
69	453.6	67	441.8	167	461.1	50	432.0	141	475.2	125	460.8	194	449.5	60	396.7
0		0		8	ļ	4		6		4		3	i	1	

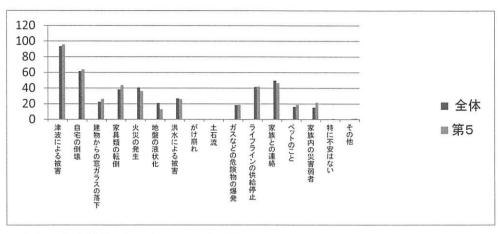


図 5-12 大地震時の心配事 (マルチ回答)

⑩ 避難場所認知

避難場所の認知をみると、自治会全体では「知っている」が9割を占める。

町内会別にみると、第4、第5、第6、第8各町内会では、「知っている」がほぼ全戸を占めるのに対して、第2町内会では「知らない」が2割弱とやや多い。

表 5-10 避難場所認知

			I pala			全	体	第1		第2		第3		第	4
知って	いる					1264	90.5	175	90.2	159	81.5	73	88.0	62	100.0
知らなり	らない						8.2	18	9.3	34	17.4	10	12.0	0	0.0
その他	その他					18	1.3	1	0.5	2	1.0	0	0.0	0	0.0
計						1397	100.0	194	100.0	195	100.0	83	100.0	62	100.0
無回答						53		6		7		3		1	
第	5	第	第6 第7		7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
68	98.6	64	97.0	144	86.2	50	96.2	127	89.4	117	94.4	174	92.6	51	92.7
0	0.0	1	1.5	18	10.8	1	1.9	11	7.7	6	4.8	13	6.9	3	5.5
1	1.4	1	1.5	5	3.0	1	1.9	4	2.8	1	0.8	1	0.5	1	1.8
69	100.0	66	100.0	167	100.0	52	100.0	142	100.0	124	100.0	188	100.0	55	100.0
0		1		8		2		5		5		9		6	

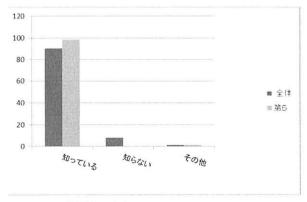


図 5-13 避難場所認知

⑪ 避難所までの交通手段

避難所までの交通手段をみると、港第 14 自治会全体では「徒歩」がほぼ全戸を占めるほか、「自転車」と「自家用車」がそれぞれ 1 割前後みられる。

町内会別にみると、第2町内会と第9町内会では「自転車」と「自家用車」の利用者が他の町内会と比べて若干多い。

表 5-11 避難所までの交通手段 (マルチ回答)

Maile San						全	体	第	1	第2		第3		第4	
徒歩 自転車 バイク・原付						1354 151 29	95.5 10.6 2.0	188 14 5	94.9 7.1 2.5	182 37	92.9	83 9	97.6 10.6	61 7 0	96.8 11.1
自家用車 その他						119	8.4 1.3	15 3	7.6 1.5	33 3	4.1 16.8 1.5	2 6 0	2.4 7.1 0.0	3	0.0 4.8 0.0
計						1418	117.9	198	113.6	196	134.2	85	117.6	63	112.7
無回答				32		2		6		1		0			
第	5	第	6	第	7	第8		第	9	第	10	第	11	第	12
68	98.6	67	100.0	162	97.0	49	94.2	129	91.5	121	96.0	187	96.9	57	93.4
2	2.9	1	1.5	16	9.6	5	9.6	23	16.3	13	10.3	17	8.8	7	11.5
2	2.9	0	0.0	3	1.8	2	3.8	3	2.1	1	0.8	1	0.5	2	3.3
0	0.0	1	1.5	9	5.4	6	11.5	17	12.1	13	10.3	11	5.7	5	8.2
2	2.9	0	0.0	2	1.2	0	0.0	2	1.4	1	0.8	6	3.1	0	0.0
69	107.2	67	103.0	167	115.0	52	119.2	141	123.4	126	118.3	193	115.0	61	116.4
0		0		8		2		6		3		4		0	

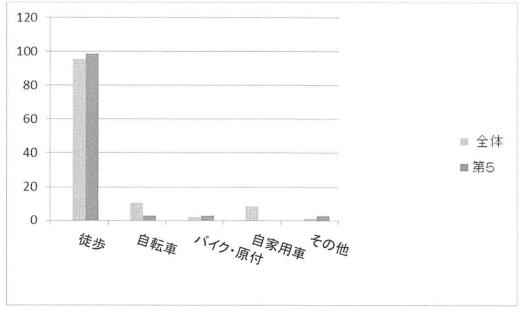


図 5-14 避難所までの交通手段 (マルチ回答)

⑩ 避難の可否

津波の到達時間内に避難の可否について尋ねたところ、港第 14 自治会全体では、「わからない」が 4 割と最も多く、次いで「時間内に避難できる」が 4 割弱、「できない」が 2 割強と続く。 「時間内に避難できない」と「わからない」を合わせると、全体の 2/3 が時間内の避難について、何らかの不安を持っている。

町内会別にみると、第4、第6、第9各町内会では「避難できる」の割合が多いのに対して、第2、第5、第7、第8各町内会では「避難できない」、第3、第11、第12各町内会では「わからない」の割合が相対的にやや多い。

表 5-12 避難の可否

THE STATE	anaka 1					全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
到達時	間内に対	壁難で	きる			487	34.6	77	39.1	58	29.3	28	32.9	29	47.5
到達時	間内に対	壁難で	きない			333	23.6	42	21.3	58	29.3	13	15.3	14	23.0
わから	ない					569	40.4	78	39.6	79	39.9	42	49.4	17	27.9
津波の	想定地	或では	ない			1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他						19	1.3	0	0.0	3	1.5	2	2.4	1	1.6
計						1409	100.0	197	100.0	198	100.0	85	100.0	61	100.0
無回答	回答				41		3		4		1		2		
第	55	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
22	32.8	33	49.3	47	28.3	9	17.6	63	44.7	39	31.0	63	33.3	19	31.1
18	26.9	14	20.9	54	32.5	20	39.2	25	17.7	32	25.4	33	17.5	10	16.4
25	37.3	19	28.4	62	37.3	22	43.1	50	35.5	53	42.1	91	48.1	31	50.8
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.6
2	3.0	1	1.5	3	1.8	0	0.0	3	2.1	2	1.6	2	1.1	0	0.0
67	100.0	67	100.0	166	100.0	51	100.0	141	100.0	126	100.0	189	100.0	61	100.0
2		0		9		3		6		3		8		0	

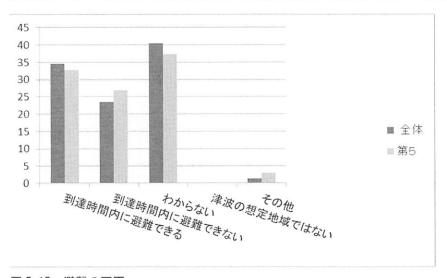


図 5-15 避難の可否

③ 家族との連絡方法の取り決め

大地震時での家族との連絡方法については、全体では「決めている」が 4 割強、「決めていない」が 5 割強と、決めていない世帯が若干上回る。

町内会別にみると、第 3、第 4、第 8 各町内会では「決めている」と答えた世帯が、他の町内会と比べると多く、また、第 2、第 5、第 12 各町内会では「決めていない」と答えた世帯が多かった。

表 5-13 家族との連絡方法の取り決め

						全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
決めて 決めて	ASS. 00 0					603 749	43.8 54.4	75 108	39.7 57.1	73 117	37.6 60.3	41 39	51.3 48.8	33 29	53.2
その他計						24 1376	1.7	6	3.2	4	2.1	0	0.0	0 62	46.8 0.0 100.0
無回答					74	100.0	11	100.0	8	100.0	6	100.0	1	100.0	
第	第5 第6 第7				7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
24	35.8	31	49.2	70	44.3	28	53.8	64	46.0	61	48.8	82	43.6	21	35.6
41	61.2	32	50.8	87	55.1	23	44.2	71	51.1	60	48.0	105	55.9	37	62.7
2	3.0	0	0.0	1	0.6	1	1.9	4	2.9	4	3.2	1	0.5	1	1.7
67	100.0	63	100.0	158	100.0	52	100.0	139	100.0	125	100.0	188	100.0	59	100.0
2				2		8		4		9		2			

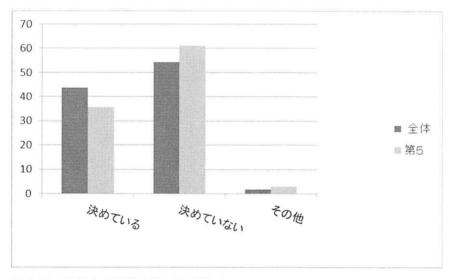


図 5-16 家族との連絡方法の取り決め

⑩ 災害弱者の有無

災害弱者の有無をみると、全体では「いる」が3割弱あった。

町内会別にみると、第3、第4、第5各町内会では、「いる」と答えた世帯が4割前後と比較的多かった。

表 5-14 災害弱者の有無

		313				全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
いる						403	28.5	48	24.2	46	23.5	30	35.7	24	38.7
いない						995	70.4	147	74.2	148	75.5	53	63.1	36	58.1
その他						15	1.1	3	1.5	2	1.0	1	1.2	2	3.2
計						1413	100.0	198	100.0	196	100.0	84	100.0	62	100.0
無回答						37		2		6		2		1	
第	第5 第6 第7					第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
29	42.0	19	28.8	39	23.8	12	22.6	37	26.2	39	30.5	62	32.5	18	29.5
40	58.0	47	71.2	121	73.8	41	77.4	102	72.3	89	69.5	128	67.0	43	70.5
0	0.0	0	0.0	4	2.4	0	0.0	2	1.4	0	0.0	1	0.5	0	0.0
69	100.0	66	100.0	164	100.0	53	100.0	141	100.0	128	100.0	191	100.0	61	100.0
0		1		11		1		6		1		6		0	

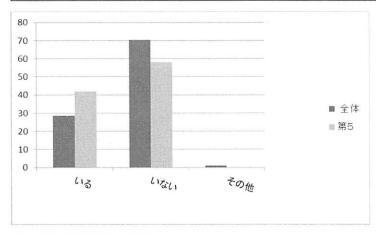


図 5-17 災害弱者の有無

⑤ 災害弱者の年齢

災害弱者の年齢をみると、自治会全体では、75 歳以上が6割強と最も多く、次いで $0\sim9$ 歳が2割弱、 $70\sim74$ 歳が1割弱であった。

町内会別にみると、第3、第5、第6、第7、第8各町内会では「75歳以上」との回答が7割近くか7割を超えるのに対して、第1、第9、第12各町内会では「0~9歳」が2割~3割強と多かった。

表 5-15 災害弱者の年齢

477						全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
0~9点	裁					70	16.7	14	28.0	8	17.0	5	15.6	2	7.7
10代						5	1.2	1	2.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20代						3	0.7	0	0.0	1	2.1	0	0.0	0	0.0
30代						4	1.0	0	0.0	1	2.1	0	0.0	1	3.8
40代						7	1.7	1	2.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
50代						6	1.4	2	4.0	1	2.1	0	0.0	0	0.0
60~6	4歳					11	2.6	1	2.0	1	2.1	1	3.1	3	11.5
65~6	9歳					12	2.9	0	0.0	2	4.3	0	0.0	1	3.8
70~7	4歳					35	8.4	5	10.0	5	10.6	3	9.4	3	11.5
75歳以	上					265	63.4	26	52.0	28	59.6	23	71.9	16	61.5
計						418	100.0	50	100.0	47	100.0	32	100.0	26	100.0
無回答	-					1032		150		155		54		37	
第	55	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
2	6.5	3	16.7	4	10.3	0	0.0	9	23.1	5	12.2	12	19.0	6	33.3
1	3.2	1	5.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.4	0	0.0	1	5.6
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.6	0	0.0	1	1.6	0	0.0
1	3.2	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
0	0.0	1	5.6	1	2.6	0	0.0	1	2.6	1	2.4	1	1.6	1	5.6
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.6	1	2.4	1	1.6	0	0.0
1	3.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.6	2	4.9	1	1.6	0	0.0
2	6.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	9.8	0	0.0	3	16.7
2	9.7	0	0.0	2	5.1	2	14.3	3	7.7	4	9.8	5	7.9	0	0.0
21	67.7	13	72.2	31	79.5	12	85.7	23	59.0	23	56.1	42	66.7	7	38.9
31	100.0	18	100.0	39	100.0	14	100.0	39	100.0	41	100.0	63	100.0	18	100.0
38		49		136		40		108		88		134		43	

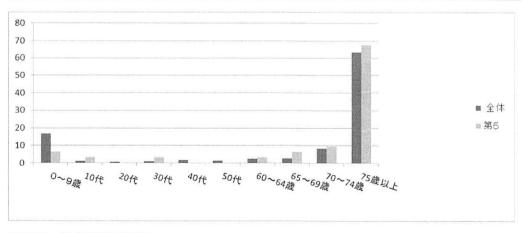


図 5-18 災害弱者の年齢

⑩ 避難できない理由

災害弱者が避難できない理由を尋ねたところ、自治会全体では、「高齢だから」 6 割弱、「障がいがある」 3 割、「幼児だから」 2 割弱、「認知症などの病気がある」 1 割強であった。

町内会別にみると、第4、第8各町内会では「高齢だから」と「障がいがある」がともに多いほか、第5町内会では「高齢だから」、第2町内会では「障がいがある」、第1町内会では「幼児だから」、第6町内会と第10町内会では「認知症などの病気がある」という回答が他の町内会と比べて多かった。

表 5-16 避難できない理由(マルチ回答)

						全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
高齢だ	から					225	55.6	21	41.2	26	55.3	17	56.7	16	66.7
璋がい	がある					128	31.6	17	33.3	20	42.6	5	16.7	10	41.7
幼児だ	から					74	18.3	14	27.5	10	21.3	5	16.7	2	8.3
認知症	などの病	気がる	ある			59	14.6	7	13.7	8	17.0	5	16.7	4	16.7
その他						29	7.2	6	11.8	1	2.1	2	6.7	4	16.7
計						405	127.2	51	127.5	47	138.3	30	113.3	24	150.0
無回答						1045		149		155		56		39	
第	第5 第6 第7				7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
18	69.2	10	50.0	24	57.1	8	66.7	19	52.8	22	57.9	37	59.7	7	41.2
9	34.6	6	30.0	13	31.0	6	50.0	11	30.6	10	26.3	16	25.8	5	29.4
3	11.5	4	20.0	4	9.5	0	0.0	8	22.2	5	13.2	13	21.0	6	35.3
4				9.5	2	16.7	3	8.3	8	21.1	8	12.9	2	11.8	
3	11.5	2	10.0	4	9.5	0	0.0	2	5.6	3	7.9	2	3.2	0	0.0
26	142.3	20	130.0	42	116.7	12	133.3	36	119.4	38	126.3	62	122.6	17	117.6
43		47		133		42		111		91		135		44	

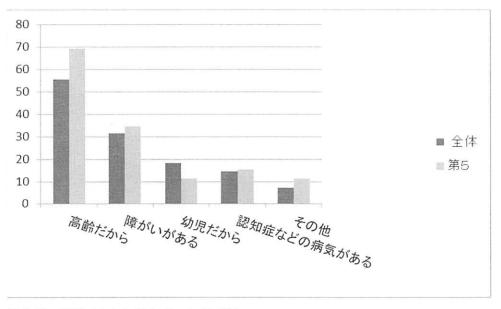


図 5-19 避難できない理由 (マルチ回答)

① 災害弱者の高齢・障害の状況

災害弱者の高齢・障がいの状況について尋ねたところ、全体では「歩行できるが、判断力に 危惧」、「歩行できないが判断力あり」がそれぞれ3割強を占めた。

町内会別にみると、第2町内会と第7町内会では「歩行できないが判断力あり」が他の町内会と比べ若干多く、第8町内会と第9町内会では「歩行できるが判断力に危惧」、第4町内会では「ベッドに臥したまま」、第6町内会では、「歩行できず、判断力に危惧」と「ベッドに臥したまま」が相対的に多かった。

表 5-17 災害弱者の高齢・障害の状況 (マルチ回答)

	Strate and	eline all		fig at		全	体	第		第	2	第	3	第	54
歩行で	きないが	判断	カあり			94	32.1	10	27.8	13	38.2	6	27.3	5	23.8
	きるが、					103	35.2	10	27.8	12	35.3	9	40.9	5	23.8
歩行で	きず、判	断力に	-危惧			51	17.4	9	25.0	5	14.7	2	9.1	5	23.8
	こ臥したま					13	4.4	2	5.6	0	0.0	0	0.0	3	14.3
その他						55	18.8	9	25.0	6	17.6	6	27.3	6	28.6
計						293	107.8	36	111.1	34	105.9	22	104.5	21	114.3
無回答	答					1157		164		168		64		42	
第	5	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
8	33.3	4	26.7	11	37.9	2	18.2	7	33.3	10	37.0	14	33.3	4	36.4
9	37.5	5	33.3	12	41.4	6	54.5	9	42.9	11	40.7	11	26.2	4	36.4
5	20.8	4	26.7	3	10.3	2	18.2	1	4.8	5	18.5	9	21.4	1	9.1
0				6.9	0	0.0	0	0.0	1	3.7	2	4.8	1	9.1	
5				6.9	1	9.1	4	19.0	2	7.4	10	23.8	1	9.1	
24	112.5	15	120.0	29	103.4	11	100.0	21	100.0	27	107.4	42	109.5	11	100.0
45		52		146		43		126		102		155		50	

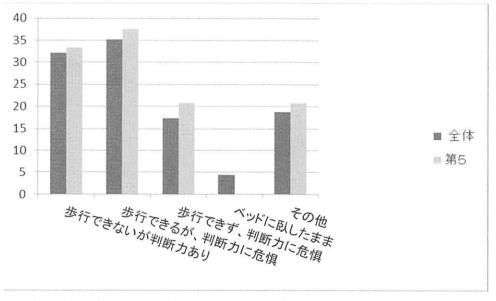


図 5-20 災害弱者の高齢・障害の状況 (マルチ回答)

18 災害弱者の避難時の支援要望

災害弱者の避難時の支援要望についてみると、全体では「避難の援助」が8割弱と最も多く、「安否確認」も5割弱あった。

町内会別にみると、第1町内会と第8町内会では「安否確認」が6割前後と多いのに対して、 第5町内会と第12町内会では、「避難の援助」が9割超と多かった。

表 5-18 災害弱者の避難時の支援要望 (マルチ回答)

						全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
安否確	認					205	48.2	34	59.6	31	55.4	13	41.9	6	27.3
避難の	援助					325	76.5	43	75.4	42	75.0	24	77.4	17	77.3
その他						16	3.8	3	5.3	2	3.6	1	3.2	2	9.1
計						425	128.5	57	140.4	56	133.9	31	122.6	22	113.6
無回答						1025		143		146		55		41	
第	第5 第6 第7					第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
11	37.9	8	40.0	19	43.2	8	66.7	19	46.3	18	46.2	31	52.5	7	46.7
27	93.1	16	80.0	33	75.0	7	58.3	32	78.0	29	74.4	41	69.5	14	93.3
0	0.0	1	5.0	2	4.5	0	0.0	0	0.0	3	7.7	2	3.4	0	0.0
29	131.0	20	125.0	44	122.7	12	125.0	41	124.4	39	128.2	59	125.4	15	140.0
40		47		131		42		106		90		138		46	

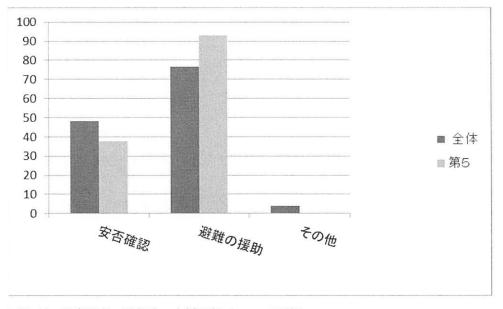


図 5-21 災害弱者の避難時の支援要望 (マルチ回答)

(19) 災害弱者の要援護者登録の有無

災害弱者の要援護者登録の有無についてみると、全体では「登録していない」が半数を占める一方、「わからない」が2割強、「登録している」は2割弱、「登録制度がない」が4%であった。

町内会別にみると、「登録している」が第6町内会では5割、第5町内会では3割、第4、第8、第9各町内会では2割強となった。

表 5-19 災害弱者の要援護者登録の有無

					9 54	全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
登録し						80	18.3	6	11.8	10	17.9	5	15.2	6	23.1
登録し	ていない					231	53.0	28	54.9	28	50.0	18	54.5	10	38.5
登録制	度がない	1				19	4.4	2	3.9	4	7.1	1	3.0	2	7.7
わから	ない					99	22.7	14	27.5	13	23.2	8	24.2	6	23.1
その他						7	1.6	1	2.0	1	1.8	1	3.0	2	7.7
計						436	100.0	51	100.0	56	100.0	33	100.0	26	100.0
無回答						1014		149		146		53		37	
第	5	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
9	31.0	10	52.6	7	14.0	3	23.1	9	23.7	5	12.8	8	12.3	2	11.8
13	44.8	6	31.6	27	54.0	6	46.2	19	50.0	20	51.3	46	70.8	10	58.8
1	3.4	0	0.0	1	2.0	1	7.7	2	5.3	2	5.1	3	4.6	0	0.0
6	20.7	3	15.8	15	30.0	3	23.1	7	18.4	11	28.2	8	12.3	5	29.4
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.6	1	2.6	0	0.0	0	0.0
29	100.0	19	100.0	50	100.0	13	100.0	38	100.0	39	100.0	65	100.0	17	100.0
40		48		125		41		109		90		132		44	

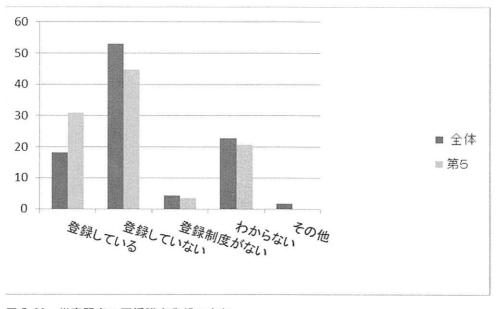


図 5-22 災害弱者の要援護者登録の有無

② 要援護者登録に登録しない理由

災害弱者の要援護者登録について、登録しない理由をみると、全体では「登録制度を知らない」が6割弱と最も多く、次いで「登録要件に満たない」が2割強と続く。

町内会別にみると、第4、第7、第10各町内会では「登録制度を知らない」が他の町内会に比べ、やや多い。また、第1、第3、第6町内会では、「登録要件に満たない」がやや多い。第9町内会では「面倒だから」がやや多かった。

表 5-20 要援護者登録に登録しない理由

						全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
面倒だ	から					12	4.7	1	3.3	1	3.0	1	4.8	0	0.0
家に入	られたく	ない				4	1.6	0	0.0	0	0.0	1	4.8	0	0.0
個人の	プライバ	シーだ	から			14	5.5	3	10.0	2	6.1	1	4.8	0	0.0
登録制	度を知ら	ない				144	56.9	15	50.0	22	66.7	9	42.9	9	69.2
登録要	件に満た	こない				62	24.5	11	36.7	6	18.2	8	38.1	4	30.8
その他						26	10.3	4	13.3	2	6.1	1	4.8	0	0.0
計						253	103.6	30	113.3	33	100.0	21	100.0	13	100.0
無回答	答					1197		170		169		65		50	
第	第5 第6 第7					第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
0	0.0	0	0.0	1	3.8	0	0.0	5	20.0	0	0.0	1	2.3	2	15.4
0	0.0	0	0.0	1	3.8	0	0.0	0	0.0	1	4.2	1	2.3	0	0.0
0	0.0	0	0.0	2	7.7	1	14.3	2	8.0	1	4.2	2	4.5	0	0.0
7	58.3	2	40.0	17	65.4	3	42.9	14	56.0	16	66.7	22	50.0	8	61.5
3					15.4	2	28.6	4	16.0	3	12.5	12	27.3	3	23.1
2	2 16.7 1 20.0 1 3.8				3.8	1	14.3	3	12.0	4	16.7	6	13.6	1	7.7
12	100.0	5	100.0	26	100.0	7	100.0	25	112.0	24	104.2	44	100.0	13	107.7
57		62		149		47		122		105		153		48	

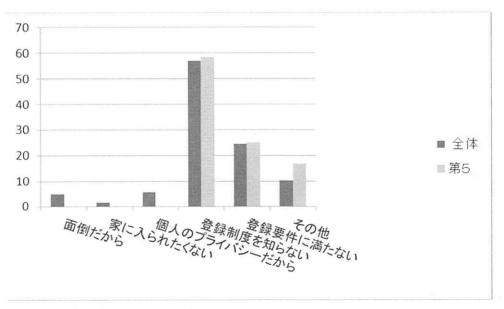


図 5-23 要援護者登録に登録しない理由

②1 自宅の耐震補強の有無

耐震補強の有無をみると、全体では「していない」が丁度半数を占め、「している」が 4 割弱、「わからない」が 1 割強であった。

町内会別にみると、第3町内会、第12町内会では「している」が過半数を超えた一方、第4町内会、第8町内会では「していない」が6割を超えて、やや多かった。第5町内会は古い家が多いせいか、「していない」が全体よりも多い。

表 5-21 自宅の耐震補強の有無 (マルチ回答)

			Engage			全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
してい	る					512	37.4	78	41.7	60	31.7	42	50.0	16	26.7
してい	ない					694	50.7	82	43.9	103	54.5	31	36.9	36	60.0
わから	ない					162	11.8	27	14.4	26	13.8	11	13.1	8	13.3
計						1368	100.0	187	100.0	189	100.0	84	100.0	60	100.0
無回答	5					82		13		13		2		3	
第	55	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
20	30.3	26	40.0	61	37.2	15	30.6	48	35.3	49	39.8	54	28.7	43	75.4
37	56.1	34	52.3	91	55.5	32	65.3	67	49.3	60	48.8	108	57.4	13	22.8
9	13.6	5	7.7	12	7.3	2	4.1	21	15.4	14	11.4	26	13.8	1	1.8
66	100.0	65	100.0	164	100.0	49	100.0	136	100.0	123	100.0	188	100.0	57	100.0
3		2		11		5		11		6		9		4	

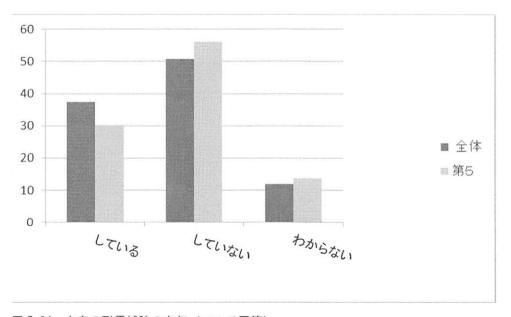


図 5-24 自宅の耐震補強の有無 (マルチ回答)

② 自宅の耐震補強をしていない理由

耐震補強をしていないと答えた人に、その理由を尋ねたところ、全体では「金銭的な負担が大きい」が半数を占める。次いで「耐震住宅だから」 2割強、「その他」 1割強、「今後実施する予定がある」 1割弱と続く。

町内会別にみると、第5、第7、第8各町内会では、「金銭的な負担が大きい」が7割前後と多い一方、第1町内会と第12町内会では「耐震住宅だから」が5割前後と多い。また、第12町内会では、「今後実施する予定がある」が3割弱とやや多い。

表 5-22 自宅の耐震補強をしていない理由(マルチ回答)

						全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
耐震住	宅だから)				155	22.0	40	45.5	16	15.7	13	39.4	5	13.5
借家だ	から					50	7.1	5	5.7	11	10.8	1	3.0	3	8.1
今後実	施する予	定が	ある			66	9.4	7	8.0	13	12.7	4	12.1	2	5.4
金銭的	な負担が	大き	LI			356	50.6	23	26.1	54	52.9	11	33.3	22	59.5
面倒だ	から					35	5.0	5	5.7	7	6.9	1	3.0	2	5.4
その他						81	11.5	12	13.6	8	7.8	3	9.1	4	10.8
計						703	105.7	88	104.5	102	106.9	33	100.0	37	102.7
無回答						747		112		100		53		26	
第	5	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
6	16.2	6	18.2	13	14.6	4	12.5	12	17.4	6	10.0	26	24.1	8	53.3
1	2.7	1	3.0	1	1.1	1	3.1	10	14.5	9	15.0	7	6.5	0	0.0
2	5.4	4	12.1	5	5.6	0	0.0	5	7.2	9	15.0	11	10.2	4	26.7
25	67.6	19	57.6	64	71.9	22	68.8	31	44.9	23	38.3	62	57.4	0	0.0
5	13.5	2	6.1	4	4.5	0	0.0	5	7.2	1	1.7	3	2.8	0	0.0
2	5.4	2	6.1	7	7.9	6	18.8	9	13.0	18	30.0	7	6.5	3	20.0
37	110.8	33	103.0	89	105.6	32	103.1	69	104.3	60	110.0	108	107.4	15	100.0
32		34		86		22		78		69		89		46	

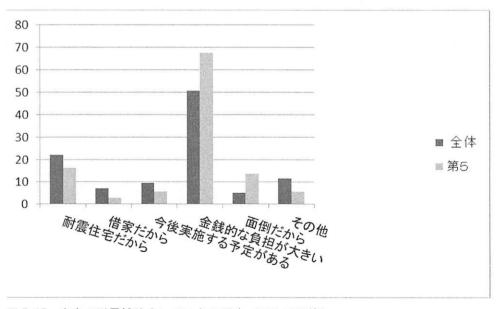


図 5-25 自宅の耐震補強をしていない理由(マルチ回答)

② 家具の転倒防止対策の有無

家具の転倒防止対策の有無をみると、全体では「している」が6割弱、「していない」が4割となり、「している」が過半数を占める。

町内会別にみると、第3、第5町内会では「している」が6割強と若干多いほか、第8町内会では「していない」が5割弱とやや多かったが、全般的に町内会による相違は少なかった。

表 5-23 家具の転倒防止対策の有無

						全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
している	5					795	57.6	111	57.5	114	59.1	53	63.1	30	50.0
していた	ない					562	40.7	78	40.4	77	39.9	31	36.9	26	43.3
わから	ない					24	1.7	4	2.1	2	1.0	0	0.0	4	6.7
計						1381	100.0	193	100.0	193	100.0	84	100.0	60	100.0
無回答						69		7		9		2		3	
第	5	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
39	61.9	36	55.4	100	60.2	27	54.0	77	55.8	70	56.0	106	56.7	32	56.1
24	38.1	28	43.1	61	36.7	23	46.0	59	42.8	52	41.6	78	41.7	25	43.9
0	0.0	1	1.5	5	3.0	0	0.0	2	1.4	3	2.4	3	1.6	0	0.0
63	100.0	65	100.0	166	100.0	50	100.0	138	100.0	125	100.0	187	100.0	57	100.0
6		2		9		4		9		4		10		4	

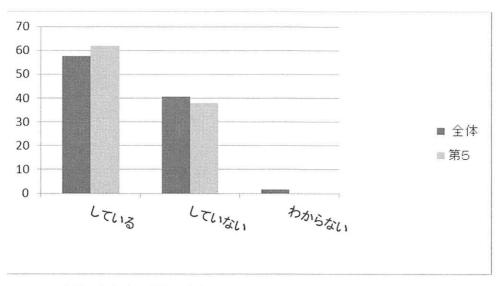


図 5-26 家具の転倒防止対策の有無

② 家具の転倒防止対策をしていない理由

家具の転倒防止対策をしていないと答えた人に対して、その理由を尋ねたところ、全体では「金銭的な負担が大きい」が3割強と最も多く、次いで「自分では出来ない」「面倒だから」がそれぞれ3割弱と続く。

町内会別にみると、第7町内会と第9町内会では、「金銭的な負担が大きい」が5割弱とやや多いほか、第6町内会では「自分では出来ない」、第8町内会では「やり方がわからない」、第12町内会では「面倒だから」という理由がやや多かった。第5町内会は全体よりも「自分では出来ない」と「面倒だから」が多い。

表 5-24 家具の転倒防止対策をしていない理由 (マルチ回答)

						全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
金銭的	な負担が	が大き	LI			197	34.9	17	23.3	20	26.0	10	31.3	9	34.6
	は出来					145	25.7	15	20.5	25	32.5	9	28.1	6	23.1
面倒だ	から					141	25.0	15	20.5	18	23.4	10	31.3	8	30.8
やり方	がわから	ない				70	12.4	12	16.4	10	13.0	2	6.3	3	11.5
その他						100	17.7	22	30.1	14	18.2	7	21.9	1	3.8
計						564	115.8	73	111.0	77	113.0	32	118.8	26	103.8
無回答						886		127		125		54		37	
第	5	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
9	34.6	13	41.9	28	45.9	12	40.0	26	45.6	17	34.7	34	43.0	2	8.7
8	30.8	10	32.3	14	23.0	9	30.0	16	28.1	13	26.5	16	20.3	4	17.4
8	30.8	7	22.6	15	24.6	7	23.3	15	26.3	10	20.4	16	20.3	12	52.2
3	11.5	4	12.9	9	14.8	6	20.0	5	8.8	1	2.0	12	15.2	3	13.0
2	7.7	6	19.4	6	9.8	2	6.7	8	14.0	12	24.5	14	17.7	6	26.1
26	115.4	31	129.0	61	118.0	30	120.0	57	122.8	49	108.2	79	116.5	23	117.4
43		36		114		24		90		80		118		38	

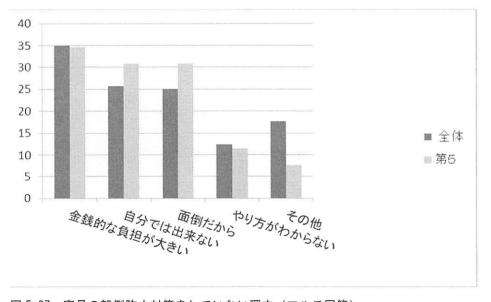


図 5-27 家具の転倒防止対策をしていない理由 (マルチ回答)

② 災害時に可能な手助けの内容

災害弱者の防災対策に関して、可能な手助けの内容をみると、全体では「避難の声かけをする」が7割と最も多く、次いで「安否確認をする」4割強、「介助して避難を手伝う」3割弱、「災害状況や避難状況を教える」が2割と続く。

町内会別にみると、第3町内会では「避難の声かけをする」、第4町内会では「自分自身は手助けできない」、第11町内会では「災害状況や避難状況を教える」、第12町内会では「介助して避難を手伝う」が他の町内会に比べ、やや多かった。第5町内会は全体よりも「避難の声かけをする」と「安否確認をする」が多く、強力な手助けはできないとする回答が多い。

表 5-25 災害時に可能な手助けの内容 (マルチ回答)

						全	:体	第	1	第	2	第	3	第	4
安否確	記をする	3				553	42.1	81	43.8	75	40.5	34	41.5	20	36.4
避難の	声かけ	をする				913	69.6	129	69.7	133	71.9	65	79.3	28	50.9
	況や避		を教える	3		262	20.0	41	22.2	41	22.2	16	19.5	9	16.4
介助し	て避難を	手伝	5			364	27.7	60	32.4	63	34.1	23	28.0	15	27.3
要援護	者の家族	まや親t	せき、知力	人に連糸	各する	101	7.7	11	5.9	21	11.4	4	4.9	4	7.3
自主防	災組織	や行政	に連絡	する		200	15.2	34	18.4	27	14.6	10	12.2	5	9.1
	な保護					72	5.5	11	5.9	11	5.9	5	6.1	2	3.6
自分自	身では	手助け	できなし	١.		214	16.3	34	18.4	28	15.1	15	18.3	13	23.6
わから	ない					135	10.3	17	9.2	16	8.6	6	7.3	12	21.8
その他	!					36	2.7	6	3.2	5	2.7	3	3.7	1	1.8
計						1312	217.2	185	229.2	185	227.0	82	220.7	55	198.2
無回答	-					138		15		17		4		8	
第	55	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
29	45.3	25	41.7	73	47.7	20	41.7	63	48.1	36	31.0	75	42.4	22	39.3
46	71.9	45	75.0	108	70.6	33	68.8	89	67.9	74	63.8	126	71.2	37	66.1
7	10.9	8	13.3	31	20.3	7	14.6	20	15.3	21	18.1	49	27.7	12	21.4
14	21.9	20	33.3	29	19.0	8	16.7	33	25.2	36	31.0	43	24.3	20	35.7
5	7.8	6	10.0	11	7.2	5	10.4	7	5.3	9	7.8	11	6.2	7	12.5
8	12.5	12	20.0	29	19.0	6	12.5	19	14.5	17	14.7	24	13.6	9	16.1
3	4.7	4	6.7	6	3.9	2	4.2	5	3.8	7	6.0	12	6.8	4	7.1
11	17.2	7	11.7	28	18.3	10	20.8	22	16.8	18	15.5	23	13.0	5	8.9
7	10.9	7	11.7	10	6.5	5	10.4	16	12.2	16	13.8	16	9.0	7	12.5
2	3.1	1	1.7	3	2.0	0	0.0	6	4.6	6	5.2	2	1.1	1	1.8
64	206.3	60	225.0	153	214.4	48	200.0	131	213.7	116	206.9	177	215.3	56	221.4
5		7		22		6		16		13		20		5	

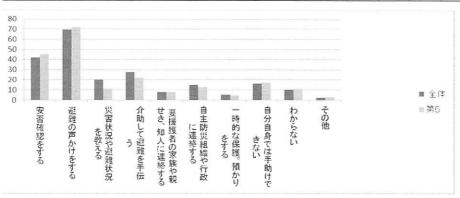


図 5-28 災害時に可能な手助けの内容 (マルチ回答)

② 災害弱者の防災対策で日頃から必要なこと

災害弱者の防災対策に関して、日頃から必要なことを尋ねたところ、全体では「日頃から声を掛け合える関係を作る」が6割と最も多く、次いで「近所にいる災害弱者について情報を知る」2割、「わからない」「訓練への積極的な参加を勧める」がそれぞれ1割と続く。

町内会別にみると、第3町内会では「日頃から声を掛け合える関係を作る」、第4町内会では 「近所にいる災害弱者について情報を知る」が、他の町内会と比べて若干多かったが、全般的 に町内会による相違は少なかった。

表 5-26 災害弱者の防災対策で日頃から必要なこと

						全	体	第	1	第	2	第	3	第	4
訓練へ	の積極的	りな参	加を勧め	5る		125	9.7	16	8.7	18	9.8	3	3.8	6	11.3
日頃か	ら声を掛	け合え	る関係	をつく	3	756	58.5	109	59.6	106	57.9	53	67.1	25	47.2
近所に	いる災害	弱者	こついて	情報を	知る	255	19.7	35	19.1	31	16.9	16	20.3	16	30.2
わから	ない					145	11.2	21	11.5	27	14.8	7	8.9	6	11.3
その他						12	0.9	2	1.1	1	0.5	0	0.0	0	0.0
計						1293	100.0	183	100.0	183	100.0	79	100.0	53	100.0
無回答						157		17		19		7		10	
第	5	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
2	3.3	8	12.9	19	12.3	6	13.0	13	10.2	11	9.6	17	9.8	6	10.7
39	63.9	39	62.9	89	57.8	28	60.9	69	53.9	58	50.9	109	62.6	32	57.1
14	23.0	12	19.4	26	16.9	6	13.0	31	24.2	24	21.1	31	17.8	13	23.2
6	9.8	3	4.8	19	12.3	5	10.9	13	10.2	20	17.5	14	8.0	4	7.1
0	0.0	0	0.0	1	0.6	1	2.2	2	1.6	1	0.9	3	1.7	1	1.8
61	100.0	62	100.0	154	100.0	46	100.0	128	100.0	114	100.0	174	100.0	56	100.0
8		5		21		8		19		15		23		5	

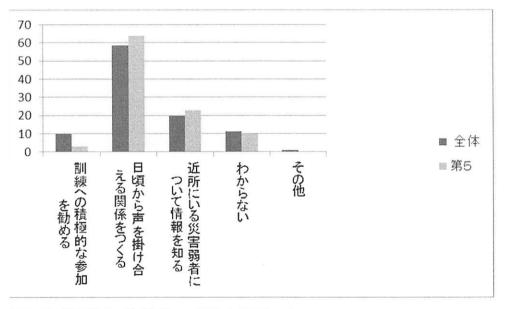


図 5-29 災害弱者の防災対策で日頃から必要なこと

② 普段の地域とのつきあい

普段から行っている地域とのつきあいについてみると、全体では「町内会に友人・知り合いがいる」が7割弱と最も多く、次いで、「お祭りなどの行事に参加」が4割強、「あまり交流はない」が2割と続く。

町内会別にみると、第6町内会と第8町内会では「お祭りなどの行事に参加」と「町内会に 友人・知り合いがいる」がともに多い一方、第3町内会では「お祭りなどの行事に参加」、第 12町内会では「町内会に友人・知り合いがいる」がそれぞれ多い。

また、第1町内会と第 10 町内会では「あまり交流はない」が3割弱と、やや多かった。第 5 町内会は「ディサービスを利用している」が他よりも多い。

		10.75				全	:体	第	1	第	2	第	3	第	4
お祭り	などの行	事に参	≽加			555	43.3	70	38.9	81	44.5	50	64.9	32	53.3
町内会	に友人	知り合	いがい	る		860	67.1	108	60.0	124	68.1	57	74.0	36	60.0
デイサ	ービスを	利用し	ている			115	9.0	13	7.2	12	6.6	5	6.5	6	10.0
配食サ	ービス	を利用し	ている			61	4.8	2	1.1	10	5.5	4	5.2	4	6.7
声かけ	などのり	見守り+	ナービス	を受け	ている	57	4.4	4	2.2	10	5.5	4	5.2	2	3.3
あまりま	交流はな	IL1				252	19.7	48	26.7	45	24.7	9	11.7	12	20.0
計						1281	148.3	180	136.1	182	154.9	77	167.5	60	153.3
無回答						169		20		20		9		3	
第	5	第	6	第	7	第	8	第	9	第	10	第	11	第	12
36	56.3	41	63.1	66	43.7	32	66.7	35	28.7	30	26.8	55	32.4	27	54.0
41	64.1	50	76.9	102	67.5	38	79.2	83	68.0	69	61.6	112	65.9	40	80.0
8	12.5	6	9.2	17	11.3	6	12.5	8	6.6	11	9.8	22	12.9	1	2.0
2	3.1	4	6.2	7	4.6	7	14.6	9	7.4	5	4.5	5	2.9	2	4.0
2	3.1	2	3.1	6	4.0	7	14.6	10	8.2	5	4.5	4	2.4	1	2.0
12	18.8	7	10.8	26	17.2	3	6.3	22	18.0	30	26.8	32	18.8	6	12.0
64	157.8	65	169.2	151	148.3	48	193.7	122	136.9	112	133.9	170	135.3	50	154.0
-		0		0.4		c		0.5		17		0.7		4.4	

表 5-27 普段の地域とのつきあい(マルチ回答)

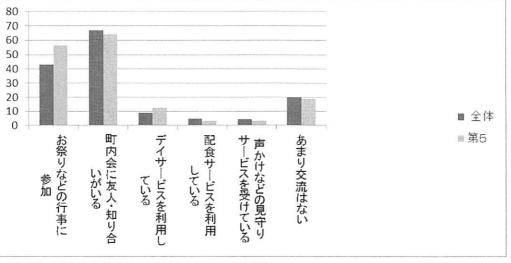


図 5-30 普段の地域とのつきあい (マルチ回答)

3 アンケート結果について港第14自治会全体と第5町内会との比較分析

(1) 回答者の属性

- ・第 14 自治会全体(以後、全体と呼ぶ)よりも第 5 町内会(以後、第 5 と呼ぶ)の「男性」 回答者が多い。
- ・年齢層では同じく、第5の「70才以上」の回答者の割合が多い。
- ・職業では同じく、第5の「無職」の割合が多い。
- ・世帯構成では、同じく第5の「単身世帯」の割合が全体の2倍である。したがって、世帯人数も「1人」の割合が全体の2倍である。
- ・第5の住まいは全部「一戸建て」で、ほぼ持家である。
- ・住宅の築年数は、「耐展基準の改定前の昭和 55 年 5 月以前」が全体は約 3 割に対して、第 5 は約 5 割で古い家が多い。
- ・交通手段は全体も第5も多いものは「自家用車」・「自転車」・「徒歩」であるが、第5が中心 市街地から離れているためか、「バイク・原付」と「タクシー」の割合が全体よりも多い。

(2) 大規模地震被害への不安

・全体と第5ともに「津波による被害」と「自宅の倒壊」への不安が多いが、第5の地理的条件から第5では「津波による被害」の割合が全体よりも多く、また第5の「自宅の倒壊」への不安も古い家が多いために全体よりも割合が多い。

(3) 災害発生時の避難について

- ・避難所の認知では第5ではほぼ全員が「認知」している。
- ・避難所までの交通手段は大体が「徒歩」であるが、第5の避難所が集落の近くにある焼津市 青少年センターであり、避難タワーも石津浜運動場内に設置されているため、「徒歩」での避 難の割合が全体よりも多い。
- ・避難の可否では、全体も第5も津波の「到達時間内に避難できる」は約3割強あるが、「到達時間内に避難できない」と「わからない」を合わせると約6割であり、避難に不安を感じている。特に、第5は石津浜海岸に面しているので津波の早期到達が予想され「到達時間内に避難できない」の割合が全体よりも多い。
- ・大地震時での「家族との連絡方法を決めていない」が全体も第5も過半数であるが、特に第 5ではそれが6割に達していて多い。単身世帯が多いことによると思われる。
- ・「避難が困難な災害弱者がいる家」は全体が約3割、第5が4割であり、第5は災害弱者が 多くいる。
- ・災害弱者の年齢は、全体も第5も「70歳以上」でとりわけ「75才以上」が多い。
- ・災害弱者が避難できない理由では、全体も第5も「高齢だから」と「障害があるから」が目立って多いが、特に第5ではその傾向が全体よりも強くなっている。
- ・災害弱者の状況は、全体も第5も「歩行できないが判断力あり」と「歩行できず判断力に危惧あり」を合わせると、すなわち歩行できない人は4~5割である。次に、「歩行できるが判

断力に危惧あり」が2割近くいる。いずれにしても、避難の援護が必要な人達である。

- ・災害弱者の避難時の支援要望では、全体も第5も「避難の援助希望」が大多数であり、特に 第5ではその希望が多い。
- ・災害弱者が災害時の要支援者登録をしているのは、全体が約2割弱、第5が3割であり、第5の登録者が多い。第5の立地条件と災害弱者の存在の多さを反映している。また、登録しない理由は全体も第5も「登録制度を知らない」が6割近くあり、登録制度の周知の必要が高い。

(4) 家で行っている災害への備え

- ・「自宅の耐震補強をしている」のは、全体では4割近く、第5では3割であり、第5の耐震 補強が遅れている。
- ・耐震補強をしていない理由では、「金銭的な負担が大きい」が過半数であり、第 5 ではその 理由が全体よりも強い。
- ・家具の転倒防止対策をしているのは、全体が6割近く、第5が6割を超えている。この対策 についての意識は高いと思われる。
- ・家具の転倒防止対策をしてない理由は、全体も第5も「金銭的な負担が大きい」が第1位であり、次いで「自分ではできない」と「面倒だから」となっている。特に、第5では「自分ではできない」と「面倒だから」の割合が全体よりも多い。
- ・災害時の可能な手助けでは、全体も第5も「避難の声掛けをする」と「安否確認をする」が 多くなっている。積極的に「介助して避難を手伝う」は全体が3割近く、第5が2割である。 「自分自身では手助けできない」が、全体も第5も2割近くである。積極的な手助けを考え る人は少ない。
- ・災害時支援で日頃から必要なことは、全体も第5も「日頃から声を掛け合える関係をつくる」 ことが過半数である。
- ・地域とのつきあいの状況は、全体も第5も「町内会に入り友人・知り合いがいる」と「お祭りなどの行事に参加」が多く、「あまり交流はない」が両者とも2割近くいる。「町内会に入り友人・知り合いがいる」と「お祭りなどの行事に参加」を詳しく見ると、「町内会に入り友人・知人がいる」については全体が第5よりその割合が多い。「お祭りなどの行事に参加」については、第5が全体よりもその割合が多い。

4 焼津市港第 14 自治会第 5 町内会の災害時避難困難者のいる家・避難路等についてのワークショップの結果

第5町内会の地理的な位置は町内会の北東側が石津浜海岸から太平洋に面している。町内会の北西側は小川漁港があり、小川漁港に河口を持つ木屋川が町内会の南を流れ内陸側市街地と分断している。第5町内会は周囲を海や川に囲まれ、災害時の避難が難しい地区である。第5町内会はもともと漁村として海岸の砂州の微高地に立地していたので、標高は2m程度である。

昔からの集落内の道路はやや小高くなった堤防上に築かれ幅員が狭く、避難に支障をきたす。 2016 年 9 月に第5町内会の防災担当者と避難困難者の所在場所や避難路・避難先についての 図上ワークショップを行い図 5·31 の結果を得た。

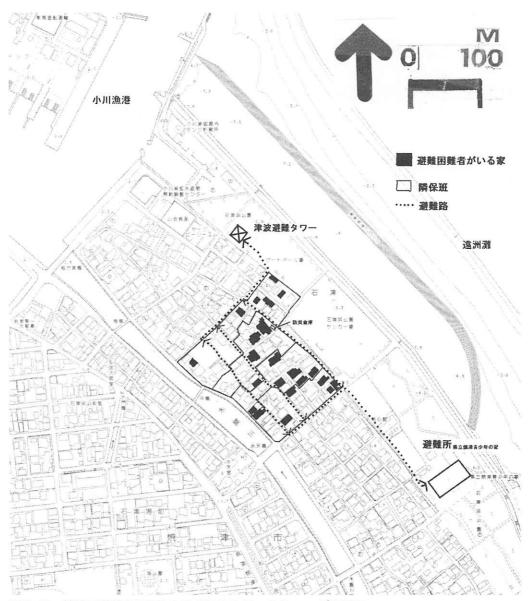


図 5-31 焼津市港第 14 自治会第 5 町内会ワークショップの結果

図 5-31 のように災害時避難困難者のいる家は多く、各班でその存在を認識している。避難 所は第5町内会から 500m 程度離れ海岸防潮林の中にある焼津市青少年センターである。鉄筋 コンクリート3階建てである。また、 平成25年3月に町会に隣接する石津浜公園・サッカー 場の一角に石津地区タワーが設置されている。避難タワーへの避難は一時的なものであり、最終的には焼津市青少年センターに避難することとなっている。

津波高と津波到達時間の予想から、避難困難者のいる家では避難困難者を伴っての避難行動は無理との認識を持っている。せめて避難困難者を自宅の二階に上げ、その後健常者が避難する算段を話し合っているそうである。健常者自身も避難し助かるかどうかわからないと考えている。

5 まとめ

津波避難困難地区においていわゆる災害弱者の援護体制を整備しておくことは重要である。 その援護体制が実際の災害時に機能するかどうかは地区集落の地形的条件や社会的条件にかかっている。焼津市の港第 14 自治会の第 5 内町会は海と川に挟まれた自然地形の砂州の微高地に立地している。そのため、集落内道路は狭く、高低差もあってうねっている。健常者でも避難時には支障をきたし、ましてや歩行困難等を抱える災害弱者の避難は困難を極める。そして、避難タワーや避難所の市青少年センターまではかなりの距離がある。高齢化率も高く、人口も転出が多くなっているので災害時には高齢者が高齢者を援護することになって援護体制の実効性が問題となる。

VI 国調データから見た調査対象自治会における災害弱者対策の課題

1 2010 (平成 22) 年及び 2015 (平成 27) 年国勢調査小地域集計データによる調査対象自治 会の特徴

2010 (平成 22) 年及び 2015 (平成 27) 年国勢調査小地域集計データにより調査対象自治会の社会的及び経済的な観点から災害弱者対策の課題を検討する。国勢調査小地域集計町丁別データを用いるため、調査結果の集計単位は津市栗真町屋町根上り自治会は「津市栗真町屋」に、焼津市港第 14 自治会は「焼津市石津」に含まれる。津市桜橋 1 丁目自治会は「津市桜橋 1 丁目」に、津市香良洲町浜浦自治会は「津市香良洲浜浦」に、尾鷲市古江町自治会は「尾鷲市古江町」に含まれる。

小地域集計データから取り上げたデータ項目は次の11項目である。

- ① 人口総数・世帯数
- ② 5 歳階級別年齢別人口
- ③ 一般世帯世帯人員
- ④ 一般世帯家族型
- ⑤ 住居の種類
- ⑥ 住宅形式
- ⑦ 居住期間
- ⑧ 労働力人口

⑨ 従業上の地位

⑩ 就業者の産業大分類

① 就業者の職業大分類

表 6-1~表 6-21 のデータを分析し、表 6-22 の 2010 (平成 22) 年及び 2015 (平成 27) 年国 調データによる各調査地区の特徴を整理した。

表 6-1 2010 年~2015 年国調人口世帯数の推移

市区町村 大字・町 名 名		総数(男女)		世帯数				
	2010年	2015年	2015/2010	2010年	2015年	2015/2010		
津市	285,746	279,886	1.0	113,092	114,679	1.0		
津市栗真町屋町	3,745	3,289	0.9	2,285	1,998	0.9		
津市桜橋1丁目	1,026	1,024	1.0	511	498	1.0		
津市香良洲町浜浦	1,107	1,072	1.0	391	399	1.0		
尾鷲市	20,033	18,009	0.9	9,219	8,660	0.9		
尾鷲市古江町	488	389	8.0	256	219	0.9		
焼津市	143,249	139,462	1.0	49,299	50,648	1.0		
焼津市石津	3,624	3,546	1.0	1,282	1,299	1.0		

表 6-2 2015 年国調年齢別人口

上段: 実数、下段:% (以下同じ)

				年齡			_	
市区町村 大字・町 名 名 名	総数	0~4歳	5~14茂	15~64歳	65~74歳	75歳~	年齢「不詳」	平均年齡
津市	279886	10955	24708	165058	38422	39202	1541	46.8
İ	100.0	3.9	8.8	59.0	13.7	14.0	0.6	
津市栗真町屋町	3289	58	162	2320	330	322	97	40.0
	100.0	1.8	4.9	70.5	10.0	9.8	2.9	
津市桜橋1丁目	1024	48	97	696	101	69	13	41.0
	100.0	4.7	9.5	68.0	9.9	6.7	1.3	
津市香良洲町浜浦	1072	42	104	623	160	143	-	47.7
	100.0	3.9	9.7	58.1	14.9	13.3	0.0	
尾鷲市	18009	494	1260	8833	3537	3838	47	54.4
	100.0	2.7	7.0	49.0	19.6	21.3	0.3	
尾鷲市古江町	389	3	15	117	113	141		65.9
	100.0	0.8	3.9	30.1	29.0	36.2	0.0	
焼津市	139462	5422	12998	81840	20593	18055	554	46.8
	100.0	3.9	9.3	58.7	14.8	12.9	0.4	
焼津市石津	3546	164	297	2087	494	497	7	46.7
	100.0	4.6	8.4	58.9	13.9	14.0	0.2	

表 6-3 2010 年国調年齢別人口

市区町村 大字・町				年齢			
名名名	総数	0~4歳	5~14歳	15~64歳	65~74歳	75歳以上	不詳
津市	285746	11755	25711	175473	34795	35142	2870
	100.0	4.1	9.0	61.4	12.2	12.3	1.0
津市栗真町屋町	3745	94	183	2728	318	297	125
	100.0	2.5	4.9	72.8	8.5	7.9	3.3
津市桜橋1丁目	1026	51	102	701	77	71	24
	100.0	5.0	9.9	68.3	7.5	6.9	2.3
津市香良洲町浜浦	1107	40	99	714	126	128	-
	100.0	3.6	8.9	64.5	11.4	11.6	0.0
尾鷲市	20033	651	1517	10645	3531	3670	19
	100.0	3.2	7.6	53.1	17.6	18.3	0.1
尾鷲市古江町	488	7	21	156	137	167	-
	100.0	1.4	4.3	32.0	28.1	34.2	0.0
焼津市	143249	6327	13736	89377	18028	15644	137
	100.0	4.4	9.6	62.4	12.6	10.9	0.1
焼津市石津	3624	208	288	2223	489	411	5
	100.0	5.7	7.9	61.3	13.5	11.3	0.1

表 6-4 2015 年国調一般世帯世帯人員・1 世帯当たり人員

		-	一般世帯 世帯数	Ż		
市区町村 大字・町 名 名	総数	世帯人員が1 人	世帯人員が2人	世帯人員が3人	世帯人員4人 以上	(一般世帯) 1世帯当たり 人員
津市	114435	36289	33675	20511	23960	2.4
	100.0	31.7	29.4	17.9	20.9	
津市栗真町屋町	1991	1401	276	163	151	1.6
·	100.0	70.4	13.9	8.2	7.6	
津市桜橋1丁目	498	219	124	83	72	2.1
	100.0	44.0	24.9	16.7	14.5	
津市香良洲町浜浦	399	69	144	80	106	2.7
	100.0	17.3	36.1	20.1	26.6	
尾鷲市	8641	3166	3302	1260	913	2.0
	100.0	36.6	38.2	14.6	10.6	
尾鷲市古江町	219	88	103	19	9	1.8
	100.0	40.2	47.0	8.7	4.1	
焼津市	50583	11976	14188	10322	14097	2.7
	100.0	23.7	28.0	20.4	27.9	
焼津市石津	1297	335	340	260	362	2.7
	100.0	25.8	26.2	20.0	27.9	

表 6-5 2010 年国調一般世帯人員・1 世帯当たり人員

				一般世帯	;		
市区町村 大字・町 名 名	世帯数,総数	世帯数, 世帯人員 が1人	世帯数, 世帯人員 が2人	世帯数, 世 帯人員が3 人	その他の世帯数	世帯人員	1世帯当たり 人員
津市	112852	34282	31858	20549	26163	277739	2.5
	100.0	30.4	28.2	18.2	23.2		
津市栗真町屋町	2277	1624	291	174	188	3579	1.6
	100.0	71.3	12.8	7.6	8.3		
津市桜橋1丁目	511	252	99	85	75	1026	2.0
	100.0	49.3	19.4	16.6	14.7		
津市香良洲町浜浦	391	64	119	88	120	1107	2.8
-	100.0	16.4	30.4	22.5	30.7		
尾鷲市	9149	2975	3527	1482	1165	19564	2.1
:	100.0	32.5	38.6	16.2	12.7		
尾鷲市古江町	256	88	129	23	16	488	1.9
	100.0	34.4	50.4	9.0	6.3		
焼津市	49259	10273	13095	10466	15425	141417	2.9
	100.0	20.9	26.6	21.2	31.3		
焼津市石津	1281	304	315	269	393	3615	2.8
	100.0	23.7	24.6	21.0	30.7		

表 6-6 2015 年国調世帯の家族類型

	世帯の家族類型									
		一般世帯数	1	65歳以上1	世帯員のみの一	般世帯数				
市区町村 大字・町 h 名 名名	総数	うち核家族世 帯	うち3世代世帯	総数	うち夫婦のみ の世帯	うち単独世帯				
津市	114435	67025	6720	27723	13538	13154				
and the second of the second o	100.0	58.6	5.9	24.2	48.8	47.4				
津市栗真町屋町	1991	518	48	255	111	138				
	100.0	26.0	2.4	12.8	43.5	54.1				
津市桜橋1丁目	498	259	10	70	25	43				
	100.0	52.0	1.8	14.1	35.7	61.4				
津市香良洲町浜浦	399	272	41	88	58	26				
	100.0	68.2	10.3	22.1	65.9	29.5				
尾鷲市	8641	4994	224	3439	1503	1854				
	100.0	57.8	2.6	39.8	43.7	53.9				
尾鷲市古江町	219	125	1	142	65	74				
	100.0	57.1	0.5	64.8	45.8	52.1				
焼津市	50583	29725	6234	9957	5101	4407				
	100.0	58.8	12.3	19.7	51.2	44.3				
焼津市石津	1297	707	176	243	114	118				
	100.0	54.5	13.6	18.7	46.9	48.6				

表 6-7 2010 年国調世帯の家族類型

		一般世帯数	τ	65歳以上世帯員のみの一般世帯数					
市区町村 大字・町 名 名	総数	うち核家 族世帯	うち3世代 世帯	総数	うち夫婦 のみの世 帯	うち単独 世帯			
津市	112852	64602	8938	22485	11404	10307			
:	100.0	57.2	7.9	19.9	50.7	45.8			
津市栗真町屋町	2277	536	62	236	105	122			
	100.0	23.5	2.7	10.4	44.5	51.7			
津市桜橋1丁目	511	234	11	61	18	41			
	100.0	45.8	2.2	11.9	29.5	67.2			
津市香良洲町浜浦	391	252	56	59	42	14			
	100.0	64.5	14.3	15.1	71.2	23.7			
尾鷲市	9149	5515	306	3222	1450	1687			
	100.0	60.3	3.3	35.2	45.0	52.4			
尾鷲市古江町	256	154	8	155	80	73			
	100.0	60.2	3.1	60.5	51.6	47.1			
焼津市	49259	28845	7464	7136	3759	3095			
	100.0	58.6	15.2	14.5	52.7	43.4			
焼津市石津	1281	702	204	192	101	87			
	100.0	54.8	15.9	15.0	52.6	45.3			

表 6-8 2015 年国調住居の種類・住宅の所有の関係

			住居の種	類・住宅の所有	の関係		
市区町村 大字・町 名 名	総数	持ち家	公営・都市再生 機構・公社の借 家	民営の借家	給与住宅	問借り	住宅以外に住む一般世帯
津市	114435	80317	3240	24016	3469	889	2504
	100.0	70.2	2.8	21.0	3.0	0.8	2.2
津市栗真町屋町	1991	581	-	1301	36	22	51
	100.0	29.2	0.0	65.3	1.8	1.1	2.6
津市桜橋1丁目	498	207	-	250	34	3	4
	100.0	41.6	0.0	50.2	6.8	0.6	0.8
津市香良洲町浜浦	399	354	-	27	11	_	7
	100.0	88.7	0.0	6.8	2.8	0.0	1.8
尾鷲市	8641	6667	245	1119	294	77	239
	100.0	77.2	2.8	12.9	3.4	0.9	2.8
尾鷲市古江町	219	204	10	3	-	2	-
	100.0	93.2	4.6	1.4	0.0	0.9	0.0
焼津市	50583	36622	974	10850	811	813	513
	100.0	72.4	1.9	21.4	1.6	1.6	1.0
焼津市石津	1297	931	2	331	8	20	5
	100.0	71.8	0.2	25.5	0.6	1.5	0.4

表 6-9 2010 年国調住居の種類・住宅の所有の関係

			住居の	重類・住宅の	所有の関係	:	
市区町村 大字・町 名 名名	総数	持ち家	公営・都 市再生機 構・公社 の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	住宅以外に住 む一般世帯
津市	112852	78245	3631	23906	3773	893	2404
	100.0	69.3	3.2	21.2	3.3	0.8	2.1
津市栗真町屋町	2277	597	-	1527	38	36	79
	100.0	26.2	0.0	67.1	1.7	1.6	3.5
津市桜橋1丁目	511	200	-	279	26	4	2
	100.0	39.1	0.0	54.6	5.1	0.8	0.4
津市香良洲町浜浦	391	332	-	30	13	2	14
· ·	100.0	84.9	0.0	7.7	3.3	0.5	3.6
尾鷲市	9149	7048	261	1227	349	85	179
	100.0	77.0	2.9	13.4	3.8	0.9	2.0
尾鷲市古江町	256	235	15	, 5	-	_	1
	100.0	91.8	5.9	2.0	0.0	0.0	0.4
焼津市	49259	35600	962	10601	1005	557	534
	100.0	72.3	2.0	21.5	2.0	1.1	1.1
焼津市石津	1281	919	-	334	16	12	
	100.0	71.7	0.0	26.1	1.2	0.9	0.0

表 6-10 2015 年国調住宅の建て方

			住宅の建て方		
市区町村 大字・町					
名 名	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
津市	111042	80837	1441	28603	161
	100.0	72.8	1.3	25.8	0.1
津市栗真町屋町	1918	610	45	1254	9
	100.0	31.8	2.3	65.4	0.5
津市桜橋1丁目	491	174	6	310	1
	100.0	35.4	1.2	63.1	0.2
津市香良洲町浜浦	392	361	-	31	
	100.0	92.1	0.0	7.9	0.0
尾鷲市	8325	7379	321	605	20
	100.0	88.6	3.9	7.3	0.2
尾鷲市古江町	217	207	-	10	-
	100.0	95.4	0.0	4.6	0.0
焼津市	49257	36735	467	12005	50
	100.0	74.6	0.9	24.4	0.1
焼津市石津	1272	899	14	355	4
	100.0	70.7	1.1	27.9	0.3

表 6-11 2010 年国調住宅の建て方

		㑇	主宅の建てた	<u> </u>	
市区町村 大字・町 名 名	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他
津市	109555	79150	1548	28688	169
	100.0	72.2	1.4	26.2	0.2
津市栗真町屋町	2162	630	42	1487	3
	100.0	29.1	1.9	68.8	0.1
津市桜橋1丁目	505	178	9	318	-
	100.0	35.2	1.8	63.0	0.0
津市香良洲町浜浦	375	340	3	30	2
	100.0	90.7	0.8	8.0	0.5
尾鷲市	8885	7888	348	629	20
	100.0	88.8	3.9	7.1	0.2
尾鷲市古江町	255	240	1	15	-
	100.0	94.1	0.0	5.9	0.0
焼津市	48168	36036	592	11501	39
	100.0	74.8	1.2	23.9	0.1
焼津市石津	1269	904	24	340	1
	100.0	71.2	1.9	26.8	0.1

表 6-12 2015 年国調居住期間

市区町村 大字・町		居任	注期間						
名名名	総数	出生時から	20年以上	その他					
津市	279886	44150	91080	144656					
	100.0	15.8	32.5	51.7					
津市栗真町屋町	3289	336	791	2162					
	100.0	10.2	24.0	65.7					
津市桜橋1丁目	1024	97	213	714					
	100.0	9.5	20.8	69.7					
津市香良洲町浜浦	1072	165	488	419					
:	100.0	15.4	45.5	39.1					
尾鷲市	18009	2027	7839	8143					
	100.0	11.3	43.5	45.2					
尾鷲市古江町	389	65	235	89					
	100.0	16.7	60.4	22.9					
焼津市	139462	22738	47735	68989					
	100.0	16.3	34.2	49.5					
焼津市石津	3546	592	1027	1927					
	100.0	16.7	29.0	54.3					

表 6-13 2010 年国調居住期間

市区町村 大字・町		居住	E期間 -	
名名名	総数	出生時から	20年以上	その他
津市	285746	42782	91648	151316
	100.0	15.0	32.1	53.0
津市栗真町屋町	3745	378	845	2522
	100.0	10.1	22.6	67.3
津市桜橋1丁目	1026	80	200	746
	100.0	7.8	19.5	72.7
津市香良洲町浜浦	1107	155	478	474
	100.0	14.0	43.2	42.8
尾鷲市	20033	1966	8560	9507
	100.0	9.8	42.7	47.5
尾鷲市古江町	488	74	306	108
	100.0	15.2	62.7	22.1
焼津市	143249	22906	47933	72410
	100.0	16.0	33.5	50.5
焼津市石津	3624	642	1059	1923
	100.0	17.7	29.2	53.1

表 6-14 2015 年国調労働力状態

市区町村 大字・町		労働	力状態		
名名名	総数	労働力人口	非労働力人口	労働力状態 「不詳」	
津市	242682	136221	96982	9479	
	100.0	56.1	40.0	3.9	
津市栗真町屋町	2972	1500	1273	199	
	100.0	50.5	42.8	6.7	
津市桜橋1丁目	866	531	286	49	
	100.0	61.3	33.0	5.7	
津市香良洲町浜浦	926	561	346	19	
	100.0	60.6	37.4	2.1	
尾鷲市	16208	8495	7592	121	
	100.0	52.4	46.8	0.7	
尾鷲市古江町	371	118	252	1	
	100.0	31.8	67.9	0.3	
焼津市	120488	73990	45135	1363	
	100.0	61.4	37.5	1.1	
焼津市石津	3078	1840	1198	40	
	100.0	59.8	38.9	1.3	

表 6-15 2010 年国調労働力状態

:		労働	力状態	
市区町村 大字・町 名 名	総数	労働力人口	非労働力	労働力状態 不詳
津市	245410	141864	98125	5421
	100.0	57.8	40.0	2.2
津市栗真町屋町	3343	1773	1462	108
	100.0	53.0	43.7	3.2
津市桜橋1丁目	849	562	258	29
	100.0	66.2	30.4	3.4
津市香良洲町浜浦	968	605	339	24
	100.0	62.5	35.0	2.5
尾鷲市	17846	9369	8264	213
	100.0	52.5	46.3	1.2
尾鷲市古江町	460	138	320	2
	100.0	30.0	69.6	0.4
焼津市	123049	77721	44112	1216
	100.0	63.2	35.8	1.0
焼津市石津	3123	1965	1146	12
	100.0	62.9	36.7	0.4

表 6-16 2015 年国調従業上の地位

			従業上の地位		
市区町村 大字・町名 名名	総数	雇用者(役員 を含む)	自営業主(家庭 内職者を含む)	家族従業者	従業上の地位 「不詳」
津市	131591	114911	10592	3588	2500
	100.0	87.3	8.0	2.7	1.9
津市栗真町屋町	1453	1313	75	40	25
	100.0	90.4	5.2	2.8	1.7
津市桜橋1丁目	517	473	28	10	6
	100.0	91.5	5.4	1.9	1.2
津市香良洲町浜浦	549	445	58	19	27
	100.0	81.1	10.6	3.5	4.9
尾鷲市	8159	6593	1109	415	42
	100.0	80.8	13.6	5.1	0.5
尾鷲市古江町	108	85	19	4	-
	100.0	78.7	17.6	3.7	0.0
焼津市	71138	61629	6046	2132	1331
	100.0	86.6	8.5	3.0	1.9
焼津市石津	1772	1566	129	41	36
	100.0	88.4	7.3	2.3	2.0

表 6-17 2010 年国調従業上の地位

		:	従業上の地	位	
市区町村 大字·町 名 名	総数	雇用者 (役員を 含む)	自営業主 (家庭内 職者を含 む)	家族従業者	不詳
津市	134191	114901	11203	4369	3818
	100.0	85.6	8.3	3.3	2.8
津市栗谷町屋町	1681	1439	92	38	112
	100.0	85.6	5.5	2.3	6.7
津市桜橋1丁目	517	460	27	12	18
	100.0	89.0	5.2	2.3	3.5
津市香良洲町浜浦	582	495	57	24	6
	100.0	85.1	9.8	4.1	1.0
尾鷲市	8900	6995	1332	483	90
	100.0	78.6	15.0	5.4	1.0
尾鷲市古江町	134	106	22	5	1
	100.0	79.1	16.4	3.7	0.7
焼津市	72872	62680	6685	2632	875
	100.0	86.0	9.2	3.6	1.2
焼津市石津	1832	1606	161	51	14
	100.0	87.7	8.8	2.8	0.8

表 6-18 2015 年国調就業者の産業大分類

				産業大:	分類			
市区町村 大字・町 名 名	総数	A 農業,林 業	B 漁業	E 製造業	□ 卸売業, 小売業	P 医療, 福 祉	S 公務(他 に分類される ものを除く)	その他
津市	131591	3477	108	24793	18376	18333	7198	59306
[100.0	2.6	0.1	18.8	14.0	13.9	5.5	45.1
津市栗真町屋町	1453	22	1	150	227	187	33	833
	100.0	1.5	0.1	10.3	15.6	12.9	2.3	57.2
津市桜橋1丁目	517	7	-	80	59	65	52	254
	100.0	1.4	0.0	15.5	11.4	12.6	10.1	49.1
津市香良洲町浜浦	549	4	14	135	91	52	23	230
	100.0	0.7	2.6	24.6	16.6	9.5	4.2	41.9
尾鷲市	8159	166	356	782	1416	1329	547	3563
	100.0	2.0	4.4	9.6	17.4	16.3	6.7	43.7
尾鷲市古江町	108	2	11	17	21	18	2	37
	100.0	1.9	10.2	15.7	19.4	16.7	1.9	34.3
焼津市	71138	1599	464	20150	10907	6595	1934	29489
	100.0	2.2	0.7	28.3	15.3	9.3	2.7	41.5
焼津市石津	1772	28	19	535	291	164	39	696
	100.0	1.6	1.1	30.2	16.4	9.3	2.2	39.3

表 6-19 2010 年国調就業者の産業大分類

				j	産業			
市区町村 大字・町 名 名	総数	A 農業, 林業	B漁業	E製造業	卸売 業, 小売 業	P 医療, 福祉	S 公務 (他に 分類されるも のを除く)	その他
津市	134191	3652	141	25303	19718	16134	7125	62118
	100.0	2.7	0.1	18.9	14.7	12.0	5.3	46.3
津市栗真町谷内	1681	30	1	193	263	170	40	984
	100.0	1.8	0.1	11.5	15.6	10.1	2.4	58.5
津市桜橋1丁目	517	6	2	55	92	56	33	273
	100.0	1.2	0.4	10.6	17.8	10.8	6.4	52.8
津市香良洲町浜浦	582	4	14	140	102	54	19	249
	100.0	0.7	2.4	24.1	17.5	9.3	3.3	42.8
尾鷲市	8900	196	395	803	1570	1296	557	4083
	100.0	2.2	4.4	9.0	17.6	14.6	6.3	45.9
尾鷲市古江町	134	3	13	19	20	26	5	48
	100.0	2.2	9.7	14.2	14.9	19.4	3.7	35.8
焼津市	72872	1729	509	21142	12000	5659	1887	29946
	100.0	2.4	0.7	29.0	16.5	7.8	2.6	41.1

表 6-20 2015 年国調就業者の職業大分類

						職業大分	類				
市区町村 大字・町 名 名	総数	A 管理的職 業従事者	B 専門的·技 術的職業従事者	C 事務従事 者	D	販売従事 者	E サービス 職業従事者	F 保安職業 従事者	G 腹林漁業 従事者	H 生産工程 従事者	その他
津市	131591	2532	22281	25903		14835	14882	3712	3354	21753	27403
,	100.0	1.9	16.9	19.7	1	11.3	11.3	2.8	2.5	16.5	20.8
津市栗真町屋町	1453	14	297	221		214	273	22	20	143	249
	100.0	1.0	20.4	15.2		14.7	18.8	1.5	1.4	9.8	17.1
津市桜橋1丁目	517	10	96	125	5	89	61	12	6	53	65
	100.0	1.9	18.6	24.2		17.2	11.8	2.3	1.2	10.3	12.6
津市香良洲町浜浦	549	10	70	110		69	46	6	19	119	100
	100.0	1.8	12.8	20.0	1	12.6	8.4	1.1	3.5	21.7	18.2
尾鷲市	8159	243	1089	1491	П	897	1258	237	440	976	1528
	100.0	3.0	13.3	18.3	l .	11.0	15.4	2.9	5.4	12.0	18.7
尾鷲市古江町	108	3	5	20		14	19	3	7	20	17
	100.0	2.8	4.6	18.5		13.0	17.6	2.8	6.5	18.5	15.7
焼津市	71138	1514	7958	11871		8628	7313	1100	1886	16594	14274
	100.0	2.1	11.2	16.7		12.1	10.3	1.5	2.7	23.3	20.
焼津市石津	1772	44	195	297	1	223	168	20	42	445	338
	100.0	2.5	11.0	16.8		12.6	9.5	1.1	2.4	25.1	19.1

表 6-21 2010 年国調就業者の職業大分類

:	職業									
市区町村 大字・町 名 名	総数	A 管理 的職業従 事者	B 専門 的・技術的 職業従事 者	C 事務従 事者	D 販売 従事者	E サー ピス職業 従事者	F 保安職業 従事者	G 農林 漁業従事 者	H 生産 工程従事 者	その他
津市	134191	2840	20647	26025	16016	14628	3661	3646	22638	24090
	100.0	2.1	15.4	19.4	11.9	10.9	2.7	2.7	16.9	18.0
津市栗真町屋町	1681	20	292	241	254	316	27	32	184	315
	100.0	1.2	17.4	14.3	15.1	18.8	1.6	1.9	10.9	18.7
津市桜橋1丁目	517	9	86	128	95	55	12	9	39	84
	100.0	1.7	16.6	24.8	18.4	10.6	2.3	1.7	7.5	16.3
香良洲町浜浦	582	14	67	119	71	49	4	18	138	102
	100.0	2.4	11.5	20.4	12.2	8.4	0.7	3.1	23.7	17.5
尾鷲市	8900	227	1120	1590	1024	1276	248	487	1040	1888
	100.0	2.6	12.6	17.9	11.5	14.3	2.8	5.5	11.7	21.2
尾鷲市古江町	134	4	7	26	14	24	6	15	14	24
** *	100.0	3.0	5.2	19.4	10.4	17.9	4.5	11.2	10.4	17.9
焼津市	72872	1486	7648	12124	9450	7009	983	2144	17736	14292
	100.0	2.0	10.5	16.6	13.0	9.6	1.3	2.9	24.3	19.6
焼津市石津	1832	31	178	310	241	177	19	59	481	336
:	100.0	1.7	9.7	16.9	13.2	9.7	1.0	3.2	26.3	18.3

表 6-22 2010 (平成 22) 年及び 2015 (平成 27) 年国調データによる調査地区の特徴 注: 年次を明記していない記述は平成 22 年~27 年の通時的現象

	津市栗真町屋	津市桜橋 1 丁目	津市香良洲浜浦	尾鷲市古江町	焼津市石津
人口・世帯	平成 22 年~27	平成 22 年~27	同左	平成 22 年~27	平成 22 年~27
数	年で人口・世帯	年で人口・世帯		年で尾鷲市全	年で人口・世帯
	数が1割減少。	数が横ばい。		体は人口・世帯	数が横ばい。
				数1割減少、同	
				じ時期古江町	
]				の人口は1割減	
				少。	
年齢別人口	平成 27 年の 15	65歳以上人口の		65~74 歳、75	75 歳以上人口
1	~64 歳人口は	割合は津市全体	年で5~14歳、	歳以上人口の	の割合が焼津
	7割を占め、津	に比べて少ない	65~74 歳人口	割合が尾鷲市	市全体よりも
	市全体の同人	が平成 22 年~	が増加してい	全体よりも多	多い。
	口より1割多い。	27年で増加して	る、それぞれの	い。	
		おり、特に 65~	増加率は津市全		
		74歳人口の割合	体よりも高い。		
		が増加してい			
		る。			
世帯人員	世帯人員1人の	世帯人員 1 人の	世帯人員2人、3	世帯人員2人の	世帯人員の分
	世帯の割合が	世帯の割合が津	人、4 人以上の	世帯の割合が	布は焼津市全
	津市全体の2倍	市全体よりも多	世帯の割合がそ	一番多いが、1	体とほぼ同じ
	以上。	いが、平成 22~	れぞれ津市全体	人の世帯も平	傾向。1 人の世
		27年では世帯員	よりも多い。	成 22~27 年で	帯の割合が焼
		1 人の世帯の割		増加している。	津市全体より
		合が減り、世帯			も若干多い。
		員 2 人の世帯の			
		割合が増えてき			
		ている。			
核家族世	65 歳以上世帯	65歳以上世帯員	核家族世帯の割	65 歳以上世帯	核家族世帯の
帯・65 歳以	員のみの世帯	のみの世帯の割	合は津市全体よ	員のみの世帯	割合、65歳以上
上世帯員の	の割合は津市	合は津市全体よ	りも多い。65 歳	の割合は尾鷲	世帯員のみの
み世帯	全体より少な	り少ないが、そ	以上世帯員のみ	市全体よりも	世帯の割合は
	いが、そのうち	のうち単独世帯	の世帯の割合は	多く、そのうち	焼津市全体と
	単独世帯の割	の割合は津市全	津市全体よりも	単独世帯の割	同じ程度。
	合は津市全体	体、栗真町屋や	少なく、そのう	合が多い。	
1	よりも多い。	香良洲浜浦より	ち夫婦のみ世帯		
		も多い。	の割合が多い。		
住居の種類	持家は3割、民	持家が4割、民	持家が約9割。	同左	持家は7割、民
	営借家が6割を	営借家が5割で			営借家は 2 割
	超える。	あるが、平成 22			超。
		~27年では持家			
		が微増してい			
A	= 74 11	る。	74 1 1		
住宅形式	一戸建ては3	一戸建ては4割		同左	一戸建て7割、
	割、共同住宅は	弱、共同住宅は	超。		共同住宅3割。
	6 割超。	6 割強。			

居住期間	出生時以上居 20 年以上居 の割 を 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	出年合期合助と20 生以を間はも町満たい。 には、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大き	年以上居住の割	出生年以上を 年以上を 年の制 と 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の	出20 年 年 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
労働力人口	労働力人口の割合は5割で津市全体と同じ。	労働力人口の割合は6割で津市 全体より多い。 非労働力人口の割合は平成22~ 27年で少し増えている。	同左	非労動力人口 の割合は7割で 尾鷲市全体よ り大変多い。	非労動力人口 の割合は約4割 で焼津 で は同が、平成22 あるが、平で増加 している。
従業上の地位	雇用者の割合 が9割で津市全 体よりも多い。	同左	自営業主及び家 族従業者の割合 が津市全体。自 営業主の割合が 平成 22~27 年 で増加してい る。		雇用者の割合 が9割では り、焼むで体 より 平で増加し ている。
就業者の産 業大分類	取り立てて特 徴がない	公務の 市くで おのと かのと かのと が倍官ら でにれる 22~業 のでにれる 22~業 のでで 大福智 ののいいる ののののので のののので ののので ののので のので ののので ののので ののので ののので ののので ののので ののので ののので ののので ののので のので ののので のので	業・小売業の割	のおない ない での での でんという ない でんという いっという ない でんしい でんしい でんしい かい はい かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい かい	製造番のは、原立である。と目でたちのでは、できません。という。
就業者の職業大分類	専職割く27て務合いで事減的が進が平年る事増そ株のした事一成増ま者加の漁割いてまる事増を株のして業合るのもの多~し事割で方従は。	門的・技術的職 業でする。 です者で、 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	の割合が平成22		生産の製料漁業である。 というでは、 生産の製料漁会は でででする。 というでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は

2 国調データ(2010~2015年)から見る調査地区における防災体制構築上の課題

(1) 津市栗真町屋町

地区には三重大学がある。学生と思われる1人世帯が多く、民間アパートに住んでいる。15 ~64 歳人口率及び労働力人口率が津市全体よりも多く、若者がいる街ともいえる。一方で65 歳以上の世帯員のみの世帯では単独世帯率が多い。

職業では農林漁業従事者が減少しつつ、専門的技術的職業や事務職の従事者が多くなってきていて、市街地近郊農村の面影が薄れ、都市化してきている。

大学生等若者が多くいる一方で、地元の髙齢者特に単独世帯の髙齢者がいて、住民構成の二極化の特徴が見られる。

災害に対する自助共助の可能性については、地元住民は高齢化の傾向が強いので、大学生等の若者をいかに防災体制に組み込み、単独高齢者を始めとする高齢者支援に協力させるかが課題である。

(2)津市桜橋1丁目

地区は津駅や県庁等業務地区に近い市街地である。居住歴の長い古からの住民がいる一方で、 居住歴の短い事務職、専門的技術的職業や販売に従事している雇用者の居住が多く、住民構成 は二分化している。

人口・世帯数が横ばいの中で、65歳以上人口が増加していて、特に65~74歳人口が増加している。居住歴20年未満の人が7割いて、新住民の街である。古くからの地元住民は高齢化の傾向が強いと思われ、65歳以上のみの世帯では単独世帯率が高く、津市全体の割合よりも大きくなっている。津市の中心市街地である地区環境の中で、孤立した高齢者がいる。

防災体制構築上の課題としては、雇用者を中心とする新住民を組織化し防災体制に組み込み、 地元住民特に単独世帯の高齢者への支援にあたらせることが課題である。単独世帯の高齢者の 中でも、地元自治会に加入せずマンション等に孤立して居住する高齢者に対する支援が大きな 課題となっている。

(3) 津市香良洲町浜浦

地区は雲出川河口の三角州にある古くからの農漁村集落である。人口・世帯数が横ばいの中で、5~14歳人口と65~74歳人口が増加している。新生児等幼児人口が増加する一方で、高齢化が進んでいる。世帯の家族型としては核家族化が顕著であり、65歳以上世帯員のみの世帯でも夫婦2人の世帯率が高い。農漁業従事者の割合が少し増えているものの、製造業や卸売・小売業の自営業主と家庭内従事者の割合が多くなっている。

防災体制構築の面では、家族や近隣住民の参加を想定した防災体制の構築が可能と思われるが、雲出川河口三角州の土地基盤の上で、避難場所や避難路の確保が課題である。

(4) 尾鷲市古江町

古江町は古くからの漁村・漁港の集落である。人口が減少し、高齢化が進んでいる。世帯数の変化はあまりないが、1人世帯、2人世帯の割合が多く、65歳以上世帯員のみの世帯では単

独世帯の割合が多い。

非労働力人口が7割で多い。農漁業従事者は減少しつつあるが、漁業、製造業、卸売・小売業の従事者が多い。その一方で、条件不利地域の地場産業ともいえる医療・福祉従事者は減少しており、地域の健康福祉サービス体制の維持に問題がある。

防災体制構築上の課題としては、津波避難等にあたり高齢者が高齢者を支援しなければならない状況と思われ、現実を踏まえた合理的で実効性のある防災体制の整備が必要である。

(5) 焼津市石津

石津地区の遠州灘海岸近くは漁港や古くからの旧漁村地区であり、内陸側は焼津市中心市街地につながる新市街地である。

地区の人口・世帯数ともに横ばいに推移しているが、高齢化が進行しつつある。とりわけ高 齢者率が高いのは海岸近くの古からの旧漁村地区と思われる。

労働力人口のうち、農漁業従事者は段々と減少しており、製造業の生産工程従事者の割合が 多い。

防災体制構築上の課題としては、予測では津波到達時間が大変短く、特に海岸近くの古くからの漁村集落では平坦地であり避難場所の確保が困難であることが第一に挙げられる。そのうえ、海岸近くの漁村地区は高齢者比率が高く、高齢者への支援を柱とする避難誘導体制の整備が大きな課題である。

Ⅵ 結論

表 7-1 に調査対象自治会の要援護者の援護体制上の課題をまとめ、それを踏まえて以下のような結論が導かれる。

自治会等の地域内の要援護者の所在を把握し、地域全体の情報として共有しておくことが重要である。行政の要援護者名簿は名簿記載が申告制であり、名簿の所有が自治会長や民生委員等に限られているのは問題であり、災害時に名簿使用が機能するのかはなはだ心もとない。

要援護者の援護では援護人の有無や援護人の年齢が問題である。津市桜橋1丁目や津市栗真町屋町根上りのように市街地内あるいは市街地に近い自治会では古くからの住人は高齢化している一方、新住民が多くいるが、彼らのマンション等に住む居住形態、職業形態、地域への無関心等が新旧住民一体となった地域の防災体制づくりを阻んでいる。

尾鷲市古江町や焼津市港第 14 自治区第5町内会のような漁港漁村地区では人口が減少し高齢化が著しい。要援護者が多いが、援護する者も高齢化していて援護の困難性が予想できる。 そして援護者として想定できる人の職業が漁業等の地場産業から地区外への通勤に変わっている場合には日中の災害時には対応できない。

多くの接護する人を想定できても、その人の職業や地域への同化度合いによって彼らを接護体制に組み込めない場合がある。また、そもそも接護する人が想定できないか、いても高齢化していて接護体制を組めない場合もある。接護体制の計画には「人」の問題が大きく影響する。

表 7-1 調査対象自治会の要援護者の援護体制上の課題

	津市栗真町屋町根上り	津市桜橋1丁目	津市香良洲町浜浦	尾鷲市古江町	焼津市石津 港第14自治会第5町内会
街の構成	旧伊勢街道沿いの集落。伊勢 湾海岸に近い。集落と海岸の 間に農地あり。国道23号沿 線は津市中心市街地に連担 する市街地。	津市中心市街地内の国道 23 号線沿 いの市街地。	雲出川河口の中州の農漁村地区。 農地は工場倉庫等に土地利用転 換されている。浜浦は香良洲の中 の古い集落から隠居宅地が派生 してできた比較的新しい集落。	古江漁港を中心とした漁村集 落。	石津地区の遠州雑沿いには焼津市の 代表的な小川漁港があり、海岸沿いに 古くは漁村だった集落が並んでいる。 港第14 自治会第5町内会は昔の漁村 だった集落である。石津地区は焼津市 中心部から約3㎞にあり、市街地化が 進んでいる。新しい市街地部分と海沿 いの集落部分とで構成される。
人口、 新 民 の 動向	人口は横ばい。三重大学が隣接していて学生等の 1 人世帯が多い。集落内の古くからの住民は高齢化している。	人口は横ばいであるが、居住期間の 短い新住民が多い。 新住民は定着 し、世帯人員は増加している。 古く からの住民は高齢化している。 古く からの住民の家と新住民が住むマ ンション等が混在している。	人口は横ばいで減少していない。 世帯人員は高齢家族を含めて比 較的多い。	人口は減少している。新住民は 殆どなく、高齢化が進行してい て、高齢の1人世帯が多い。	石津地区は人口が横ばいであるが、海岸近くの第5町内会では高齢の1人世帯が多い。
職業 等経 済的 状況	学生を除くと専門的・技術的 職業従事者が多い。 農漁業者 は減少している。	公務、事務従事者が多い。	農漁業従事者が若干増えている が、大多数が自営業、生産工程従 事者である。	高齢者と思われる非労働力人口が7割である。漁業従事者が減少している。他は生産工程従事者と餌・小売業従事者が主である。	漁業従事者は減少している。生産工程 従事者がほとんどである。
自然的環境	伊勢湾の海岸に近く、平坦砂 地である。 津波の危険性高 い。	安濃川と志登茂川に挟まれたデル タ地帯であり、津波の危険性が高 い。	雲出川の三角中州であり、津波で 橋が流されれば他地域に避難で きない。土盛りで小高い避難場所 を造成した。	海岸からの段丘に家が張り付いている。集落内の道は狭く、 ほとんどが坂である。津波から の避難場所が少なく、避難場所 までの道が狭く坂であり、震害 で家屋や塀で塞がれる恐れ有。	石津地区は標高がなく、津波が漁港から海と並行に流れる木屋川を遡上してくることが考えられ危険である。
災時援者援体上課害要護の護制の題	集落の自治会では災害時の 要援護者の援護体制を含め て防災計画を細かく検討し ている。要援護者を援護する 者も高齢化しているので、学 生等を防災計画に取り込む ことが必要である。	古くからの住民たちは災害時要援 護者の援護を含めた避難計画を検 討しており、マンション等に住む新 住民の協力を期待しているが、実際 の実効性は不明である。マンション 等に入居している援護が必要な高 齢者の存在が考えられるが、自治会 に入会していず実態が不明なので 避難間に取り込めない。	全員が津波から避難できる場所 が近くに無いことが問題である。 災害時要援護者の援護は世帯人 員が多いので家族が行うであろ うが、自営業等の仕事が家の近く であれば良いが、香良洲町以外の 遠いところの場合は問題がある。	尾鷲市では要援護者名簿を公開し、隣保班単位に要援護者の 援護を含めた避難計画を作っ て周知している。しかし、要援 護者を援護する者が高齢化し ているので計画の実効性に問 題がある。	港第14 自治会第5 町内会は高齢者の 災害時要援護者が多くいるが、援護する家族も高齢化しており援護の困難 性がある。集落内の避難場所は集落よりも海岸に近い津波避難タワーや市立青少年センターであり、海に向かって避難する非合理性が不安視されている。

大畑 智史

はじめに

日本において、マイナンバー制度が施行され、当該制度も徐々に社会に浸透してきた。このマイナンバー制度の主要対象分野は、税、社会保障、災害対策、これらであるが、今後ますますその民間活用が進むことを考えると、その分野はより多様なものになっていくと考えられる。しかし、マイナンバー制度に関しては、個人情報漏洩など、各種課題が指摘されており、当該制度に関しては更なる議論が求められているり。ここにおける、マイナンバー制度と租税との関連性に関する議論では、租税分野におけるマイナンバー制度と医療との関連性について課題が指摘されており、当該論点についてもより深い議論が求められる。当然、より的確な税制やより的確な医療体制の構築のため、当該議論は欠かせない。そこで、字数の制約もありその対象範囲は狭くなるが、本稿では、租税分野におけるマイナンバー制度に関する医療の視点からの問題点とこの解決策とを議論することとする。もちろん、医療産業での法人番号利用、法人税での法人番号利用、などのその状況を考慮すると、以上の分析を深める上で、法人番号制度を考慮することは欠かせない。

当該論点を考察するにあたり、みえライフイノベーション総合特区—MieLIP セントラルの場合、三重県—の事例を交えることとする。以下の点の詳細は後に述べるが、当該特区では、医療分野に焦点が当てられており、本稿の分析をより実際的なものにするにあたり当該特区の事例は有益であると考えられる。その他、本稿では、マイナンバー制度の議論と関係する、医療等 ID、などの視点も、本稿での考察を深めるため、できるだけ考慮することとする。なお、特に断りのない限り、本稿の内容は日本国内に関するものを扱うこととする。

I、マイナンパーと法人番号: 租税分野の場合

マイナンバーは、日本に住民票を有するすべての方(外国人の方も含まれる)が持つ12桁の番号で、これは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される、とされる³)。当該制度が、国内の各種税制で活用されることは言うまでもないが、租税分野は社会保障分野など多様な分野と関連性がある。法人番号についても、下記のように述べられている。

法人番号自体には、マイナンバー(個人番号)とは異なり利用範囲の制限がありませんので、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

行政分野における法人番号の利用について申し上げますと、2016年1月以降、税分野の

手続において行うこととされており、例えば、法人税の申告の場合、2016年1月以降に開始する事業年度に係る申告から法人番号を記載いただくこととなります。4)

法人番号については、法人インフォーメーションというシステムが構築され、ここでは法人情報一本社所在地、法人番号、法人名、など一を検索できる。その他、消費税増税関係で令和 5年にインボイスが施行されるが、ここでは法人番号が活用される一法人番号を有する法人の場合一。

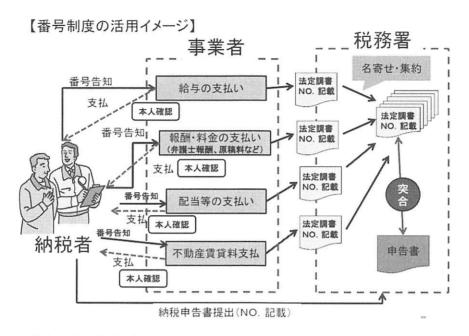
ここでは、以上の点を考慮し、租税分野における、マイナンバー制度と法人番号制度の概観を整理することとする50。まず、国税庁のホームページで示される、マイナンバーと法人番号一共に国税分野一、マイナンバー制度による納税者等の利便性向上、これらを示す。なお、ここで示される、マイナポータルと e-Tax (国税電子申告・納税システム) との連携については、平成 29 年 1 月に開始されている。また、平成 30 年 11 月にマイナポータルとねんきんネットとの連携も開始されている。ただし、マイナポータルと eL-Tax (地方税ポータルシステム) との連携はまだ開始されていない。

<国税分野での利活用>

国税分野においては、確定申告書、法定調書等の税務関係書類にマイナンバー・法人番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告書との突合が、マイナンバー・法人番号を用いて、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税に資するものと考えています。 他方で、マイナンバー・法人番号を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があり、マイナンバー・法人番号が記載された法定調書だけでは把握・確認が困難な取引等もあるため、全ての所得を把握することは困難であることに留意が必要です。

<納税者等の利便性の向上>

国税庁では、マイナンバー制度の導入を契機として、納税者利便の向上に向けた検討を行っています。具体的には、1 住宅ローン控除等の申告手続において、平成 28 年分の申告から住民票の添付が省略となるほか、2 国と地方にそれぞれ提出している給与・年金の源泉徴収票・支払報告書に係る電子的提出の一元化、3 マイナポータルと e-Tax との連携などについて検討を進めています。6



【給与支払報告書と源泉徴収票の一元化】

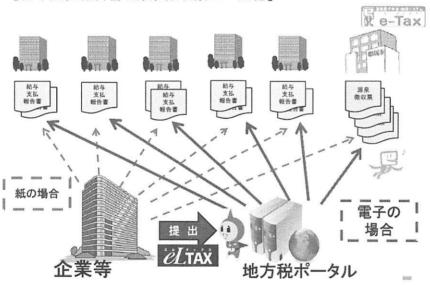


図 1 税務分野でのマイナンバー制度活用のイメージ

【袖山喜久造「税務面からみたマイナンバー制度とその対応について」(経団連マイナンバー 実務対応シンポジウム報告資料) SKJ 総合税理士事務所、2014 年、7-10 頁。】

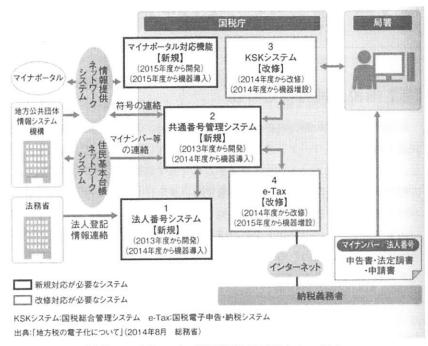


図2 マイナンバー制度関係の国税庁システム

【市民が主役の地域情報化推進協議会 番号制度研究会 編、森田朗 監修『新社会基盤 マイナンバーの全貌:制度対応の勘所からビジネス・医療での活用まで』日経 BP 社、2015年、258頁。】

国税関係で、マイナンバーの記載を要する税務関係書類とそれを要しない税務関係書類とに関しては、本報告書の字数の制約上、その紹介をここでは省略するが、これに関しては国税庁ホームページで紹介されている⁷⁾。

次に、地方税でのマイナンバー活用に関する総務省の簡潔な説明を以下に示す。ここでも法 人番号は欠かせない。

番号制度が導入されれば、個人住民税分野においては、給与支払報告書や確定申告書等に番号が記載されて提出されてくることにより、現在行っている名寄せ作業の効率化や正確性の向上が図られるとともに、未申告や扶養控除等の対象要件の調査などの税務調査がより的確に行われることにより課税の適正化が期待されます。また、情報提供ネットワークシステムを介して個人住民税の課税事務のために把握した所得情報を社会保障分野に提供することで、社会保障給付手続きにおける所得証明書の添付省略や、所得に応じたきめ細かな社会保障制度の実現に貢献することが想定されています。8)

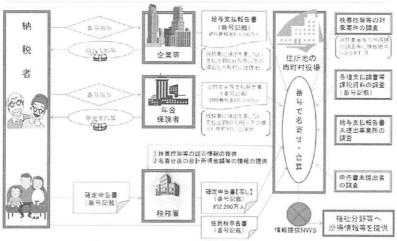
番号制度が導入されれば、個人住民税分野においては、給与支払報告書や確定申告書等に番号が記載されて提出されてくることにより、現在行っている名寄せ作業の効率化や正確性の向上が図られるとともに、未申告や扶養控除等の対象要件の調査などの税務調査がより的確に行われることにより課税の適正化が期待されます。

また、情報提供ネットワークシステムを介して個人住民税の課税事務のために把握した所得情報を社会保障分野に提供することで、社会保障給付手続きにおける所得証明書の添付省略や、所得に応じたきめ細かな社会保障制度の実現に貢献することが想定されています。

<参考>

社会保障・税番号制度を個人住民税で利用する場合のイメージ

地方現分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市可材の有する住民情報 等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となる。



※ 他の税目についても、番号制度導入により、納税義務者の現状把握が効率的に行えるようになることが期待

地方税分野における番号制度の利用場面

①番号を用いた地方税情報の管理

- ○納税義務者等が提出する申請・届出等の記載 事項に番号を追加
- ○エルタックスを通じて国税当局から提供される確 定申告情報等や税当局間の通知に番号を追加
- ○番号を用いた情報の名寄せ・管理
- ◇公平・公正な課税、事務の効率化

② 情報提供ネットワークシステムを通じ た情報の取得

課税事務のため、現在は文書で照会している他の市町 村の所得情報や、添付書類の提出を求めている障害 者手帳の情報などをネットワークを適じて取得

◇平・公正な課税、納税者の利便性向上

③ 情報提供ネットワークシステムを通じ た情報の提供

所得情報の提供により、社会保障分野の手続で求めて いる所得証明書の添付を省略

※このほか、マイナボータルを通じた納税者への情報提供も実施予定 年金保険者

(1) 国政治器 申請·届出等 エルタックス <番号: 確定申告等 情報の提供 〈掛号〉 個号を用いた情報 の名寄せ、管理 <無料> (13/13/II) -> 地方税当局 他の地方税益局 情報提供ネットワークシステム 飛得情報 の提供 障害者手 帳情報な どの取得 都道府県

図3 マイナンバー制度と地方税

【上:総務省 HP [http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/56538.html]

下:総務省 HP [http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html#riyou]]

支払調書の名寄せの精度向上について

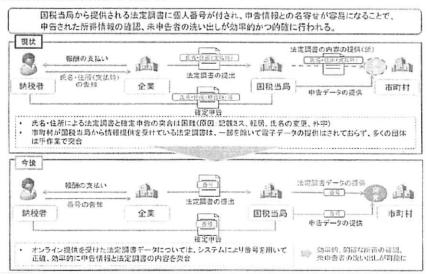
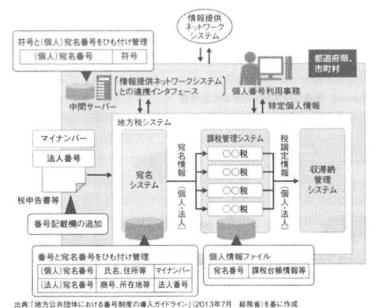


図 4 支払調書の名寄せ(地方税)

【前川雄一郎「地方税分野におけるマイナンバーの活用に関する解説」『月刊 J-LIS』2017年1月、35頁。】



【市民が主役の地域情報化推進協議会 番号制度研究会 編、森田朗 監修『新社会基盤 マイナンバーの全貌:制度対応の勘所からビジネス・医療での活用まで』日経 BP 社、2015 年、259 頁。】

図 5 マイナンバー制度導入後の地方税システム

以上のような、租税分野におけるマイナンバー制度を企業に導入する場合、もちろん、従業

員からのマイナンバーの取得、当該制度の従業員研修、など、その関係の業務を遂行しなければならないが、これは次の図のように整理される。

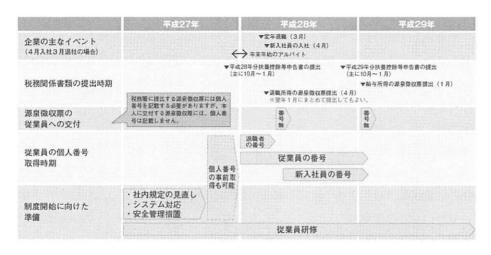


図 6 企業におけるマイナンバー制度導入:租税分野

【「平成 28 年 1 月よりスタート 税分野におけるマイナンバー制度」『ファイナンス 602 号』 財務省、2016 年 1 月、6 頁。】

市町村民税・道府県民税申告書へはマイナンバー記載が必要、市町村たばこ税申告書へはマイナンバーと法人番号との記載が必要、などのことから、税務関係書類への番号記載―法人番号も込めて―については、国税だけでなく、地方税の複数の税がその対象になっていることがわかる⁹。

若干付言しておくと、ふるさと納税をした後に確定申告をしなくても寄附金控除が受けられるワンストップ特例制度でマイナンバーが活用されている―マイナポータル活用は今後の課題となっている―、2019 年 10 月に一般消費税の増税―8%から 10%へ―が予定されているが、これによる消費支出の落ち込みを緩和するため、マイナンバーカードに蓄積できる「自治体ポイント」の活用も実施される予定である、などの状況がある。この他、マイナポータルと連携された e-Tax の認証手続きの簡素化は既に実施されており、確定申告書等作成コーナーとマイナポータルとの連携、マイナポータル等を通じたカスタマイズ型の情報配信、法人設立関係手続きなど各種手続きのワンストップ化、マイナンバーカードと健康保険証との一体化、などの取組も、今後本格的に展開される予定である10。

租税分野では、本章で述べたような形でマイナンバー制度関係の取組がなされているが、2019 年度におけるマイナンバー関係国家予算は 1,000 億円を超えた。こうした中、民間企業によるマイナンバー制度関係の各種取組も本格化している。例えば、マイナンバーカードオンライン申請補助端末、マイナンバーカード裏面プリントシステム、ID 確認システム PRO、DNP ナビ付申請書配信サービス、情報システム統合化ライブラリ、などの当該取組が展開されている¹¹⁾。

Ⅱ、みえライフイノベーション総合特区の概観

総合特区に関し、当該制度では、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化 の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関す る施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的 発展を図ります、とされる12)。総合特区制度は、大きく、国際戦略総合特区と地域活性化総合 特区との2つの特区に分かれる。みえライフイノベーション総合特区は、平成24年7月25日 に地域活性化総合特区として第2次指定を受けた。この指定基準としては、次のようなものが 挙げられる13)。

- (地域活性化総合特区) 地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済 社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。
- 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること。
- ③ 成長分野の活性化や地域の活性化といった目的に対し有効で、我が国の成長に資する新し い分野を切り開くなど先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること。
- ④ 実現を支える地域資源等が存在すること。
- ⑤ 有効な国の規制・制度改革の提案があること。
- ⑥ 地域の責任ある関与があること。
- ⑦ 運営母体が明確であること。

みえライフイノベーション総合特区の概要は、次の図のように整理されている。ここには、 この特区における、目標、取組、拠点、などのその関係諸点について記されている。

【地域活性化総合特区】みネライフィノベーション総合特区[三重男

[目標]

・画期的な医薬品・医療機器や、生活の質を高める福祉機器、高機能食品など、ヘルスケア分野の製品・サービスを創出するとと もに、企業や研究機関の立地、県内への研究開発資金の投入、雇用の拡大等によって、ライフイノベーションに寄与する地域とな ることを目指します。

【取組概要】

- ・研究開発を促進・支援するプラットホームを整備するため、みえライフイノベーション推進センター(MieLIP)を県内7か所に開設 するとともに、三重大学医学部附属病院において、県内の地域医療ネットワークを活用して医療機関の医療情報を収集・分析し、 医薬品等の開発に活用する統合型医療情報データベースを構築しています。
- ・MieLIPを核として、統合型医療情報データベースを活用した共同研究の推進、産学官民金連携による製品開発プロジェクトの 組成、地域内での実証・臨床試験の実施による製品・サービスのブラッシュアップ、国内外への販路開拓、企業立地支援等に取り 組みます。



- の活用 企業等の研究開発支援
- 学内研究者と国内外研 究機関・企業等とのコー ディネート 等



- 医療機器、介護支援口 ボット等の開発
- 医薬品、化粧品、機能 性食品等の開発
- 薬用植物の栽培技術研 究 篮

Miel IDS



- 医療・福祉機器等間祭 の技術支援や新規参入 支援
- 食の機能性素材の開発、 機能性食品の開発 等

(三重大學學質研究)



- 医療機関と食品メー カーが連携した食品 開発
- 在字医療システムの 開発 等

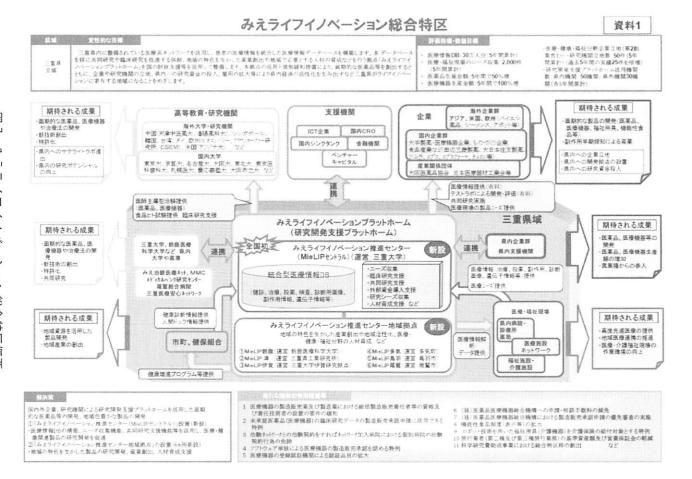
MieLIP多包-鼻羽·開盟







- 医薬品企業と高校生がコラボした化粧品の開発
- 海洋資源を活用した化粧品 の開発
- 健康ツーリズムの開発 等



 (\exists) X 鲁田 1 1 2 HP NI https://www.city. V 4 Ш kameyama 练 祚 X 皶 .mie.jp/]

(下)内閣府地方創生推進事務局 HP

http://www.kantei go .jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/toc ichiran/toc page/t28 mie.html

9 認定 業事 9 X 14 皶 d 7 殿 24 # 2 業 1 9 9 VI 東 器 4 福 रें V Fi 7 11 × 脚 < 3 資 Illi 1, 金 X Ш 24 Z 統 5 d ~ 莊 H X NS 游 35 称区 9 舍 N 书 其 练 刑 協議 H 茶 忠 KK! X 5 1 Ш d 学 蘇 711 账 12 N < 称 斟 域内 X N 內閣府 # 揣 会 哲 5

指定の金融機関から借り入れる場合に、利子補給率 0.7%以内・支給期間最大 5 年間、という 形で利子補給を受けることができる、などの措置がある¹⁴⁾。

以上のような特区における、期待される効果や、評価指標、評価結果、などの点について公表されているので、これを以下に示しておく。

期待される効果	県内の効果	経済効果	651億円
(平成28年度)		新たな雇用	2,491人
	全国の効果	経済効果	1,914億円
		新たな雇用	9,051人
評価指標・数値目標	医療情報データベース		30万人分(5年累計)
(平成24年度~28年度)	医療福祉現場のニーズ収集		2,000件(5年累計)
	医薬品、医療機器生産金額	医薬品	5年で50%増
	<u> </u>	医療機器	5年で100%増
	医療・健康・福祉分野企業立地(第2創業含む)・研究機関立地数		50件(5年累計)
1	研究機関支援プラットホーム活用機関数	県内	50機関(5年累計)
		県外	30機関(5年累計)
評価指標·数値目標	統合型医療情報データベースを活用した医薬品企業等との共	司研究契約の締結数	4件(平成33年度、累計)
(平成29年度~33年度)	MieLIPを活用して製品化されたヘルスケア分野の製品・サービス数		50件(平成33年度、累計)
			240百万円(平成28年度見込)→480百万円(平成33年度)
			40人(平成28年度見込)→50人(平成33年度)
	平成29年度から平成33年度までの地	曽加数	50件(平成28年度見込)→100件(平成33年度、累計)

表 1 みえライフイノベーション総合特区:期待される効果、評価指標・数値目標

【みえライフイノベーション総合特区 HP

[http://www.mvp.pref.mie.lg.jp/77975034439.htm]]

。 《全時別区域幹価:而在核的会員可以的無限是O無理(平成的主意)》。

2. 分野等別状況 (2)地域活性化総合特区 ②ライフ・イノベーション分野(4/12)

[40.0				
	評価 区分 (※)	総合 評価 (I とII とII を1:1:2の 新合で計 (I)	1 目標に向けた取扱 の進捗	II 支援指数の活用と 地域独自の取組の 状況	取組全体に わたる事業 の選抄と政 短課題の解 決	総合評価に係る専門家所見(主なもの)
みえライフイノベーション 総合特区 (三重県)	正	3.8	4.0 <u>漁</u> 排壁 ・統段医 ・統段 ・統令デスの名 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、	3.6 別規 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	3.8	・全体として県をあげてしっかりとした取組がなされ、多様な産業創出の契徳を生み出していると評価できる。 ・医療・福祉現場のニーズ収集、研究開発支援プラットフォームの利用機関数、健康福祉分野の企業・研究協介を設定した評価できる。 ・地域独自の各種補助金制度による研究開発から上市への効果は未だ認められない。特区本来の規制の特例措置に関する支援強化を検討するとさらに成果が期待できるのではないか。 ・統合型医機情報データベースの利活用はまだ具体的になっておらず、全国での同種の試みとの差別化も含め今後の検討課題といえる。 ・評価指標(4)の研究開発支援拠点ブラットホームの活用機関数については、各年度の選成水準に比して目標値の見込みが低すぎた感もあり、進捗管理の指標として考えた場合、そもそもの目標数定の考え方について張り返りが必要である。

※「正」とは平成28年3月末までに計画が記定された地区の評価、「準」とは平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区の評価を意味する。

表 2 みえライフイノベーション総合特区 評価結果 (平成 28 年度)

【みえライフイノベーション総合特区 HP

[http://www.mvp.pref.mie.lg.jp/77975034439.htm]]

平成 29 年度評価結果については、内閣府の評価結果は 5 点満点中の「 3.9 」であり全国のライフイノベーション分野の特区 11 地域中 3 位となり過去最高の順位となった、県の分析として、前年度より評価が上がった要因は、総合特区評価指標として設定した 4 項目の全てについて数値目標等を達成するなど、取組が順調に前進したことが評価されたものと考えている、ということが当該特区事務局ライフイノベーション課長により述べられる 150。

なお、本稿で焦点を当てる MieLIP セントラルについては、次のような形で整理されている。

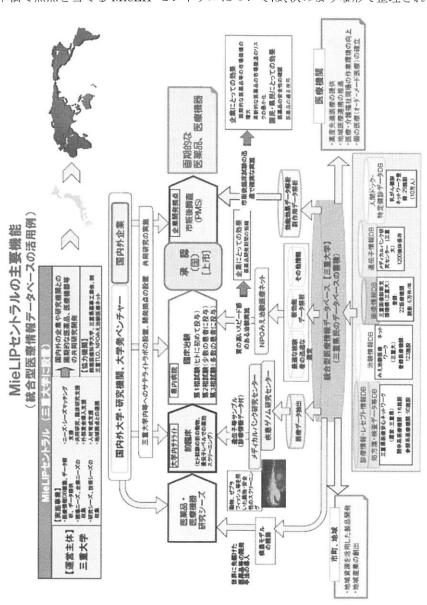


図 8 みえライフイノベーション総合特区 MieLIP セントラルの概要 【亀山市 HP [https://www.city.kameyama.mie.jp/]

以上のみえライフイノベーション総合特区とみえメディカルバレー構想との間には大きな関連性がある。みえメディカルバレー構想は、医療・健康・福祉産業を戦略的に振興することにより、三重県の地域経済を担う新たなリーディング産業の創出と集積を図るとともに、医療・健康・福祉に関連した質の高い製品・サービスを供給できる地域づくりをめざすもので、これは平成14年2月に県により策定され、同年4月から、みえメディカルバレープロジェクト関係の様々な事業が産学官民で実施されている、とされる160。この実施体制に関し、以下の図が公表されている。

みえメディカルバレープロジェクト 実施体制

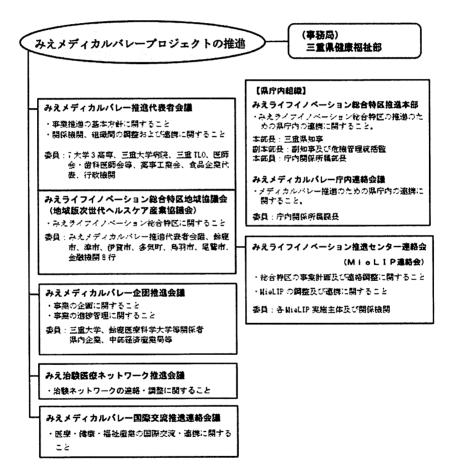


図9 みえメディカルバレー構想 第4期実施計画

【「みえメディカルバレー構想 第4期実施計画」みえメディカルバレー推進代表者会議、 2016年、40頁。】

この図からは、みえメディカルバレープロジェクトの一環として、みえライフイノベーション総合特区関係の事業が存在することが読み取れる。それではその関係性は具体的にはどのよ

うなものか。これについては次の図が参考になる。

みえメディカルバレー構想第4期実施計画(開花期)イメージ めざす姿 高齢化に伴う多様な健康需要に対して、本県が持つ高度な "みえヘルスケアインダストリー4.0" ものづくり技術や人材など地域が保有する豊富な資源、産学 官民金連携の支援基盤の強みを発揮し、ライフイノベーショ 産業の大きな変革の時期を迎え、みえメディカルバレー 横想 第4期 実施計画 ンを推進することにより、ヘルスケア分野の優れた製品・サー を着実に推進することで、第4次産業革命にも対応しつつ、メディカルバレーの ビスが創出され、県民の豊かさに貢献しています。 取組を開花させるイメージを表現したものです。 2 医薬品·化粧品·医療機器·機能性食品 3 新たな健康需要に対応するヘルスケア 総合特区 医療情報 等産業の競争力強化 産業(次世代ヘルスケア産業)の創出 制度 企業の成長段階 革新的医薬品 定世代へルス 国内産薬用植物 医療 に応じた支援 産学官民金 企業報出等) 医療機器等創出 ケア産業創出 供給体制構築 連携 連携体制 医紧品等產業 22 健康住牢 次世代ヘルスケ 眦略的企業源 人材育成 ライン 実証 普及促進 ア産業人材育成 構・誘致の促進 13 フィールド 人材 【想定される製品・プロジェクト例】 ·DB活用医薬品·医療機器の開発 【想定されるサービス事業例】 ・がんワクチン ・ICT活用高齢者生活支援サービス 研究開発 治験 ・次世代レーザー内視鏡 支援(MieLIP 食事管理アプリ等を活用した医療機関 ネットワー ・メイドインみえインブラント製品 高度なもの による健康管理サービス ·再生医療用機器等関連製品 づくり技術 実証フィールド ニーズ収集 MieLIP機能充実 国内連携 産学官民金 取組促進 体制の機能 取組促進 海外連携拡充 連携基盤充実 企業支援人材 総合的な情報の 発掘·育成 пĝа 発信 ヘルスケア産業の連携基盤の H 充実·強化 三重創生ファンタジスタ 事業目標(H28~31年度累計) ・インターンシップ・就職DB - 医学・薬学・エ学・バイオ ①ヘルスケア分野の製品・サービス開発数:34件 ②新市場開拓機会創出數・800件 化学等人材育成 ③治験受入件数:100件 ④医療情報DB活用数:8件 ⑤実証フィールド活用件数:20件

図 10 みえメディカルバレー構想第 4 期実施計画

【三重県 HP [http://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci600014278.htm]】

当該図の内容の中心的な位置を占めるみえライフイノベーションハブを取り巻く各項目をみると、これらが、基本的に、医療情報データベース、研究開発支援(MieLIP)、総合特区制度、など、みえライフイノベーション総合特区関係の項目であることがわかる。すると、みえメディカルバレープロジェクトにおいて、みえライフイノベーション総合特区の取組が極めて重要な位置を占めていることがわかる。

以上の取組において、みえメディカルバレーにおける、独自な形態での法人番号活用方法— 当該地域に相応しい形で当該地域関係の企業情報を検索できるような法人ポータルの活用、他 一を検討してはどうかと考える。このことにより、当該地区において、より一層効果的な取引 がなされるなどの当該地区の目標を達成する上での効果が発揮されるのでは、と考える。

Ⅲ、租税分野におけるマイナンバー制度:みえライフイノベーション総合特区を事例として

租税分野における、先に述べたような効果が期待されるマイナンバー制度は、医療の視点からどのような問題点を持つか。本稿の字数の制約上、ここではとりわけ、みえライフイノベー

ション総合特区の中核機能を担う MieLIP セントラルの場合を事例として考慮することとする。 今後、マイナンバー制度についてはその多様な形態での民間活用が期待されているが、ここで は、字数の制約上、マイナンバー制度における基本分野、とりわけその租税分野に注目するこ ととする。また、ここでは、法人番号も考慮する。

みえライフイノベーション総合特区においては次のような諸点に注力されていることが先の 図からわかる。

- ・患者の医療情報を統合した医療情報データベース
- ・共同研究や臨床研究を促進する体制
- ・地域の特色を生かした産業の創出
- ・地域で必要とする人材の育成

このような取組と、租税分野におけるマイナンバー制度とはどのような関わりがあるか。この 検討にあたり、マイナンバー制度のインフラや医療保険のインフラが活用される医療等 ID に ついても触れておかなければならない。

医療等 ID: 異なる ID 体系で管理された医療情報を突き合わせるための識別子。医療機関、薬局、地域医療ネットワークなどの組織が持つそれぞれの患者・利用者の識別子を結びつける役割を果たす。例えば、地域医療ネットワークの管理用 ID、医療保険の機関別符号をそれぞれ医療等 ID と 1 対 1 対応させた上で、地域医療ネットワークと医療保険の連携に医療等 ID を用いることが考えられている。17)

医療等 ID の活用については、次の図が示される。この図からは、今後、医療等 ID については、この説明にあるような形での活用が本格化していくことがわかる。

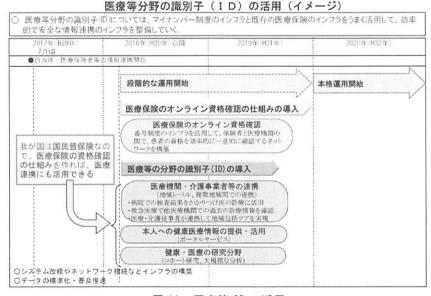


図 11 医療等 ID の活用

【佐々木裕介「医療等分野における ICT 施策の動向について」厚生労働省、2016 年、12 頁。】

また、医療機関の収入などの諸点についても、以下のように整理しておく。個人経営の医療機関以外の医療機関の種類については、以下のものがあることが指摘される。¹⁸⁾

- ・財団医療法人
- ・社団医療法人:経過措置型医療法人、新医療法人(拠出型医療法人、基金拠出型医療法人) また、医療機関の、収入と支出とについては、次の表のように整理されている。

┃収入 ├─	振込収入	審査支払機関からの振込収入 その他公的医療の振込収入
	現金収入	患者からの自己負担金 物品等の販売収入
支出	振込支出	医薬品等の業者への支払い 人件費·水道光熱費の一般経費の支払い 借入金の返済 税金等の支払い
	現金支出	消耗品等の小口支出

表3 医療機関における、収入と支出

【鈴木克己『医療に強い税理士になるための教科書』税務経理協会、2017年、19頁。】

また、医療機関の主な収入に関し、以下のように整理される。

収入区分	収入の内容
以八位刀	
社会保険診療報酬収入	組合健保(大企業従業員)や協会健保(中小企業 従業員)などからの収入
国民健康保険診療収入	国民健康保険からの収入
介護保険収入	介護保険からの収入
	主に保険外の収入
自由診療収入	(例)保険外診療による患者の自己負担部分、健
	康診断による収入、予防接種による収入など
自賠責収入	主に外科・整形外科の収入
*自賠責:自動車損害	(例)交通事故の患者に適用された自賠責による
賠償責任保険	診療収入(損害保険会社から支払われる)
労災収入	労働者が労働災害にあった場合に労災から支払
┃* 労災:労働者災害補	われる収入
	
	上記以外の収入
雑収入	(例)医療器具のレンタルによる収入、物品販売収
	入、各種事務取扱手数料収入など

表 4 医療機関の主な収入

【鈴木克己『医療に強い税理士になるための教科書』税務経理協会、2017 年、22 頁。】

マイナンバー制度の医療分野での主要な活用方法の一つとして、マイナンバーカードを利用した医療保険のオンライン確認がよく指摘される。これについて、次のように整理される。こ

こにおける [施行前] の方法の問題点として、資格の有効期限や、健康保険証の所有者本人であることを確認できない、情報の入力ミスなどにより、過誤請求となる場合がある、などの点が指摘される。こうした状況下においてマイナンバーカードを利用することのメリットとして、マイナンバーカードを活用することで、被保険者資格の有効性確認と本人確認がリアルタイムで確実に行えるようになり、適切な診療報酬の支払いが確保される、医療機関などにおいては、事務の煩雑さが解消される、患者においては、従来のように健康保険証の有効期限などを都度意識しなくても、マイナンバーカードー枚保有していれば、常に最新の資格情報に紐付いて必要なサービスが利用できる、といったことが指摘される190。

「施行前〕

- 1、患者が医療機関の窓口で健康保険証を提出する
- 2、医療機関のスタッフが、患者の健康保険証の資格情報を、券面を見てシステムに入力する
- 3、入力された情報をもとに、医療機関から審査支払機関に対して医療費を請求する 「施行後]
- 1、患者が医療機関の窓口でマイナンバーカードを提示する
- 2、医療機関のスタッフが、患者のマイナンバーカードの写真と照合し本人確認を行う
- 3、患者がマイナンバーカードを IC カードリーダにかざし、医療機関が IC チップ内の電子 証明書を読み取る
- 4、医療機関が資格確認機関に患者の資格情報を要求する
- 5、資格確認機関が電子証明書の有効性を確認する
- 6、電子証明書から患者(マイナンバーカード保有者)を特定し、患者に紐付けられた最新 の被保険者情報と当該保険資格の有効性が医療機関に提供される
- 7、医療機関は、あらかじめ正確に確認された資格情報をもとに審査支払機関に医療費を請求する
- 8、患者の保険資格情報が更新されるたびに、医療保険者から資格確認機関に情報が連携される ²⁰⁾

マイナンバーカードを利用した医療保険のオンライン確認は近い将来より本格化すると考えられる。ここにおいては、当該活用でより適切な診療報酬の支払いが確保されるようになる、ということが述べられるが、診療報酬は、患者が保険証を提示して医師などから受ける医療行為に対して保険制度から支払われる料金、とされ、これは、診療所(クリニック)や病院において、医師・看護師など医療スタッフの人件費、医薬品・医療材料の購入費、施設を維持管理していく費用に向けられる²¹⁾。医療機関関係の租税としては、所得税(個人経営の場合)、法人税(医療法人の場合)、消費税、各種関係地方税、といった税が挙げられる²²⁾。

以上のような状況を見据え、マイナンバー制度や法人番号制度の視点から、医療機関への租税に関する代表的な三個の問題点の対処法について議論する。なお、これらは租税負担の公平性の問題と大きく関わるものである。その公平性は、基本的に租税原則の一つであり、その分析は欠かせない。貧困層が顕著に見受けられるようになる程度の所得格差の過度な拡大が、貧困層への不十分な教育の拡大などの事情による社会的不安定性拡大の原因の一つになる、といったことを考慮すると、その分析の重要性がわかる。本稿の字数の制約上、それについてのその他の問題点の考察は他稿において行うこととする。

① 医療費控除一所得税・個人住民税関係一とマイナンバー制度との関連性について、次のように言及される。

マイナンバーでレセプト情報を紐付けて、医療費支払情報を自動集計し、結果を本人がマイナポータルで確認することが考えられます。これにより、納税者にとっては、領収書等の添付書類を集めて集計するという手間を大幅に省くことができます。レセプトへのマイナンバーの付番は、保険料の徴収などで行われるため、新たなシステムを導入する必要はありませんが、関連事務の追加など、法改正となる可能性があります。さらに、マイナポータルと連動して、医療費還付申告が可能であることや、医療費の合計が10万円近くになっていることを知らせることも可能になります。保険外診療の情報は医療機関しか持っていないため、どのような仕組みで情報収集するのか、あるいは、保険外診療は自己申請するのかなどの問題について定めた運用ルールの作成の策定も必要となります。マイナポータルを通じて、保険外診療分を登録する方法もあるでしょう。23

保険外診療と関係する医療費控除に関する、この引用文に記載されている方法について、税 務の適正な施行のため、積極的な議論が求められると考えられる。

② 医療機関においては損税の問題—保険診療について—が発生している。この問題の概要は 下記のように整理されている。

「医療には消費の概念は馴染まない」という考え方に基づいて、消費税導入当初から保険診療等に係る消費税は非課税とされている。その一方で、医療機関は消費税分が上乗せされた医療機器や医薬品、医療材料などを購入している。

つまり、医療機関は患者からは消費税を預かることができないにもかかわらず、自らが 購入するものについては、消費税を支払っているという関係になる。²⁴⁾

この点については、医療への一般消費税ゼロ税率適用の議論もあるが、マイナンバー制度と 絡めた次の対策も考えられている。 医療への支出は原則課税にし、医療機関が消費税額控除をできるようにして、患者に税を 還付させるやり方がよい。このような政策の実施には、マイナンバー制度の整備による給付 付き税額控除の実施が適当である。²⁵⁾

ここで言及される対処法も、租税負担の公平性の視点から、積極的に検討されるべきである と考えられる。

③ カード(被保険者証)に写真がないため、カードの所有者が本人かどうか特定することができず、1 枚の被保険者証が(性別や年代が同じくらいの)複数の人に使い回しされることがあります。このような使い方をすると、医療費負担を回避する者が増え、医療保険の財政を圧迫するとともに、被保険者証を貸与した者は、医療費還付請求申告によって不正な還付を受けることにもなります。被保険者証の使い回しは、レセプト審査において矛盾した診療や投薬などが発生することになるため、不適切な診療として診療報酬の支払いにも影響が出てきます。…中略…マイナンバーは、住民基本台帳に記載されている人に 1つずつ付けられる生涯不変の番号であり、氏名や住所が変わっても、常に最新の基本 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)とセットで管理されています。そして、個人番号カードには、顔写真やマイナンバーが記載され、身元確認(本人かどうか)と番号確認(マイナンバーが正しいかどうか)ができる本人確認書類として機能するだけでなく、偽造防止などの高度なセキュリティ機能を備えた IC カードになっています。つまり、マイナンバー制度を医療分野に適用することによって、国民の負担や不便さが解消し、医療保険制度が、より効率的に運用されていくことが期待されるのです。

しかし、現行のマイナンバー法では、マイナンバーは「保険料の徴収および保険給付の 支給等」で使われることになっており、医療保険の現金給付の部分だけしか適用されませ ん。つまり、カルテの記載や処方箋の作成等、医療の診療行為では、マイナンバーを使う ことができないのです。

さらに、医療保険者は、「個人番号利用事務実施者」として定められているものの、国民健康保険団体連合会や診療報酬支払基金、および医療機関は、個人番号利用事務実施者として定められていません。つまり、医療機関と審査機関では、マイナンバーを使うことができないのです。そのため、マイナンバー制度が導入されると、医療分野の各関係者は、マイナンバー、被保険者証記号番号、患者番号の3つの番号を使っていくということになってしまいます。²⁶⁾

この引用文から、ここで言及される被保険者証の問題点は、マイナンバー制度の施行により 一定程度は解消されることは考えられる。しかし、被保険者番号を活用した医療等 ID の活用 の本格化、といった状況も考慮すると、医療関係者は患者管理におけるこの関係の番号管理が より一層複雑になる、という問題がある。また、医療等 ID については、次のような問題点が 指摘される。

被保険者番号は事業所で社員番号として利用されていることや、保険証による本人確認として幅広く用いられている現状がある。被保険者番号による ID 代用について「なりすましや盗み見が問題になる」「医療情報の不正利用を防止することを困難にする可能性がある」「(医療情報と見える番号が簡単につながることは)特に医療情報と遺伝情報がつながるときにあってはならない」など懸念が多く示されている。

厚労省は、被保険者番号を取り扱う者を対象とするガイドライン制定や「被保険者番号の 第三者提供は慎重に判断すべき」など周知を行うなどとしているが、セキュリティ対応が抜 本的に改善されるものとは言い難い。2020年度の本格運用開始に間に合わせるため、安全 性を割り引いて安上がりの形で仕組みを構築するものといわざるをえない。²⁷⁾

近年、ICT (Information and Communication Technology) を活用した遠隔診療の実施促進の動きが活発である。しかし、そこにおける、音などの当該診療関係技術の不十分さによる、不正診療や過剰診療の可能性が指摘される。もちろん、その遠隔診療時における医療等 ID の活用の進展により、その、不正診療や過剰診療がより不明瞭になり、これらの行為が増加する可能性も考えられる。この場合は、診療報酬への不適正な課税状況が生じることになる。この点を、公正で公平な課税体制を目的の一つとする、マイナンバー制度や法人番号では対処することができない。当該問題の対処法についてはより一層の検討が求められる。本稿では、字数の制約上、ここでの引用文関係の問題点として、ここで指摘した点のみを扱う。

ここで取り上げた①③の問題を解消する上で、全国初とされる、みえライフイノベーション プラットフォームの取組は有意義である。この点をもう少し詳細に示すと以下のようになる。 ただし、ここでの患者は、当該地域でのみ医療関係活動を行うものとする。

- ① もちろん、その方法の詳細については議論が必要だが、保険外診療データが格納されている統合型医療情報 DB とマイナポータルとを適切に連携させることで、当該引用文に記載されている方法が可能になると考えられる。この際、そのデータに、この関係の、法人番号や医療等 ID を関連付けておくことがその DB 整理の上で意義があると考えられる。
- ③ 統合型医療情報 DB に、遠隔診療関係の機器情報とこれによる正確な診療とが結合された情報を登録させておくことが、ここで言及している、不正診療や過剰診療の防止につながると考えられる。その登録の際、法人番号や医療等 ID を適切に活用することで、その結合情報は患者診療の精度向上により一層資すると考えられる。

おわりに

本稿では、租税分野におけるマイナンバー制度に関する医療の視点からの問題点とこの解決策とについて、医療等 ID や法人番号制度やみえライフイノベーション総合特区の事例も考慮しながら検討を加えた。この結果、その代表的な問題としての、保険適用外診療分の医療費控除、遠隔診療関係の不適正な課税、という問題の解消において、その特区における統合型医療情報 DB や、マイナポータルや医療等 ID などの仕組みが有意義である、ということがわかった。なお、ここでは医療機関における損税問題とこの解消方法にも言及しておいた。

租税が社会の多様な分野と関係している、などのことを考慮すると、本稿での分析では租税分野における ICT 活用における問題点の一部しか扱われていない、ということはすぐにわかる。例えば、租税分野におけるマイナンバー制度の問題点には数多くの問題点が存在する²⁸⁾。日本社会の多様な分野における ICT 化の進展、租税分野におけるマイナンバー制度活用の本格化、などの状況を考慮すると、今後、租税分野でも ICT 活用がますます進展していくことは間違いないと考えられる。以上のような状況を見据えると、今後その進展で発生する租税関係の問題とこれへの対処法など、本稿で言及しているような問題への対処法をより本格的に分析していくことは欠かせないと考えられる。もちろん、インターネット上のセキュリティ問題への対処法、マイナンバーカード普及率低迷、マイナンバー制度利活用の現場における当該制度への意識の低さ、など、その関係の問題への対処法についても検討する必要がある。

[謝辞]

本稿の作成にあたり、公認会計士の井上貴司先生、税理士の奥山晋也先生、両先生から有意義なコメントを頂くことができた。ここに感謝の意を表する。

[注]

- 1) この点については、[拙報告書『マイナンバー制度:今後の課題』(ジー・エル・シー R&C、2016 年)]、等の資料を参照するとよい。
- 2) 法人番号の概要については、[国税庁長官官房企画課法人番号管理室「法人番号について」 2018年6月] などの文献を参照するとよい。
- 3) 総務省 HP [http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/01.html]
- 4) 内閣府 HP [https://www.cao.go.jp/bangouseido/faq/faq8.html]
- 5) 租税分野におけるマイナンバー制度導入の歴史的経緯と深く関連する言及が、[大蔵財務協会 編『「マイナンバー」で税制はこうなる!』大蔵財務協会、2012年、35-36頁。] においてなされている。
- 6) 国税庁 HP [https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/gaiyo.htm]
- 7) 国税庁 HP [https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jyoho.htm#kisai]
- 8) 総務省 HP「http://www.soumu.go.jp/main sosiki/jichi zeisei/56538.html]
- 9) 総務省 HP

[http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax_zeimokubetu.html]

10) 財務省「納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について」財務省、2018 年

11) これ以外については、[拙報告書『租税分野におけるマイナンバー制度』(国際文化政策研究教育学会ワーキングペーパー、2018年)] などの資料を参照するとよい。

12) 内閣府地方創生推進事務局 HP

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/index.html]

13) 内閣府地方創生推進事務局 HP

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/index.html]

この⑤~⑦の基準の詳細は、当該 HP 内資料を参照するとよい。ここでは、その他、総合特別 区域法のスキーム、総合特区における規制の特例措置等の概要、総合特区に係る税制上の支援 措置の概要、総合特区に関連する予算措置の概要、などの諸点について整理されている。

14) みえライフイノベーション総合特区 HP

[http://www.mvp.pref.mie.lg.jp/77975034439.htm]

ここでは、以下のことも示される。

<地域協議会参画団体(平成30年12月現在)>

自治体	三重県、津市、鈴鹿市、尾鷺市、鳥羽市、伊賀市、多気町
団体、民間企業等	公益社団法人三重県医師会、公益社団法人三重県歯科医師会、一般社団法人三重県薬剤師会、公益社団法人三重県看 譲協会、一般社団法人三重県作業療法士会、三重県薬事工 業会、辻製油株式会社、株式会社三重ティーエルオー、 公益財団法人三重県産業支援センター
大学、研究機関等	三重大学、鈴鹿医癏科学大学、三重県立看護大学、四日市 大学、四日市看護医療大学、鈴鹿大学、皇學館大学、鈴鹿 工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、近畿大学工業 高等専門学校、三重大学医学部付属病院
金融機関	株式会社百五銀行、株式会社三重銀行、株式会社第三銀 行、株式会社商工組合中央金庫、桑名信用金庫、北伊勢上 野信用金庫、三重信用金庫、紀北信用金庫

<総合特区地域協議会参加金融機関(平成30年12月現在)>

百五銀行(※)、三重銀行、第三銀行、商工組合中央金庫(※)、桑名信用金庫、北伊勢上野信用金庫(※)、三重信用金庫、紀北信用金庫 計8金融機関

- ※・・・内閣府の指定金融機関
- *その他、当該特区のこれまでの経緯についても示されている。
- 15) 三重県 HP [http://www.pref.mie.lg.jp/LIFE/HP/m0076100003 00006.htm] 内資料「平成 30 年度第 2 回みえライフイノベーション総合特区推進本部会議議事概要」
- 16) 三重県 HP [http://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci500014270.htm]
- 17) 日経デジタルヘルス HP

[http://techon.nikkeibp.co.jp/atcl/word/15/327920/120300002/?ST=health]

医療等 ID については、[佐々木裕介 「医療等分野における ICT 施策の動向について」厚生労働省、2016 年、厚生労働省「医療等分野における番号制度について」2015 年] などの文献を参照するとよい。

- 18) 鈴木克己『医療に強い税理士になるための教科書』税務経理協会、2017年、51頁。
- 19) NEC HP [https://jpn.nec.com/mynumber/special/column07/index.html]
- 20) NEC HP [https://jpn.nec.com/mynumber/special/column07/index.html]
- 21) 日本医師会 HP [https://www.med.or.jp/people/what/sh/]
- ²²⁾ 各種税制の概要については、国税庁 HP [https://www.nta.go.jp/] を参照するとよい。また、医療分野における租税については、[鈴木克己『医療に強い税理士になるための教科書』

税務経理協会、2017年]などの資料を参照するとよい。

- ²³⁾ 安達和夫、榎並俊博、金子麻衣、中野直樹『医療とマイナンバー』日本法令、2016 年、83-84 頁。
- 24) 鈴木克己『医療に強い税理士になるための教科書』税務経理協会、2017年、108頁。
- ²⁵⁾ 鈴木善光「医療支出に対する課税について」『生駒経済論叢』11.2、近畿大学経済学会、 2013 年
- 26) 安達和夫、榎並俊博、金子麻衣、中野直樹(2016年)、前掲書、139-142頁。
- 27) 全国保険医団体連合会 HP [https://hodanren.doc·

net.or.jp/news/iryounews/180915_sisk1_medid.html]

²⁸⁾ この点については [拙報告書『租税分野におけるマイナンバー制度』(国際文化政策研究 教育学会ワーキングペーパー、2018 年)] を参照するとよい。

【研究ノート】

三重県内各市の「自立支援型」地域ケア会議の実施について 一各市の「介護保険事業計画」の分析—

武田 誠一

はじめに

「地域包括ケアシステム」の実現は、高齢者を対象とした介護制度にとどまらず、全世代を対象とした地域全体の枠組みに変貌しようとしている。本年3月に公表された「地域包括ケア研究会」の報告書においても、2040年の多元的社会を念頭に行政、事業者、地域住民の役割の再構築を提言している 13。しかし、一方で「地域包括ケアシステム」とは「地域の事情に応じて高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」23という定義からも現在のところ高齢者の介護制度を中心に展開されている。

高齢者が地域で自立した暮らしを送るための生活を支える仕組みづくりが十分に機能することが、次の全世代を対象とした「地域包括ケアシステム」の実現に結びつくものであるといえる。

そのためには、利用者の抱える課題をいかに共有し、その解決に向けどのように取り組むべきかを検討する場が重要であり、その場が「地域ケア会議」である。

I 地域ケア会議と「自立支援型」地域ケア会議

1 地域ケア会議とは

地域ケア会議は、市町村に設置する地域包括支援センターの業務の一部として位置づけられている。そもそも、地域包括支援センターとは介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う相談援助機関である。

厚生労働省は「地域包括支援センターの設置運営について」において、地域包括支援センターの業務内容を、①包括的支援事業、②多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築、③地域ケア会議の実施、④指定介護予防支援、⑤その他、と示している³)。

この通知において地域ケア会議の実施について以下の通り述べられている。

地域ケア会議は、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とするものである。なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、市町村内の全ての介護支援専門員が年に1回は地域ケア会議での支援が受けられるようにするなど、

その効果的な実施に努めること。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市町村が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、以下の趣旨等を踏まえ、市町村と地域包括支援センターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していくことが求められる⁴⁾。

2 地域ケア会議の機能

このように地域住民を含めた多職種の参加で地域ケア会議は行われる。また、地域ケア会議は利用者の個別課題の解決を図るというミクロ的視点だけでなく、医療・福祉専門職の連携の構築や個別課題の背景にある地域課題の発見、地域づくり、地域住民を巻き込んだ地域資源開発などのメゾ的視点を持ち、それらの課題を地域全体の課題として捉え政策提言を行うマクロ的視点の三相構造を持っている。

3 「自立支援型」地域ケア会議とは

地域ケア会議において個別課題の解決を図るため多職種が協働し個別ケースの支援内容を検 討し助言することが「個別事例検討会議」となる。この会議の目的が「高齢者の自立支援に資 する」という視点から「自立支援型」地域ケア会議とも呼ばれている⁵⁾。

この「自立支援型」地域ケア会議の原型は、埼玉県和光市における実践にあるとされている。 宮下によると、和光市の地域ケア会議では介護支援専門員が作成したケアプランの意図と意義 について、介護支援専門員自身が出席者に対して説明する。出席者はそのケアプランが利用者 の自立支援に資するものかという視点で質問・助言を出し提出されたケアプランの検討を行っ ている ⁶⁾。

Ⅱ 「自立支援型」地域ケア会議への懸念

この「高齢者の自立支援に資する」中身について、白澤は、かつて厚生労働省は「要介護者の個人ごと、多職種の第三者による専門的視点を交えて、要介護度に改善等の自立を目指した個別のケア方針を検討する」と述べていたこともあり、地域ケア会議が介護支援専門員に対する指導の場となる懸念を指摘している。

また村瀬によると、「自立支援」に資するとされていることで、個別プランへの指導、助言が 身体機能重視の画一的な「自立」へ向かわせていると指摘している⁸⁾。

このような懸念がある中でも、武田によると「自立支援型」地域ケア会議は各自治体が作成 した今期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中において重要な位置を占めており、今後いっ そう取り組みが進められると指摘している⁹。

Ⅲ 三重県内各市における「自立支援型」地域ケア会議

「自立支援型」地域ケア会議に対しての課題は指摘されているが、今後各地で着実に実施されていく「自立支援型」地域ケア会議について、三重県内各市の取り組み状況を「介護保険事業計画」、「高齢者福祉計画」を基に分析した。なお、介護保険の保険者を「広域連合」で運営している市については「広域連合」の「介護保険事業計画」を用いた。その結果、「自立支援型」地域ケア会議に言及した記述が見られた計画は、津市、四日市市、伊勢市、鳥羽市、志摩市の5市であり、残りの松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、熊野市、いなべ市、伊賀市の9市では「自立支援型」地域ケア会議という文言での記述は見当たらなかった。

1 津市における「自立支援型」地域ケア会議

「津市第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」によると、「自立支援に資するケアマネジメントが推進できるよう支援するため、『地域ケア個別会議』の開催に向けた検討を行います」とされている 100。

2 四日市市における「自立支援型」地域ケア会議

「第7次四日市市介護保険事業計画・第8次期高齢者福祉計画」によると、「個別地域ケア会議については、個別のケース検討会議を発展させる形で実施します。今後は、さらなる課題解決力の向上と地域課題の発見等のため、実施回数を増やしていくとともに、自立支援型の地域ケア会議の開催に向けて検討を進めます」とされている 110。

3 伊勢市における「自立支援型」地域ケア会議

「伊勢市第8次老人福祉計画・第7期介護保険事業計画」によると、「高齢者が地域において自立した日常生活を営むために、個別ケースの自立支援を目的に地域包括支援センター及び多様な専門職種(医師・薬剤師・リハビリテーション職・生活支援コーディネーター等)が協働し、ケアプラン作成を支援する自立支援型地域ケア会議等を開催します」とされている 120。

4 鳥羽市における「自立支援型」地域ケア会議

「鳥羽市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」によると、「地域ケア個別会議では、「困難事例型」と「自立支援型」の2種類を実施し、困難事例と高齢者の自立支援におけるケアマネジメントの充実を図ります」とされている¹³⁾。

5 志摩市における「自立支援型」地域ケア会議

「志摩市第7期介護保険事業計画・及び高齢者福祉計画」によると、「介護保険制度の理念である、支援を必要とする人が尊厳を保持し、その人のもっている力を活かしつつ本人が望む生活の実現を支援していくため、医療・保健・介護の専門多職種で自立に向けた支援の在り方に

ついて検討する自立支援型地域ケア会議を月 1 回開催し、支援プランを作成するケアマネジャーの資質向上と医療・保健・介護のネットワークづくり、地域の課題や資源の把握を図ります」とされている¹⁴⁾。

VI 「介護保険事業計画」、「髙齢者福祉計画」における地域ケア会議の計量テキスト分析

各市の「介護保険事業計画」、「高齢者福祉計画」では、「自立支援型」地域ケア会議への取り組みついては温度差が見られたが、次に地域ケア会議への取り組みについて「介護保険事業計画」、「高齢者福祉計画」における記述を、計量テキスト分析という手法で分析した。

1 計量テキスト分析とは

計量テキスト分析では分析者の主観が入らず、大量のテキストデータから一定のパターンを発見することができ、結果も視覚化が可能である。分析には計量テキスト分析ソフト、KH Coder (Version 3 Alpha13m: 2018) を使用した。

KH Coder とは、新聞記事、質問紙調査における自由回答項目、インタビュー記録など、社会調査によって得られる様々な日本語テキスト型データを計量的に分析するために制作された、内容分析(計量テキスト分析)もしくはテキストマイニングのためのフリーソフトウェアである。

今回、KH Coder を分析に用いた理由は、語と語の結びつきを探る「共起ネットワーク」や内容が似た文書を探す「クラスター分析」などの分析手法が充実しており、これまでに 2000 件以上の研究に使用された実績を評価したからである。

2 分析対象

前章と同じく各市の「介護保険事業計画」、「高齢者福祉計画」を基に「地域ケア会議」に関する記述を抽出したが、桑名市と名張市は「地域ケア会議」という文言を使用していないため、この2市は対象から除外した。

3 分析手順

対象とした 12 市の「介護保険事業計画」、「高齢者福祉計画」から抽出した「地域ケア会議」 に関する記述を一つのファイルに集約した。

集約したテキストデータを KH Coder で分析を行ったが、例えば「地域ケア会議」が「地域」と「ケア会議」に分割して抽出されることのないように強制的に抽出する語の指定を行った。

次にすべての語で出現頻度の多い頻出語を、上位 150 語として抽出語リスト作成した。抽出 語リストとは、品詞ごとに頻度順にリストアップしたものである。

これらの頻出語がどのような語と関連して使われているかを調べるため、共起ネットワーク 分析をおこなった。共起ネットワーク分析では対象となる単語の結果を見やすくするため最少 出現数および最大出現数を調整し、強い共起関係ほど太い線で描画した。

4 分析結果

KH Coder で分析した結果、総抽出語数 2839 語、異なり語数 550 語であった。分析の結果、頻出語の出現回数が 10 回以上をリストアップしたものが表 1 である。最多は「地域ケア会議」(33) で続いて、「地域」(30)、「開催」(29)「課題」(20) という語が頻出していた。

表 1 頻出語リスト(出現回数が10回以上)

	以が、10 国 以上 /
抽出語	出現回数
地域ケア会議	33
地域	30
開催	29
課題	20
検討	19
図る	18
解決	17
髙齢者	17
会議	16
支援	16
医療	14
実施	13
連携	13
構築	12
行う	12
地域課題	12
必要	12
多職種	11
地域包括支援センター	11
把握	11
ケアマネジメント	10
介護	10
向ける	10

5 共起ネットワーク分析

抽出した語がどの語と一緒に使われていたのかという「共起」に注目した分析である共起ネットワーク分析(Jaccard 係数 0.3 以上、最小出現数 5、最小文書数 1)の結果が図1である。比

較的強く結びついている部分を自動的に検出してグループ分けを行い、その結果を色分けに よって示す「サブグラフ検出」で表した。

出現パターンが似通った語、すなわち共起の程度が強い語を線で結んで、各語の関連を示しており、出現数の多い語ほど大きな円で、Jaccard 係数で測定した共起関係が強いほど太い線で描画されている。

特徴的な部分としては、「サブフラフ 01」では「資源開発」「地域課題」「地域づくり」などの言葉が「共起」されており、地域ケア会議の社会資源開発など政策提言機能に視点が置かれている。「サブグラフ 02」では、「医療」「介護」「保健」「多職種」などの言葉が「共起」されており、多職種連携に視点が置かれている.

「サブグラフ 03」では「地域ケア会議」「開催」「検討」などの言葉が「共起」されており、 地域ケア会議の実施に視点が置かれている。

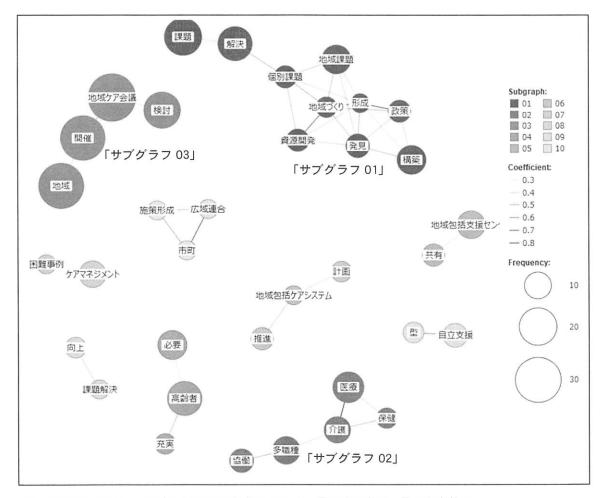


図 1 共起ネットワーク分析(Jaccard 係数 0.3 以上、最小出現数 5、最小文書数 1)

Ⅶ 「自立支援型」地域ケア会議と地域ケア会議

各市の「介護保険事業計画」、「高齢者福祉計画」を分析した結果、「自立支援型」地域ケア会議については、その取組が進んでいるところ、取組みがこれからのところが存在していた。

一方で地域ケア会議については各市とも「介護保険事業計画」、「高齢者福祉計画」において、 必要性のみならず地域ケア会議が果たす機能を十分に理解しており、その推進が地域包括シス テムの実現に重要な鍵を担っている点を認識していた。

おわりに

「いつまでも元気で暮らしたい」、「暮らしてほしい」という願いは、住民の誰もが持つものだろう、それを支える仕組みとして「自立支援型」地域ケア会議, 地域ケア会議は機能しなくてはならない。

そのため行政,事業者だけでなく、地域住民の参加による「自立支援型」地域ケア会議、地域ケア会議の実施が不可欠であろう。

各地で実施される「自立支援型」地域ケア会議、地域ケア会議について、その運営を住民参加という視点で評価していくことが、今後の研究課題であるといえる。

引用文献

- 1) 『2040 年: 多元的社会における地域包括ケアシステム』 地域包括ケア研究会 2019 年。
- 2) 『厚生労働白書(平成26年版)』 2013年。
- 3) 「地域包括支援センターの設置運営について」 厚生労働省 2018年。
- 4) 「地域包括支援センターの設置運営について」 厚生労働省 2018年。
- 5) 武田 誠一 「『自立支援型』地域ケア会議実施の課題――地域で暮らすための支援のあり 方――」『地研年報』23 2018年、57-64頁。
- 6) 宮下 公美子 『埼玉・和光市の高齢者が介護保険を"卒業"できる理由(わけ)』 メディカ 出版、2015年、63-75頁。
- 7) 白澤 政和『地域のネットワークづくりの方法』 中央法規出版、2013年、41頁。
- 8) 村瀬 博 「「自立」志向の「財政的インセンティブ」施策のゆくえ」 『国民医療』 (338) 2018 年、 54-63 頁。
- 9) 武田 誠一 「『自立支援型』地域ケア会議における助言内容の特徴 -KH Coder による伊勢市『生活支援会議』アドバイザー意見の分析-」『最新社会福祉学研究』 (14) 2019年、93-100頁。
- 10) 『津市第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画』 津市 2018年、29頁。
- 11) 『第7次四日市市介護保険事業計画・第8次期高齢者福祉計画』 四日市市 2018年、29 頁。
- 12) 『伊勢市第8次老人福祉計画・第7期介護保険事業計画』 伊勢市 2018年、63頁。

- 13) 『鳥羽市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画』 鳥羽市 2018年、55頁。
- 14) 『志摩市第7期介護保険事業計画・及び高齢者福祉計画』 志摩市 2018年、44頁。

参考文献

- 1) 藤井美和・小杉孝司・李政元 『福祉・心理・看護のテキストマイニング入門』中央法規 2005 年。
- 2) 樋口 耕一 『社会調査のための計量テキスト分析』 ナカニシヤ出版 2014年。

2018 年度地域問題研究所活動記録

(2018年4月~2019年3月)

- 1 地域問題研究所概要
- 2 地域問題研究所活動日誌
- 3 地域問題研究所刊行物
- 4 研究活動

1 地域問題研究所概要

地域問題研究所規定

(名称)

第1条 この研究所は、三重短期大学学則 63条の2に基づき、三重短期大学付属施設として 設置し、三重短期大学地域問題研究所(以下研究所という) と称する。

(目的)

第2条 研究所は、本学がよって立つ地域社会に関わる諸問題の調査研究を行い、もって、 地域社会の生活と文化の向上に寄与し、あわせて、本学の教育・研究の発展に資す ることを目的とする。

(所員)

第3条 本学の専任教員は研究所の所員となる。

2 所員は総会での議決を行う。また、研究所の施設・資料の利用、研究所の刊行物へ の研究成果の掲載を行うことができる。

(事業)

第4条 研究所は、その目的を達するため、必要に応じて三重短期大学地域連携センターと 協力して次の事業を行う。

- (1) 調査および研究
- (2) 文献・資料・情報の収集・保管・閲覧及び関係機関との研究・文献資料などの交流
- (3) 研究会の開催及び研究成果の公表
- (4) その他研究所の目的達成のために必要と認められる事業

(著作権)

第4条の2 研究所の刊行物に掲載された著作物の著作権は研究所に属する。

(運営組織)

第5条 研究所には、研究所長、総会、運営委員会を置く。

(研究所長)

第6条 研究所長は、総会の推薦に基づき、学長が任命する。

- 2 所長は、研究所の業務を掌理し、研究所を代表する。
- 3 所長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第8条 基本事項は総会において審議・決定する。

- 2 議長は所長とし、所長は必要と認めた時、または所員から要請があった時に総会を 招集する。 総会は所員の過半数の出席により成立する。
- 3 本条第1項にいう基本事項とはつぎのものをいう。
- (1) 年度事業計画及び予算の作成、決算の承認
- (2) 研究員の推薦
- (3) 研究所長の推薦
- (4) その他研究所に関する重要事項

(運営委員会)

第8条 研究所の運営を行うため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、所長、両科選出の運営委員 2 名、研究員の互選による若干名とし、学 長が任命する。
- 3 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 運営委員会の議長は所長とし、所長は研究所の運営のために、定期的に委員会を開催する。

(研究員)

- 第9条 研究員は、研究費の支給を受けて地域研究をすすめ、 また互選により研究所運営委員となることができる。
 - 2 研究員は、所長が総会にはかって、所員の中から推薦し、教授会の議を経て学長が

任命する。

(特別研究員)

第10条 特別研究員は、広く学内外に人材を求め、所長が総会にはかって推薦し、教授会の

議を経て学長が任命する。

(監査)

第10条の2 監査は研究員でない所員であって、総会が指名した者が行う。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるものの他、規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

付則 監査に関する規定は、2017年度会計から施行する

2 本規程は2008年4月1日から施行する。

3 この規程の施行の際、旧研究室規程により現に室長、運営委員または研究員となっ

ている者の 取り扱いについては、それぞれ新規程による、所長、運営委員、研究員

とみなす。

2018 年度研究所構成員

所長 立石 芳夫 (法経科 教授) 運営委員 (法経科) 大畑 智史 (法経科 准教授) 運営委員(生活科学科) 駒田 亜衣 (生活科学科 准教授) 年報担当 大畑 智史 (法経科 准教授) 通信担当 駒田 亜衣 (生活科学科 准教授) 会計担当 立石 芳夫 (法経科 教授)

交流集会担当 小野寺 一成 (生活科学科 准教授)

研究員 楠本 孝 (法経科 教授)

杉山 直 (法経科 准教授) 大畑 智史 (法経科 准教授) 川崎 航史郎 (法経科 准教授) 田添 篤史 (法経科 准教授) 長友 薫輝 (生活科学科 教授) 山田 徳広 (生活科学科 教授) 武田 誠一 (生活科学科 准教授) 駒田 亜衣 (生活科学科 准教授) 北村 香織 (生活科学科 准教授) 相川 悠貴 (生活科学科 助教)

奨励研究員 小野寺 一成 (生活科学科 准教授)

特別研究員 岩田 俊二

雨宮 照雄 茂木 陽一

共同研究員 谷口 水穂 (駒田 共同研究員)

奥野 元子 (駒田 共同研究員)

助手 田中 里佳

2 地域問題研究所活動日誌

2018年4月19日 | 運営委員会議

法経科共同研究室にて

研究員承認について、運営体制承認について、昨年度会計報告

4月19日 | 所員総会

第一演習室にて

研究員承認について、運営体制承認について、昨年度会計報告

5月24日 運営委員会議

法経科共同研究室にて

研究費配分について、各担当から (年間計画など)

5月24日 | 所員総会

第一演習室にて

研究費配分について

8月23日 臨時総会

第一演習室にて

予算額修正について

8月31日 「地研通信」第130·131号発行 32頁

2018年 地域問題研究所研究員一覧

第56回地城問題研究交流集会報告(要旨)

編集後記

9月30日 『地研年報』第23号発行 96頁

【論説】

地方都市における持続可能な集約型都市構造(コンパクトシティ)の形成 に向けて-津市を事例として検討を試みた考察- 小野寺 一成

【研究ノート】

大規模災害時に日本人被災者と外国人被災者が協働して避難所を運営するための基礎的条件について

- 〇はじめに 楠本 孝
- 〇アンケート調査結果からみる外国人住民の防災意識 池村 典子
- ○外国人住民の「非常用持ち出し袋」の準備に関する調査について 今井 満代
- ○避難所名簿の作成の効率化について 伊藤 良介

「自立支援型」地域ケア会議実施の課題

-地域で暮らすための支援のあり方- 武田 誠一

近世後期における農村窮乏化の構造と実態

- 久居藩領諸村を事例に- 茂木 陽一

2017 年度地域問題研究所活動記録

地域問題研究所概要

地域問題研究所活動日誌

地域問題研究所刊行物

研究活動

10月27日 | 第58回地域問題研究交流集会 開催

三重短期大学 45番教室にて

テーマ

「地方都市における持続可能な"コンパクトシティ"の形成に向けて」 講師

野嶋 慎二(福井大学大学院教授)

樋口 秀(長岡技術科学大学大学院准教授)

浅野 純一郎 (豊橋技術科学大学教授)

松浦 健治郎(千葉大学准教授)

内田 奈芳美(埼玉大学准教授)

コーディネーター

小野寺 一成

11月30日 「地研通信」第132号発行 12頁

「福祉国家」は誕生するのか 田添 篤史

受入図書一覧

編集後記

2019年2月28日 | 「地研通信」第133·134号発行 36頁

第 58 回地域問題研究交流集会報告 (要旨)

編集後記

3月11日 第59回地域問題研究交流集会 開催

三重短期大学 演習室1にて

外国人との共生について 楠本 孝

三重県工業研究所が開発した新規セミドライフルーツ製造法が抗酸化能 に及ぼす影響 山田 徳広

立地適正化計画における拠点配置と誘導区域にみる都市構造の研究

一地方都市で策定された立地適正化計画を対象としてー 小野寺 一成 「自立支援型」地域ケア会議における助言内容の特徴

ー伊勢市「生活支援会議」を事例としてー 武田 誠一 地域の医療保障体制の再編について

~国保の都道府県単位化と地域医療構想~ 長友 薫輝

基礎的自治会における災害弱者の救援対策に関する事例研究

岩田 俊二

近世中後期中勢地域における被差別身分の人口動態について

茂木 陽一

3 地域問題研究所刊行物

地研诵信

号数	発行日	是是1955年,1965年第二十 六章 1945年,1965年1971年,1965年19	頁数
130/131 号	2018.8.31	2018年 地域問題研究所研究員一覧 第 56 回地域問題研究交流集会報告(要旨) 編集後記	32
132 号	2018.11.30	「福祉国家」は誕生するのか 田添 篤史 受入図書一覧 編集後記	12
133/134 号	2019.2.28	第 58 回地域問題研究交流集会報告(要旨) 編集後記	36

地研年報

第23号 2018.9.30 発行 96頁

【論説】

地方都市における持続可能な集約型都市構造(コンパクトシティ)の形成に向けて-津市を事例 として検討を試みた考察- 小野寺 一成

【研究ノート】

大規模災害時に日本人被災者と外国人被災者が協働して避難所を運営するための基礎的条件に ついて

- ○はじめに 楠本 孝
- ○アンケート調査結果からみる外国人住民の防災意識 池村 典子
- ○外国人住民の「非常用持ち出し袋」の準備に関する調査について 今井 満代
- ○避難所名簿の作成の効率化について 伊藤 良介

「自立支援型」地域ケア会議実施の課題-地域で暮らすための支援のあり方- 武田 誠一

近世後期における農村窮乏化の構造と実態-久居藩領諸村を事例に- 茂木 陽一

2017 年度地域問題研究所活動記録 地域問題研究所概要 地域問題研究所活動日誌 地域問題研究所刊行物 研究活動

4 研究活動

【研究員一覧】

研究員名	研究テーマ	研究概要
杉山 直	トヨタの労使関係	トヨタは2017年5月に「働き方・働く意識の変革に向けた専門委員会」を労使間に設け、事務技術職、技能職及び業務職を対象にした「働き方」に関する改革に向けた議論を始めた。そして、2017年12月から脱労働時間を意識した裁量労働制であるFTL(I)を導入した。これ以降も、議論が続けられている。本研究では、これに関わりトヨタの事務技術職の労働時間制の歴史的展開を整理し、トヨタの労働時間制及び労使関係の特徴をあきらかにする。トヨタのFTL(I)は、関連企業にも影響を与えるが、三重県下の関連企業の動向も明らかにしたい。
大畑 智史	租税分野におけるマイナンバー 制度	近年、世界的に行政など社会の多くの場面で ICT 化の動きが強まってきた。このような状況の中で、日本では、マイナンバー制度が 2015 年度に施行段階に入った。このマイナンバー制度と税制とが密接な関連性を持つことはよく知られているが、その詳細な関連性分析が求められる状況がある。三重県内の行政などの場面においてもマイナンバー制度は無視できない。以上のことから、本研究では、租税分野におけるマイナンバー制度の問題点とこれへの対策を考察する。2018 年度は、2017 年度に実施した当該分析をより精緻なものとする。この際、できるだけ、三重県などの地域における、本研究の主要論点についての事例分析も交えることとする。以上の分析は、租税分野におけるマイナンバー制度のより精確な運用につながるものと考えられる。

山田 徳広	三重開発を重要を表する。 三重開発に関連を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	三重県工業研究所・食と医薬品研究課では、マイクロ波処理(電子レンジ処理)と熱風乾燥処理を組み合わせた新規セミドライフルーツ製造法(MW 法)を開発し、津市内産や三重県産のナシ・ブドウを用いたセミドライフルーツの開発を進めている。ナシとブドウは機能性を有するポリフェノール類を多く含んでいるが、その含量は加工中に分解して減少する事が知られている。現段階において MW 法を用いた場合のポリフェノール含量の変動に関する研究は行われていない。本研究は、津市内産を中心とした三重県産ナシとブドウを用て通常法または MW 法によるドライフルーツを製造し、そこに含まれる総ポリフェノール量を測定し、比較する。
相川悠貴	運動が食欲や食事摂取に及ぼす影響	【背景】運動は食欲や食事摂取に影響を及ぼすことが、多くの研究で報告されている。その中で、対象や運動様式、対象者心理によって、運動が食欲や食事摂取に与える影響は異なることが明らかになってきた。エアロビック・抵抗性混合リズム運動は、楽しく、身体に高負荷を与えられる運動であり、健康維持に有効な運動として知られている。 【目的】エアロビック・抵抗性混合リズム運動が食欲と食事摂取に及ぼす影響を明らかにすることである。 【方法】健康な人を対象に、安静後と 60 分のエアロビック・抵抗性混合リズム運動が食欲と食事摂取に及ぼす影響を明らかにすることである。 【方法】健康な人を食なと食事摂取を、交差試験により検討する。対象者は 8 人程度募集する。運動強度は心拍する。食が、疲労はビジュアル・アナログ・スケールを用いて評価し、食事摂取は被験食を自由摂取されて評価する。 【予想される結果】60 分のエアロビック・抵抗性混合リズム運動後はイライラ感や抑うつ感が減少する。その満足感と運動により食がが減少し、食事摂取量の増加が生じないことが予想される。 【本研究の意義】体重減量に対する効果的な運動方法を提言する知見になり得る。これは、三重県民や三重短期大学学生の健康増進に繋がる知見となる。また、食物栄養学専攻学生と実施することで、卒業後三重県の健康増進に携わる者に、運動と食事に関する知識を身につけさせる成果も得られる。
駒田 亜衣	三重県と和歌山 県の南部に伝わ る郷土料理の一 考察 〜「馴れずし」を 中心に特徴とそ の背景〜	熊野灘に面する、三重県において東紀州とよばれる地域と、和歌山県の東牟婁郡とよばれるこの二つの地域は、江戸時代には同じ紀州徳川家の統治下にあり、当然ながら政治的、経済的、文化的な繋がりがあり、かつ気候においても共通点がうかがえる。その他、郷土料理の側面からみても幾つか地域の繋がりの傾向を感じる点が多々ある。そこで本研究では、「馴れずし」をつくる地域への現地調査、および地域に残る資料から背景を追求し、その特徴を明らかにすることを目的とする。
川崎 航史郎	地域産業を支え る建設・運輸・福 祉労働者の人材 確保と労働条件 保障	運輸、建設、福祉産業は、地域の持統性の維持や、社会的インフラの整備にとって不可欠な産業であるが、近年、労働条件の悪化が進展し、人手不足に陥っている。これらの分野は多数の労働に依拠して産業が成り立っており、人手不足は産業の維持、ひいては地域社会の健全な維持にも支障をきたすため、労働条件の改善と人材確保は喫緊の課題である。研究手法としては、これらの産業の労働条件が労使自治によってではなく、発注者、公定価格に影響されることから、発注者の労働条件確保責任という観点から発注額の在り方を検討したい。

楠本 孝	ヘイトスピーチ 解消法を受けた 地方公共団体の 課題	ヘイトスピーチ解消法 4 条 2 項は、地方公共団体に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講じるよう努めることを求めている。さらに、5 条 2 項は、相談体制の整備を、6 条 2 項は教育活動の実施を、7 条 2 項は住民に対する啓発活動実施を、地方公共団体に求めている。これら施策の具体的な内容を先進自治体の取り組みを案材として研究したい。
田添 篤史	三重県内における地理的という。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	現在の日本では、従来からみられた属性が異なるのの間での格差の 増大に限らず、同属性の中での格差の増大がみられており、「断片化」 が進行しているとされる。このような研究は日本経済を全体として 分析するものが主流であり、地理的要因については捨象されがちで ある。本研究では統計データを利用しながら地理的な関係性を明確 にしつつ、格差の変動を研究する。
武田一誠一	三重県内の社会福祉法人が実施する「地域における公益的な取組」の実態調査	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」については、平成 28 年に成立した改正社会福祉法の規定に基づき、平成 28 年 4 月から、当該取組の実施が法人の實務として位置付けられている、現在、地域包括ケアシステムの深化が求められ、地域共生社会の実現に向け、地域の力、互助への期待が大きくなってきているが、そのような中で地域における福祉の拠点である社会福祉法人が「公益的な取組」として互助活動への支援が展開されると、活動の基盤強化につながるといえる。そこで、本研究では三重県内の社会福祉法人が実施する「地域における公益的な取組」の実態の調査を行い、三重県内での先駆的な取組の発掘、また制度運営の課題など「地域における公益的な取組」を取り巻く状況を明らかにし、「地域における公益的な取組」が社会福祉法人、地域住民双方に機能するよう制度の実態を考察していく、
長友 薫輝	地域の医療保保の医療保護のの医療の関連のの医療の関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関する。 は、	地域医療構想と地域包括ケアシステムを両軸として、地域における 医療と介護の体制整備が進められている。特に、2018 年度は診療報 酬と介護報酬の同時改定され、,国民健康保険の都道府県単位化が始 まった。このような時期において、実際に地域の医療保障・介護保 障がどのように整備されているのか。これまで関わってきた秋田県 鹿角市、福岡県北九州市・福岡市における地域調査を行い、各自治 体の今後の政策展開に貢献することを目的として研究を進めたい。
北村 香織	占領期厚生省資料からみる社会 福祉政策成立過程	現在の社会福祉制度の根幹は敗戦後の1945年以降に整備されたと考えられている。社会福祉政策の現状分析を行う際にも、その成立過程を明らかにしておくことは有益であると考えられる。そして、この時代の政策を分析するにあたっては、1945年から1952年のGHQによる占領政策と切り離すことができない。本研究では、とりわけ障害者福祉政策に着目し、現在収集している資料の整理を行った上で占領下の障害者福祉政策の動向について明らかにすることを目的とする。

【奨励研究員一覧】

奨励研究員名	研究テーマ	研究概要
小野寺 一成	地向ト形手究 = 集にスマーニクの生研 ~ 造せグ ・ 造再る 横 ロン 点都たか とにそ 拠型けラー は が しゅう で が しゅう かんが しゅう かんがん かんがん かんがん かんがん かんがん かんがん かんがん かんが	昨年度に引き続き地方都市の再生に向け、重要な歴史的文化的資源と公的施設や都市機能が集積した城址周辺地区や商業業務地区を含む中心市街地及び地域拠点に着目して、コンパクトな都市構造の形成と都市再生手法に関する知見を得ることを目的とする。一昨年度収集した、都市機能が集積する城址周辺地区や商業業務地区において公共施設集約化等による先進的な都市づくりを行っている全国の事例、昨年度整理した全国地方都市を対象とした立地適正化計画における各種拠点の位置づけ、及び、津市を事例として検討を試みた考察をベースとして、今年度は全国の地方都市が目指す多核ネットワーク型都市を構築する地域拠点に着目する。先進自治体の取組を俯瞰し、拠点の役割と像、その実現に向けて様々な計画や事業との連携によるプロセスプランニングについてまとめる。具体的・先進的な事例をもとに調査を行い、先行プロジェクトの背景やプロセスの特徴をまとめ、地方都市再生のあり方や再生手法を考察し、三重県及び津市などの持続可能なコンパクトシティの形成に向けた基礎的資料とする。

【特別研究員一覧】

特別研究員名	研究テーマ	研究概要
岩田 俊二	人口動態等社会 的条件から見た 災害弱者援護 策の研究-三重 県津市,尾鷲市, 静岡県焼津市の 調査地区につい て-	過去数年にわたって三重県津市の香良洲浜浦地区,栗真根上り地区, 桜橋1丁目地区,三重県尾鷲市古江地区,静岡県焼津市港第14自治会 第5町会等について災害弱者の接護対策についてのアンケート調査 や現地調査を行い,各地区の災害弱者接護対策・体制をおおむね把握 してきたところである。その対策・体制の実効性を検証し,現実的な 災害弱者対策を研究するために,当該地区の特に人口動態・空家の状 況・家屋の構造・形式等社会的条件を踏まえた検討の必要性を認識 した。そこで,上記の調査地区について主にオープンデータにより人 口動態等の社会的な状況を調べ,当該地区で考えられる災害弱者接護 対策・体制を研究する。
雨宮 照雄	自治体財政分析の手法の研究	総務省は地方自治体に対して平成29年度までに統一的な基準に基づく財務書類の作成を要請している。今年度は各自治体から、財務書類が公表されると思われるが、本研究では、三重県市町を対象に、新しい財務書類によりどのような分析が可能か考察していく。
茂木 陽一	近世伊勢神宮領 における行き倒 れの研究	近世伊勢神宮領は、諸国からの参宮道者の来訪に伴い行路病者、行路病死者も多数出現した。他方、参宮道者の来訪は多数の組織化されない乞食・野非人も招来した。彼らは排除の対象でもあったから縊死・病死・餓死などの乞食死も少なからず出現した。この両者を「行き倒れ」ととらえて。その実態と数量的把握を行うことで、近世三重県域における貧困とその保護の問題を考察する。

【共同研究員一覧】

研究代表者	共同研究員名	所属/役割分担
駒田 亜衣	谷口 水穂	三重食文化研究会会員、三重短期大学名誉教授 現地調査聞き取り、資料収集、論文執筆
駒田 亜衣	奥野 元子	三重食文化研究会会員、元三重短期大学非常勤講師 現地調査聞き取り、資料収集、論文執筆

執筆者紹介

岩田 俊二 三重短期大学名誉教授・特別研究員

中井加代子 三重短期大学生活科学科助手

大畑 智史 本学法経科准教授

武田 誠一 本学生活科学科准教授

地研年報 第24号

2019年9月30日発行

編集兼発行者 地域問題研究所長

立石 芳夫

発 行 所 三重短期大学地域問題研究所

〒514-0112 三重県津市一身田中野157

TEL 059-232-2341

印 刷 所 合資会社 黒川印刷

〒514-0008 三重県津市上浜町2-11

 $T\ E\ L\quad 059-226-4877$

ANNALS OF THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES

TSU CITY COLLEGE

No.24 2019



Edited and Published by

The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES

Tsu City College

Tsu, Mie, Japan